

# みんなのデジタルリポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

## The Political Economy of an Indian Rebellion in Colonial Mexico: The Case of Tlalmanalco, Chalco Region, in 1774

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 安村, 直己 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00004203">https://doi.org/10.15021/00004203</a>

## 植民地期メキシコにおけるインディオ騒動の政治経済学

——1774年トラルマナルコ村（チャルコ地方）の事例——

安 村 直 己\*

The Political Economy of an Indian Rebellion in Colonial Mexico:  
The Case of Tlalmanalco, Chalco Region, in 1774

Naoki YASUMURA

Historians studying Mexican Indian village communities under colonial rule have recognized that Indian rebellions are one of the keys to understanding their ways of living and thinking. William Taylor was the first to realize the importance of Indian rebellions. Having systematically analyzed a large number of cases, he postulated a set of general characteristics which he attributed to the Indian community-oriented mentality. In other words, he explained the frequency of Indian rebellions in colonial Mexico in terms of community autonomy and solidarity, which he thought derived from the mentality of the Indians.

Since Taylor's study was published in 1979 there has been discussion about whether his model has general validity in time and space. Eric Van Young, in trying to revise it, has given more importance to the increasing economic inequality in the interior of Indian village communities during the second half of the 18th century. He argues that rebellions served to repair community solidarity in jeopardy by displacing accumulated internal tensions toward external targets.

In my opinion, Van Young has contributed considerably to our understanding of Indian rebellions by locating them in a more precise historical context, in contrast to Taylor's static model. But Van Young has approached rebellions in the same manner as Taylor in two points.

---

\* 国立民族学博物館第4研究部

**Key Words :** Indian rebellion, colonial Mexico, community politics, agrarian problems, Bourbon reforms

キーワード：インディオ騒動、植民地期メキシコ、共同体内政治、土地問題、ブルボン朝諸改革

First, both have aimed to generalize about Indian rebellions after analyzing many cases, without paying much attention to the particular circumstances under which each rebellion evolved. Second, each of them started from the supposition that the Indian village community was a “closed corporate community” characterized by communal landholding, limited membership, and an egalitarian way of thinking, and they were not so much concerned with how particular communities deviated from such a supposition.

In this article, avoiding such a generalizing approach, I will focus my analysis on the case of the Indian rebellion of 1774 in Tlalmanalco (Chalco region). My aim is to make clear the concrete historical processes which led villagers to take such a recourse. On the other hand, I will start the analysis without any a priori model of the Indian village community. Contrary to Taylor and Van Young, I will reconstruct village life in the light of the facts revealed in archival sources referring to the rebellion, putting emphasis on the community’s internal economy and politics as well as on its relationships with the outer world.

The main part of this article consists of three sections. The first describes some transformations which central Mexican Indian society suffered after the Spanish Conquest, for the purpose of situating the Tlalmanalco rebellion in a historical perspective of *longue durée*.

In the second, I will describe as concretely as possible how this rebellion evolved and what happened to the community after its apparent abortion, revealing community political conflicts and some external actors’ intervention in them. Also it will become clear that the entire community did not participate in the rebellion, but only a small fraction.

In the third section, I intend to explain how internal politics and external intervention influenced the course of the rebellion, throwing light on the agrarian problems of the Chalco region that Indian village communities suffered during the second half of the 18th century, as well as on the impacts of the Bourbon reforms introduced by José de Gálvez to the rural society of the region. In this way it will become clear that the Tlalmanalco rebellion cannot be interpreted only in terms of Indian community-oriented mentality, but that also its relation to the political economy of the community and the external world at that epoch must be considered.

In the final part, I will indicate some problems that need to be examined more profoundly in the future.

はじめに	2-3-3. 解体反対派の攻勢
1. 歴史的背景	2-3-4. 解体推進派の結束
1-1. 先スペイン期のナワ・インディオ社会	2-3-5. 批判的考察
1-1-1. 政治構造	2-4. 騒動後の駆け引き (II)
1-1-2. 社会構造	2-4-1. インディオ総合裁判所の対応
1-1-3. 土地所有構造	2-4-2. ベラスケスらの再攻勢
1-2. スペインによる征服のインディオ社会へのインパクト	2-4-3. 総代官グラハーレスの対応
1-2-1. アルテペトルへのカピルドの導入	2-4-4. 批判的考察
1-2-2. 社会構造と土地所有構造における連続性と変化	2-5. トラルマナルコ騒動の構図
1-2-3. インディオ社会の細分化	3. トラルマナルコ騒動の政治経済学
1-3. チャルコ地方の歴史	3-1. チャルコ地方における土地問題
1-3-1. 征服から植民地統治の制度化へ	3-1-1. 土地訴訟の数量的分析
1-3-2. スペイン人による土地の集積とアシエンダの形成	3-1-2. インディオ同士の土地訴訟
1-3-3. インディオ村落共同体の現実	3-1-3. 政治的党派と土地問題
2. トラルマナルコ騒動	3-1-4. インディオ村落共同体と外部世界
2-1. トラルマナルコ文書の性格と構成	3-2. 1760年代、1770年代のヌエバ・エスパーニャの政治状況
2-2. トラルマナルコ騒動の経緯	3-2-1. ブルボン朝諸改革と総巡察使ホセ・デ・ガルベス
2-2-1. 塔の解体決定にいたるプロセス	3-2-2. チャルコ地方におけるブルボン朝諸改革
2-2-2. 総代官マルティネスの報告	3-3. 騒動への道
2-2-3. 尋問調書の内容	3-3-1. 1760年代の村落共同体内の政治情勢
2-2-4. 批判的考察	3-3-2. 新しい勢力配置と外部世界
2-3. 騒動後の駆け引き (I)	3-3-3. 従属的党派の戦略としての騒動
2-3-1. ベラスケスの請願書	3-4. トラルマナルコ騒動の歴史的意義
2-3-2. マルティネスの反論	おわりに

## はじめに

1785年のことである。ヌエバ・エスパーニャ副王領（植民地期メキシコの呼称）の首都メキシコ市から北方に25キロほどの地点に位置するクアウトランという村で、インディオのための礼拝堂に置かれていた聖母マリア像をカトリックの司祭が修復しようとしたところ、村のインディオがこの措置に反対して一斉に蜂起した。この

聖母像に手を加えることはその破壊に等しい所業であり、修復された像はもはやいまのものとは別物になってしまうのだ、というのが彼らの言い分であった。生命を落としかねない状況下、司祭は村から逃亡し、この地の治安回復を目的としてメキシコ市から竜騎兵連隊が派遣されるにおよんだ [GIBSON 1964: 134]。

この事件は、鎮圧のために軍隊が動員されている点を除けば、植民地期メキシコにおける一連のインディオ騒動の特徴を浮き彫りにしている。外部の者から見ればほんの些細な出来事や善意からとられた措置が、インディオ村落共同体をして過剰なまでの反応をとらせ、それが蜂起にまで発展するケースは、日常茶飯事とまではいかなくとも、史料の中には少なからずその姿を現しているのである。この現象は、インディオ村落共同体の存在形態やそれが置かれていたより広い社会・経済・政治的文脈との連関を探るうえで、1つの重要な手掛かりを提示しているにも関わらず、長い間、歴史研究の対象とされてこなかった。こうした研究状況を一変させたのが、テイラーの画期的な業績であった [TAYLOR 1979]。

テイラーによれば、メキシコ中央部および南部オアハカ地方におけるインディオ村落共同体は、18世紀には以下のような特徴を備えていた。その内部では共同体的土地所有を基盤とし、成員間の経済的不平等が一定限度内に抑えられ、コフラディアと呼ばれるカトリックの信徒会や祭礼などを通じ、共同体への帰属意識が日常的、周期的に確認される。他方で、16世紀中葉から後半にかけてスペイン王室により植民地統治が制度化されていく過程において、行政機構の末端に位置する村落共同体に対して社団<sup>1)</sup>としての法的地位が与えられるが、この事実はインディオ共同体が植民地期を通じ、多様な機能を担う、自律的で凝集性の高い組織として存続することに寄与した [TAYLOR 1979: 21-24, chap. 2]。

このような特徴を持つ村落共同体は、外部からの干渉によって共同体内部の諸関係が危険に晒されるとき、蜂起する。直接の原因は多様であり一般化しがたいが、インディオの反応の背後には共同体の自律性を第一義と考えるイデオロギーが存在していたと推測するに足る共通のパターンが、結果としての騒動には見られる。このイデオ

1) ここでいう「社団」とは歴史学上の用語であり、きわめて単純化すれば以下のように説明される。西欧世界が中世から近代への転換を遂げる過程で新たに生成しつつあった一次的社会関係は、従来の社会編制の枠組みから逸脱する可能性を秘めていた。中央集権化を進めていた各国の王権はこうした新たな集団の存在を正式に認定し、一定の特権を付与することによって従来の枠組みに従って統制可能な団体としてこれを把握しようとした。この団体を社団と呼ぶが、従来から存在していた団体も王権によって社団として扱われていった。スペインによる征服後のメキシコという文脈でいえば、インディオ社会を支配するにあたりスペイン王室は、アルテペトルという先スペイン期の政治的単位をインディオ村落共同体という社団として再編したということになる。この過程については、第1章で詳述する。

ロギーは成員全員に共有されているから、蜂起は自然発生的であり、成員の大多数がこれに参加し、明確なリーダーシップは形成されない。直接の原因が排除されれば、速やかに終息に向かう。侵害された自律性の回復が目的であるから、他村と共同することはないし、地方のスペイン人役人を攻撃することがあっても植民地統治の正統性を問題とすることはない [TAYLOR 1979: 115-139]。

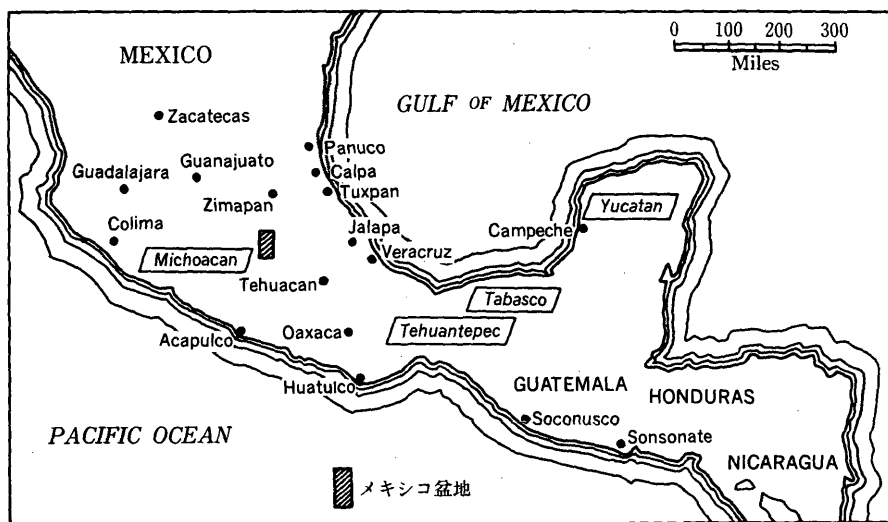
テイラーの業績に刺激を受け、それと対比させながらインディオ騒動論を展開したのが、ヴァン・ヤングである。メキシコ西部のグアダラハラ地方において18世紀に発生した一連の騒動の分析を通じ、彼は以下のように論じている。この地方のインディオ村落共同体は基本的に、ウルフが定式化した closed corporate community の諸特徴を備えている<sup>2)</sup>。富にはかぎりがあり、したがって一部の者への富の極端な集中はその他の成員の生存を脅かすのだとする思考様式が、これらの特徴の根底にある [VAN YOUNG 1984: 61]。しかし、18世紀に入るとインディオ人口は着実に増加し、共同体によって分与される地片からの収穫では生存を維持できない貧困層が拡大する。スペイン人セクターの経済活動に参加することを余儀なくされた貧困層の内部、さらには彼らと依然として必要以上の土地を保有している富裕層の間で、富の不平等が顕著になる。共同体の課す諸々の義務はますます負担に感じられるようになり、村を捨てる者が出てくるとともに、上記の思考様式の許容範囲を超えた経済的格差の存在は富裕層と貧困層の対立を激化する [VAN YOUNG 1984: 62-68, 74-75]。

かくして村落共同体は崩壊の危機に瀕する。しかし、インディオ富裕層はこれを座視するわけにはいかない。彼らはその富を、共同体とスペイン人セクターの媒介者としての機能に負っていたからである。他方で、だからといって共同体の崩壊を阻止するために自らの富を貧困層に分配するつもりもない。貧困層には、共同体が意味した自律性の夢は捨てがたいものであり、現状はどうであれ、共同体という枠組み自体の解体はやはり避けたいという認識がある。ここに、富裕層と貧困層の利害は矛盾、対立をはらみつつも、共同体を維持する必要性という点においては一致を見るのである。内部に溜まった緊張を外部に向けて転移することにより共同体の一体性を再確認し、その内部崩壊を先延ばしする役割を担ったのが騒動であり、富裕層は自己の富と地位を守るため、貧困層は自律的な生存を回復するという夢をかけ、一時的に団結して蜂起するのである [VAN YOUNG 1984: 56-61, 75-79]。

2) ヴァン・ヤングは以下のような特徴を挙げているが、それらは大筋においてテイラーが指摘する要素と一致している。a. 土地所有における共同体規制の強さ、b. 外部に対する閉鎖性、c. 共同体による祭礼の開催、d. エンドガミー、e. 過度の富の私的集積に対する制約。なお、この概念そのものについては当然のことながらウルフがより詳しい [WOLF 1957]。

テイラーとヴァン・ヤングの見解の基本的な相違点は、騒動において、インディオ村落共同体内部における経済的格差の存在とそれに伴う社会的対立の激化という要因が果たした役割をどう評価するか、騒動は自然発生的であったか否か、にある<sup>3)</sup>。しかし、その問題を措くならば、両者はインディオ騒動の行動面に見られる共同体成員の団結という点では一致しているし、さらに重要なことに、問題へのアプローチにおける共通性が見出されるのである。多数の事例の分析を通じ、インディオ騒動の一般的な諸契機を明らかにしようとする態度が、それである。この指向が学問的意義を有することはいうまでもない。しかし、彼らは一般化を急ぐあまり、1つの共同体が騒動へといたる過程をその具体相において、すなわちその共同体の内部の状況と外部との連関に即して叙述することをしない<sup>4)</sup>。

本稿の目的は、メキシコ市から南東に30キロほどいった地点に位置する、チャルコ



地図1 メキシコ全図 [GIBSON 1964: xi] (筆者により一部修正)

- 3) これらの相違については別に論じたことがあるので、ここではとりあげない [YASUMURA 1991]。
- 4) テイラー、ヴァン・ヤングともにその後、個別事例の分析を行っている [TAYLOR 1988; VAN YOUNG 1986]。しかし、それらでとりあげられているのは、ここでインディオ騒動と呼んでいるカテゴリとは性格を異にし、むしろテイラーが騒動 (rebellion) と区別して insurrection と呼んだカテゴリに類するものである。また、彼ら以外にもインディオの反乱を扱っている研究者はいるが、やはり insurrection を対象としている [CASTRO 1990; CASTRO et al. 1992]。本稿でのインディオ騒動という用語を定義しておく、テイラーの描き出した騒動と類似しているが、自然発生性と団結性についてはこれを定義から排除している。その理由は、行論中明らかとなる。なお、メキシコ独立以後の騒動、反乱も扱った論文集としては Katz [1988] がある。



地図2 メキシコ盆地 [GIBSON 1964: xi] (筆者により一部修正)

地方のトラルマナルコ村で発生したインディオ騒動の叙述、分析を通じ、メキシコ史における上記の研究動向上の空隙を埋めることにある。第1章ではまず、スペインによる征服、植民地化がインディオ社会に与えたインパクト、およびその後、18世紀にいたるまでにこの地方が辿った歴史的筋について述べる。第2章では、1774年にトラルマナルコ村で発生した騒動の経緯を明らかにするとともに、その背後には政治的対立が存在していたことを浮き彫りにする。第3章では、18世紀後半のチャルコ地方における深刻な土地問題と共同体の外部世界の動向を背景として、トラルマナルコにおける共同体内の政治的対立が騒動へと発展していくプロセスを明らかにする。最後に、今後に残された問題を指摘することで、本稿の結語に代えることとする。

本論に入る前に、参照した資料に触れておくと、第1章では先行研究に依拠しているが、第2章以下の記述は基本的に、筆者がメキシコ国立総合文書館 (Archivo



General de la Nación) の土地問題セクション (以下, 脚注では Tierras と略す) と刑事裁判セクション (以下, 脚注では Criminal と略す) で調査した一次史料に立脚している。これらの一次史料は現在公刊されていないため, 参照した箇所に関しては, セクション名, 参照した箇所の巻数 (vol.- と記す), 文書番号 (exp.- と記す), 可能な場合はフォリオ番号 (f.- と記す) の順で脚注において出所を示すこととする。

## 1. 歴史的背景

### 1-1. 先スペイン期のナワ・インディオ社会

先スペイン期メキシコ中央部ではナワトル語を母語とするナワ・インディオが定住農耕を基盤として生活していた。このナワ社会に関しては, 従来, スペインによる征服後にコンキスタドールやカトリックの聖職者, スペイン人官僚などが書き残したクロニカと呼ばれる歴史書の中の記述に基づいて議論が為されてきた。それに対し, 1970年代の半ばから, 征服後にインディオがナワトル語をアルファベットで表記する形で作成した文書群を利用して, インディオの観点から先スペイン期のインディオ社会を再構成しようとする試みが展開されている。この試みを通じ, 従来の見解はかなりの修正を迫られているのが現状であり, ここでは新しい潮流の旗手の1人であるロックハートの研究に依拠しながら, 必要な範囲で, スペイン人による征服に先立つ14, 15世紀のインディオ社会の存在形態を明らかにしておこう [LOCKHART 1992]。

#### 1-1-1. 政治構造

インディオ世界の中心を占めていたのは, アルテペトル (altepetl) と呼ばれる政治体であった。アステカのような帝國的組織もアルテペトルの集合体にすぎず, その意味でアルテペトルは, インディオ社会の基本構造を理解するための鍵となる。この社会のあらゆる分野において, より高次の構成体を形成するに際しては次のような組織化原理が存在していた。それは全体が, a. ほぼ均等で, ほかと明確に区別され, 自己充足的な構成部分から成り立ち, b. シンメトリカルに配列されることにより, c. すべての部分が共通の基準点と同一の関係を結ぶことになるが, d. 部分の間では序列と周期的なローテーションに基づく差異化が進む, というものである。アルテペトルではこの原則が貫徹している。

いま, 最も単純な, アルテペトルの基本形を想定してみよう。その基本的な成立要

件は、一定の支配領域、一組の構成部分、トラトアーニ (tlatoani) という称号を持つ世襲の大首長の存在である。その統一性を支えているのは、共通の歴史＝神話的伝承であり、それによれば、アルテペトルの成員は1つの民族集団を起源としているが、その後様々な理由から放浪を余儀なくされた。放浪中に複数の下位集団 (カルポリ calpolli) に分かれていき、定住と同時にアルテペトルを形成した。

通常、アルテペトルは4, 6, 8といった偶数個のカルポリから成る。各カルポリは固有の神を信仰するとともに、地形や民族名からとった固有の名を持つ。固有の称号 (テウクトカイトル teuctocaitl) を持つ首長 (テウクトラトアーニ teuctlatoani) が各カルポリにはおり、カルポリの神に対する奉仕や世俗の行政、軍事を司る。首長の周辺には貴族層 (ピリ pilli) の形成が見られ、首長を補佐する。各カルポリはアルテペトル内の特定地域を排他的に占有し、カルポリのメンバーに対して地片の用益権を配分する。カルポリは外婚制の単位としての親族集団ではないが、内婚の比率が高い。また、1つのアルテペトルに、別の民族に属する人々が加わることもあったようで、その場合には新たなカルポリを形成し、固有の民族意識を保持していく。また、カルポリは、20, 40, 80, 100といった数の世帯 (household) から成る地区に区分され、土地の配分や徴税に携わる責任者が置かれるが、この単位は流動的なものであり、したがってとくにこれを指す単語は存在しない。

各カルポリは原理的には独立の団体として対等な関係にあり、アルテペトルに対して果たす義務も平等であり、カルポリを単位として個別に遂行される。たとえば、戦争に際し、各カルポリは首長の指揮の下、個別に戦闘に参加する。他方で、アルテペトルに対する義務の内、労役奉仕のようにとくに継続的な性格を有するものに関しては、各カルポリが一定の序列に基づき、周期的なローテーションを組んでこれを行うが、この序列は本来平等なカルポリの間に差異＝階層化の契機を持ち込む。すなわち、すべてのカルポリにとって共通の基準点であると同時に、アルテペトルを体現する存在であるトラトアーニ＝大首長に対する奉仕の順番の中に、カルポリ間の階層が顕現するのである。

トラトアーニは出身カルポリの首長 (テウクトラトアーニ) であると同時に、全カルポリの上に君臨するという、二面的な性格を有している。その出身カルポリが序列の第一位を占めることが多いというほかに、彼が個別首長と区別されるのは、後者の側面においてである。すなわち彼は、すべてのカルポリから貢納を徴収する権利を有する点で、その他の個別首長とは区別され、またすべての貴族が彼の宮殿に赴いて恭順の意を表するとともに、平民も交代で宮殿での奉仕につくのである<sup>5)</sup>。

自律的なカルポリの遠心的傾向を抑え、アルテペトルの一体性を維持する役割を果たすのは、トラトアーニだけではない。異なる自然条件が近距離に並存しているメキシコ中央部では、1つのアルテペトルの内部で生産物の分化が見られ、そのように特化した余剰生産物を交換する場としての市場が、アルテペトルの統合を促進する要因として考えられる。この市場はトラトアーニの管理下に置かれ、各カルポリがローテーションではなく、同時に特産品を持ち寄るという形で運営される。また、各カルポリの神に優越するアルテペトルの神の存在も、同様の機能を果たしていた。この神は、トラトアーニの出身カルポリの神であることが多いが、全カルポリの成員の信仰の対象であり、ローテーションに従って奉仕が行われる。トラトアーニに近い人物がこの神の祭祀を司り、神殿を管理する。

トラトアーニの宮殿、アルテペトルの神殿、市場は大抵、近接しており、これは都市化の進展を想起させるが、アルテペトルの組織化原理は、構成部分から自立し、逆にこれを支配する中核という意味での都市の成長を許さなかった。

以上、アルテペトルの基本形の特徴を概観したが、スペイン人による征服時点のメキシコ中央部では、複数のアルテペトルが集まって形成された、複合アルテペトルが支配的な政治形態であった。こうした政治体が形成されてくる背景には、北方から絶えず新たな民族集団が流入し、彼らとすでに定住していた集団の間やさらにはアルテペトルの間で軍事的対立が生じた結果、防衛上の必要から個別アルテペトルの連合が進んだことが考えられる。複合アルテペトルとその構成部分としての個別アルテペトル（以後これを部分アルテペトルと呼ぶ）の関係は、個別アルテペトルとカルポリの関係に類似している。しかし、次のような相違も存在した。複合アルテペトルには、その全体を統括する人物が見あたらないのである。序列の最高位を占める部分アルテペトルのトラトアーニが、複合アルテペトルの儀礼上の長となることもあったが、このポストは個々の部分アルテペトルから貢納と労働奉仕を受ける権利を伴わず、また序列に基づくローテーションに従って部分アルテペトルがこれを持ち回ることもあった。さらに、部分アルテペトル間には激しい対抗関係が存在していたことも指摘される。

このように統合のための制度的契機を欠いていた複合アルテペトルが、個別アルテペトル以上に遠心的傾向を帯びていたことはいうまでもない。それゆえに、複合アル

- 5) しかし、トラトアーニの権力あるいは優越は絶対的なものではなく、その二面性は、清水のいう「平等者の中の第一人者」的性格に由来すると考えられる [清水 1989]。そのことは、トラトアーニの血筋が絶えてもアルテペトルは独立の政治体として存続し、貴族層の合議を経て新しいトラトアーニが選出されることから窺われる [LOCKHART 1992: 18]。

テペトルは絶えず崩壊の危機に晒されており、このような遠心的傾向を抑制する手段として、部分アルテペトルのトラトアーニの間で通婚が行われたのである。この通婚関係が積み重ねられるうちに、トラトアーニ家間の血縁関係が強まり、場合によっては同一人物が複数の部分アルテペトルのトラトアーニを務めることもあった。

個別アルテペトルが複合アルテペトルに移行した経緯としては、人口の増大に伴い1つの民族集団が分化したケースや、アルテペトル間の戦争の結果として征服者集団と被征服者集団が統合されたケースなどが考えられるが、いずれにせよこの移行は不可逆的な性格のものではなく、その逆のパターンも存在したのである。そして、このような複合アルテペトルの間の支配-従属関係の集積にすぎなかった帝國的組織は、必然的に不安定要因を内部に抱えることとなった。

本稿で扱うチャルコ地方での実例を見てみよう。13世紀から14世紀にかけ、複数の移民の波がこの地方に押し寄せては定住を開始した。彼らは必ずしも同一の民族集団に帰属してはなかったが、この地での歴史の共有を通じて新たにチャルカ族としての民族意識を培っていくとともに、4つの複合アルテペトルから成る、政治・軍事上の連合体を形成するにおよんだ。この4つは、創設年代順に序列を付けられ、その首位の座を占めていたのがトラルマナルコであった。複合アルテペトルはそれぞれ、さらに下位の部分アルテペトルに分かれていた。トラルマナルコの場合、部分アルテペトルの中で最も有力であったトラコチャルカは、さらに6つの部分に分かれ、それが3つずつ半族に組織され、半族がそれぞれトラトアーニを有し、そのうちの1人が6つの部分全体を統括する役目を果たしていた<sup>6)</sup>。

### 1-1-2. 社会構造

ナワトル語の親族名称の分析を通じ、ロックハートは、先スペイン期のナワ・インディオ社会ではなんらかの親族組織を指すような一般的な名称も、機能的な実体としての親族集団も存在しなかったと主張する。そのような社会構造において基本的細胞として機能していたのは、カリ (calli) と呼ばれる居住単位であった。

カリという語は本来、物理的な居住空間としての建物を意味するが、1つの家屋を指すこともあれば、複数の家屋から成る家屋複合体を指すこともあった。いま、4つの家屋から成る家屋複合体を想定して説明していくと、4つの家屋は中庭を囲むようにして立っており、それぞれが中庭に通じる戸を持っている。この複合体全体と個々の家屋の双方がカリと呼ばれる。複合体全体を1人の人物が所有している場合もあれ

6) この小節の記述は Lockhart [1992: 14-28] に基づく。

ば、この複合体に属する複数の人物が個々の家屋を保有している場合もある。複合体と個々のカリの関係は、アルテペトルとカルボリの関係に類似している。すなわち、それぞれのカリはその所有者の下、一定の自立性を保持し、それらの間の関係は基本的に平等であり、ローテーションに従って複合体に対する義務を分担するが、複合体の長は1つのカリの所有者であると同時に、全体を代表し、統括する役割を負うのである。

ロックハートはこのような性格を有するカリを、household と規定する。複合的世帯と単純世帯のいずれが一般的であったかは定かではなく、ライフ・サイクルに従って同一の世帯が2つの形態の間を移行することもあった。カリには宅地と中庭のほか、カリに属する耕地のうち最も重要な地片が隣接しているのが普通で、この耕地はカラリ (callalli) = カリの土地と呼ばれた。

複合的カリの場合、その構成員はなんらかの血縁、姻族関係で結ばれていた。しかし、親戚に近い意味を持つ語の本来の意味が、「その人物と同居する人々」であることから分かるように、インディオにとっては一緒に住んでいる、あるいは世帯を共にしているという事実の方が、一緒に住む理由よりも重要であった。これは、インディオ社会において血縁原理がかつて考えられていたほど重要な役割を果たしていなかったことを示唆している。またこの点は、親族名称における特徴からも窺われる。すなわち、基準点としてのエゴからの視点でのみ、それを取り囲む関係の総体が一時的に分類されるため、エゴを超えた集団、すなわち親族集団というものが名称上も客観的にも存在しえないのである。したがって、親族関係というものはきわめて柔軟に組織されたのであり、たとえば、兄弟姉妹とイトコや祖母・祖父と大オバ・大オジを指す語が同一語であったり、血縁関係を示す名称がしばしば姻族関係に拡大して適用されたりするといった状況が生まれたのである。カリ、カルボリ、アルテペトルが編制されるうえで血縁原理が希薄であり、成員資格に柔軟性が見られた背景には、こうした親族関係の形態が存在していた。

カリの財産の相続に関しては、以下のような特徴が見られた。女子と男子は同等の権利を有し、子供の間で均等分割相続が行われる。親の財産は子に伝えられ、妻は夫の財産に対して権利を有さない。相続は原則として直系血族のラインに沿って行われる。しかし、ここでも親族関係における柔軟性が影響を及ぼし、現実には傍系や姻族が相続するケースも少なくなかったのである<sup>7)</sup>。

先スペイン期の社会構造はこのように、自立性と流動性の高いカリを基礎細胞とし、

7) この小節のここまでの記述は Lockhart [1992: chap. 3] に基づく。

その集合体としてのカルポリ，アルテペトルという形で編制されており，その意味で地縁的な性格を色濃く帯びていた。しかしそれは，血縁的，身分的な社会編制が見られなかったということの意味するものではない。平民層と貴族層という2つの大きな社会階層への分化が，他方で進展していたのである。

貴族一般を表すピリという語は，本来，子という意味しており，これは貴族が首長（teuctli）の子であると観念されていたことを反映している。現実には，すべての貴族が首長の子であったのか，首長から数えて何世代目までの子孫が貴族と見なされていたのかは不明であるが，貴族は自らを1つの親族集団に属するものと考え，自らを平民と区別した。すなわち，首長の家を意味するテカリ（teccalli）に属することが，貴族の身分を保証したのである。テカリとはまた，特定の土地とそこに住む平民，貴族に対する一種の領主権を意味していた。首長は土地と平民に対するこの支配権によってその権威と身分を維持し，貴族は彼を補佐することでやはり一定の土地と平民に対する下級支配権を行使したのである。そして，スペイン人による征服時には，この領主権はカルポリの規制から離脱する傾向を示し，その下に置かれた土地と平民は，首長の家産であるかのごとく扱われるにおよぶのである。そして，貴族であり，首長でもあるトラトアーニを頂点として，インディオ社会は成層化されていくのである [LOCKHART 1992: 101-110]。

以上述べてきたことから明らかなように，先スペイン期のインディオ社会は，自律的で相対的に見て均質な基礎細胞を基盤とする地縁的編制原理と，富の不平等を前提とし，それを固定化ないしは拡大する傾向を有する身分的，血縁的編制原理の拮抗の上に築かれていたのである<sup>8)</sup>。

### 1-1-3. 土地所有構造

ナワ社会における社会構造の二面性，すなわち平等性と階層性を支えていたのが，土地所有構造であった。メソアメリカにおいては共同体的土地所有がその土地制度の根幹にあると考えられてきたが，ロックハートはナワトル語文書に即しながら，共同体的という用語の意味を探っていく。

アルテペトルはその領域内のすべての土地の根源的所有者＝残存権（residual rights）者であり，その資格の下にカルポリに対して特定地域を配分する。しかし現実には，土地を成員に分配する基本的な団体は後者であり，カルポリ内の土地はカル

8) 先スペイン期インディオ社会における成層化に関する記述は Lockhart [1992: 94-110] に基づく。

ポラリ (calpollalli) と呼ばれる。理念型としてのカルポラリの運営は、次のように要約しうる。その最も肥沃な部分は、カルポリの指導者により、ほぼ同じ大きさの区画に分けられる。この区画は、4ないし6人家族を扶養するに足る面積を有している。そのうえで、カルポリの成員、正確には世帯主に対し、その身分に応じてこれらの区画が配分される。こうして配分された耕地は原則として、保有者の身分に関わらず、土地所有団体としてのカルポリに対する納税義務を負っている。カルポリは土地保有の実態を把握するために土地台帳を作成し、そのための技術として固有の測量法を発達させた。またカルポリは、いったん配分した区画を再配分する権限を有していた。すなわち、ある区画の耕作を成員が放棄した場合や、大規模な人口移動が生じた際に、成員の必要に応じて区画の再配分を行ったのである。

以上の記述は、先スペイン期の土地所有構造が共同体的であったとする見解を支持するものであるが、しかしこれは、カルポリが意のままに土地を再配分できたとか、土地保有権の移動における最大のメカニズムが、カルポリによる再配分であったことを意味しない。カルポリによる所有権の行使は、土地保有の私的性格が強まるにつれて制限されていったのである。したがって、成員の必要に応じてカルポリが絶えず土地の割り替えを行うことはなかった。このことは、土地保有権の移動のメカニズムにおいて相続が最も重要な手段であったことと関連している。すなわち、ある区画に関し、相続人がおり、耕作および納税の義務を負うのであれば、カルポリは相続に介入せず、相続人の数に比例して区画の細分化が進み、世帯間の保有面積の不平等が広がっても、事態は放置されるのである。

カルポリの土地再配分機能の限定は、割り替えが行われる際の手続きにも見ることができる。ある区画の保有者が土地を放棄したとしよう。まず、カルポリの外部の者か、あるいは内部の保有地を持たない住民が、その事実に気づく。その周辺の土地保有者の同意の下、彼は問題の土地の耕作を開始する。そして、カルポリ当局に対して既成事実の承認を求め、そのうえでアルテペトル当局の承認を求める。アルテペトル当局は、彼を問題の土地の新しい保有者として承認すると、測量を行い、土地台帳への登録を行う。新しい保有者は、周辺の住民と当局の代表者を招き、宴を催す。これが、カルポリによる土地割り替えの実際の手順であり、そこでは個人のイニシアチブが先行し、カルポリは既成事実を事後的に承認するにとどまっている。また、保有権の移転に際し、当該区画の周辺住民の知識と合意が不可欠である点も、見逃せない。

土地保有権の確立の度合いという観点から土地を分類するならば、以下のようにまとめられる。私的保有権が最も強固に確立しているのは、トラトアーニを頂点とする

貴族層の土地である。彼らが保有している土地は、本来、アルテペトル、カルポリの土地であり、その意味で課税対象となるものであり、また耕作を放棄すればカルポリによって再配分されるべき土地、あるいは家産ではなくて公共の目的のために官職に付随する形で割り当てられた土地である。しかし、貴族層がカルポリの規制を離脱するのに伴い、両者の区別は曖昧になるとともに私的保有地としての性格を強め、免税されるとともに割り替えの対象外に置かれる傾向も進展した。平民層の場合でも、家屋に隣接することの多い、最も肥沃な耕地、すなわち世帯の存続の基盤を成すカラリ以外の、マージナルな耕地については売買が行われており、こうした売買を通じて新たに世帯に付け加えられた土地は、やはり課税および割り替えの対象外にある土地と考えられるようになっていったようである<sup>9)</sup>。

他方で、カラリの場合、同一世帯に何世代もの間とどまることが多かったため、保有権者としてはカルポリの規制、すなわち課税と再配分を免れるとする傾向が強まったようであるが、他方で、カルポリの立場からは、その所有権の行使しうる土地として定義する原則が維持されたようであり、この二面性は同一区画に対する2通りの呼称に反映されている。すなわち、世帯の観点から見たカラリ（居住単位カリの土地）と、カルポリに対する納税関係を反映したカルポラリ（カルポリの土地）がそれである。さらにこれら以外に、宗教上の目的や戦争のために割り当てられた区画も存在した。

以上の記述から、先スペイン期の土地所有構造における共同体的性格がかなり限定されたものであり、共同体的土地所有という枠組みの中で私的土地保有がその地歩を固めつつあり、カルポリーアルテペトルの所有権＝残存権に対抗しつつあったことが明らかとなった。さらに付け加えれば、平民がカルポリから土地を配分されるに際し、名目上の保有者は世帯主とされたが、複合世帯の場合、個々の家屋を保有しているメンバーは、その土地の特定部分に対して一定の権利を有してこれを占有していたのである。その意味で、構成部分の自律性という組織化原理は土地所有構造の末端にまでおよんだのであり、他方でカルポリによる土地分配における身分に基づく格差と私的土地保有権の強化は、インディオ社会の階層性に対して経済的基礎を与えたのであった<sup>10)</sup>。

9) 売買に際しても個人間の取引が先行し、カルポリ、アルテペトルの当局がそれを承認し、あたかも割り替えであるかのようなかたちで手続きをとったらしい [LOCKHART 1992: 154]。

10) この小節の記述は Lockhart [1992: 141-163] に基づく。



## 1-2. スペインによる征服のインディオ社会へのインパクト

スペインによる征服と植民地支配に関しては、すでに数多くの研究が積み重ねられ、現段階では各分野で定説が確立されている。ここではそれらを繰り返す煩を避け、インディオ社会がこの過程において示した変化と連続性を、行論上必要な範囲で叙述していく。インディオ社会に直接影響を与えた制度としては、エンコミエンダ、コレヒミエント、カトリック教会組織、レパルティミエント、コングレガシオンなどが挙げられるが、研究の現段階で従来の見解が最も厳しい批判に晒されているのは、カビルド（参事会）と呼ばれるスペイン本国の都市自治制度のインディオ社会への導入とそのインパクトをどう評価するかという問題であろう。したがって本節では、先スペイン期のアルテペトルがこの制度の導入によっていかなる形で再編されたのか、あるいは存続したのかに焦点を絞り、そのうえでこの政治構造上の変動が社会構造および土地所有構造にどう反映されたのかを論じる。最後に、この流れの中で成立するインディオ村落共同体が17、18世紀を通じて辿った道筋の概略を述べることにする。

### 1-2-1. アルテペトルへのカビルドの導入

1521年、エルナン・コルテス率いるスペイン人コンキスタドールと一部のインディオの連合軍の手により、いわゆるアステカ帝国の頂点に位置していたテノチティトランが陥落するやいなや、スペイン王室は莫大な人口を抱えるメキシコ中央部のインディオ社会をいかに統治すべきかという問題に取り組むことを余儀なくされた。問題は少なくとも2つの、相互に関連する側面を有していた。

コルテスはテノチティトラン陥落後、カトリックの教えを広め、事起れば王室に対して軍役を勤める義務と引換えに、一定の地域のインディオから貢納と賦役を徴収する権利を認めるエンコミエンダ制をメキシコに導入し、大小様々なエンコミエンダを身分と功勞に準じて報賞としてコンキスタドールに分け与えた。コルテス以下、コンキスタドールたちの目的は、エンコミエンダ内のインディオの搾取を通じてできるだけ短時日で富を蓄積するとともに、エンコミエンダを封建所領化することによって貴族としてのステータスと生活様式を維持することにあった。これはスペイン王室にとり、二重の障害を意味していた。政治的観点に立つと、中世の分権的政治体制を克服し、王権を頂点とする中央集権体制の確立を目指していたスペイン王室からすれば、アメリカ大陸に強大な封建領主が出現することは許容できない事態であった。他方で、カリブ海の島々における経験は、エンコメンデーロ（エンコミエンダ受領者）による

苛酷な搾取を放置すれば、インディオ人口は急速に減少していくことを教えており、それがメキシコにおいて再現するのを防止するのは急務であった。

この二重の障害を克服する途を模索する中で、インディオ社会を再編する必要が認識されていく。エンコメンデーロ集団の権力を抑止し、スペイン王室のメキシコにおける主権を確立するための手段として、インディオに対する布教を使命とする諸修道会に大幅な特権を授与し、これらをエンコメンデーロに対抗する政治集団に組織する方針がとられるとともに、両者の対立を利用しつつ王室の利害を最優先させる官僚機構が整備されていく。しかし、これだけではインディオをエンコメンデーロの貪欲から守るには十分とはいえなかった。インディオそのものを法的特権を有する政治集団と化し、彼ら自身が積極的にエンコメンデーロに対抗していく制度的基盤の構築が必要とされた。また、16世紀を通じてきわめて小さな人口を擁するにとどまったスペイン人が、巨大な人口を抱えたインディオ社会を支配していくには、インディオ社会の既存の機構を利用して間接統治のための行政単位を創出しなければならなかった。

ここで目を付けられたのが、インディオ社会の側ではアルテペトルであり、スペインの伝統における都市自治制度、すなわちカビルドであった。アルテペトルにカビルドが導入されることによりインディオ社会は、スペインの法的枠組みの中で一定の特権を付与された社団の体系として再編されるとともに、旧アルテペトルの内部では自治が認められることとなった。本稿においてインディオ村落共同体と呼んでいる組織は、この段階で形成されていくのである。

従来、このカビルドの導入は、複数の役職者による団体統治と役職者の選挙を通じての任免、任期の限定、再選の禁止等の原則をもたらした点で、先スペイン期の政治構造の本質的な変容、すなわちスペイン化における画期を成すものとされていた。こうした立場をとる論者にとりこの変容は、1人のトラトアーニが支配する村、支配の客体としての村から、集団指導体制に基づき自らを律する主体としての村、合議体としての村への移行を意味したのである [ZAVALA y MIRANDA 1991: 143]。これに対しロックハートは、スペイン本国におけるカビルドの形態とメキシコのインディオ社会に導入されたカビルドのそれとの間に見られる差異に着目し、アルテペトルという政治構造が基本的には温存されたと考えるのである [LOCKHART 1992: 28-47]。

アルテペトルへのカビルドの導入は、まずゴベルナドールという職の創設から始まった。しかし、この名称およびこれに相当するような職はスペイン本国のカビルドには存在しないのである。ロックハートはこの相違を、スペイン王室がアルテペトルにおけるトラトアーニの存在を考慮に入れ、その機能を利用しようと考えたことに由来

すると説明する。1530年代の半ば以降、ゴベルナドール職は急速に一般化していくが、当初は従来のトラトアーニをこの職に任ずるのが通例であり、その場合には終身制となった。しかし、トラトアーニ＝ゴベルナドールが没すると、先スペイン期と同様、後継者選定の問題が表面化する。複数の候補者とそれを支持する党派争いが激化した場合、スペイン人当局者が事態の打開に乗り出し、後継者を決める役割を果たさざるをえないが、当該アルテペトルの歴史と現状に通じていない当局者の決定は恣意的な性格を帯び、また対立する党派はその無知につけ込んで状況を操作しようとする。複合アルテペトルであった場合には事態はさらに複雑になる。ゴベルナドール職をトラトアーニの地位と分離し、再任を禁じるとともに成員による選挙という原則が導入された背景には、こうした事情も作用したと考えられる。

ゴベルナドール職の性格および選定方法の変化は、非トラトアーニ集団がゴベルナドール職を務め、旧貴族層がその権力基盤を拡大していくことに寄与しただけではない。インディオ社会内部の問題に関する政治的介入の機会をスペイン人に与える方向にも作用したのである [CHÁVEZ OROZCO 1943: 17-19; GIBSON 1964: 175-179; ZAVALA y MIRANDA 1991: 148]。従来の見解はこうした点に着目してインディオ社会の本質的な変化について語るのだが、ロックハートは以下の点を指摘しつつこれに反論する。先スペイン期においてもトラトアーニの継承問題をめぐり党派争いが繰り広げられ、テノチティランやテスココといった帝国組織の頂点に位置したアルテペトルがこれに介入し、調停を行うことは稀ではなく、スペイン人当局はその役割を継承したにすぎない。貴族層が継承者選定に際して発言力を有するというのも、同様に先スペイン期の慣行であった。また、正式の継承者が決まるまでの間、トラトアーニの任を遂行するトラトアーニ代行の制度は、任期の決められたゴベルナドールと類似している。このような伝統が先スペイン期に存在していたからこそ、新しい制度が急速に一般化するとともに、深く根付くことができたのではないか。さらに、先スペイン期においてはトラトアーニは終身制であり、したがって継承問題で敗れたほかの候補者は亡命や暗殺の憂き目に遭うとともに、亡命先で陰謀を企てるなど、アルテペトルにとり不安定要因となっていたが、ゴベルナドール職が選挙による任期制で再任禁止ということになれば、すべての候補者が順番で、しかも平和的にこの職に就けることになり、この不安定要因は除去されるという積極面すら認められる。

ゴベルナドールの下には、スペイン本国ですでに存在していたアルカルデとレヒドールという職が導入され、これに書記を加えてインディオ村落共同体のカピルドが構成されることとなった。このアルカルデとレヒドールに関して、スペイン本国の

モデルとインディオ共同体のモデルの間には相違が存在しており、ロックハートはゴベルナドールの場合と同様に、そこに先スペイン期からの連続性を見出している。先スペイン期のアルテペトルの貴族＝高位役職者はカルポリという地縁的な団体を代表し、その地域内で任務を遂行していたが、スペイン本国のアルカルデヤレヒドールが都市の支配する範囲内の特定の地区を代表する、あるいはその地区を管轄するということはなかった。アルテペトルを村落共同体に再編するに際し、スペイン王室はアルテペトルに1つの中心を設定することを求め、人口が最も密集している地点、すなわち単独アルテペトルであればトラターニの帰属するカルポリ、複合アルテペトルでは最も有力な部分アルテペトルを、村落共同体の主邑（cabecera）と認定し、残りのカルポリや部分アルテペトルをその属邑（sujeto）と見なす方針をとった。これに対しインディオ側は、アルカルデヤレヒドールを主邑と属邑から選出させ、それぞれの地域を代表させるという形で対応した。これらの役職は村落共同体内の一定の地域を代表している点でスペイン本国のモデルから逸脱しており、先スペイン期からの伝統的政治構造を踏襲している、とロックハートは主張する。

以上をまとめると、スペインによる征服後に成立したインディオ村落共同体の政治形態は、アルテペトルの伝統にスペインの都市自治制度を接ぎ木した産物と見ることができる。では、この政治形態の中核であるカビルドはいかなる機能を有していたのであろうか。

スペイン王室はインディオに対し、貢租を納める義務と賦役を行う義務を課すとともに、エンコメンデーロらの搾取から彼らを守るべく、その権利を定めていった。アルテペトルが所有していた土地は原則としてすべて村落共同体に引き継がれ、カビルドがこれを管理することとされた。他方でカビルドは、村落共同体内で貢租と賦役を徴収し、植民地当局に引き渡すことを義務付けられ、この義務を果たしているかぎりにおいて、植民地当局はカビルドによる共同体内部での自治には干渉しないこととされた。また、村落共同体の権利が侵されるような場合には、カビルドが共同体を法的に代表し、訴訟を起こす。共同体の内部では、カビルドが共同体全体に関わる公共的な活動を統括し、必要に応じて成員に対して労役を課し、市場や教会、水の供給や道路の整備といった日常的な管理業務を行った。また、共同体内部での治安維持のため、カビルドには警察・司法権が認められていた。カビルドの機能は世俗的な行政問題にとどまらなかった。カトリックのミサや祭礼への出席、宗教上の義務の遵守をチェックする役職者も、カビルドには置かれていたのである。カビルドのこうした活動の財政的基盤として、共同体金庫という制度が導入され、スペイン王室に対する貢租とは

別に成員が支払う税、共同耕作による収穫物の売却益、共同牧畜からの収益、共同体内の余った土地の賃貸料などがこの金庫に納められ、カビルドがこれを管理・運営し、役職者に対する報酬もここから支出された [GIBSON 1964: 179-190]。

16世紀後半に形を整えていくインディオ村落共同体は、以上のような政治形態と機能を有するものであった。アルテベトルと村落共同体の間には、従来考えられていた以上に構造上も機能上も連続性が見られたというのが、現時点では有力な見解となりつつあるといえる。では、社会構造と土地所有構造の面ではスペインによる征服、植民地化はどのようなインパクトを与えたのであろうか。次にこの点について見ていくことにしよう。

### 1-2-2. 社会構造と土地所有構造における連続性と変化

先スペイン期のトラトアーニと貴族層は征服後、カシーケとプリンシパルという称号とそれに付随する特権をスペイン王室から与えられた。それは、インディオに対して間接統治を行ううえで、彼ら伝統的支配層が平民層に対して有していた権威・権力を無視できなかったからである。しかし、ギブソンによれば、16世紀半ばから進行するインディオ人口の激減やスペイン人による土地の取得、集積、およびスペイン起源の諸制度の導入が、先スペイン期の社会構造に由来するこれらの階層の没落と平民層の政治的上昇を招き、16世紀末までには階層差の乏しい、その意味で均質的な新たな社会構造が生まれたとされる [GIBSON 1964]。これに対し、メキシコ南部のオアハカ地方における植民地期インディオ社会の変容を扱ったテイラーは、18世紀初頭まで伝統的な首長層が存続したことを明らかにし、やはり同じオアハカのミステカ族の歴史を論じたパストールは、伝統的な社会階層の在り方が富を基準とする階層性へと移行する過程を析出した [PASTOR 1987; TAYLOR 1972]。ナワトル語文書に依拠するロックハートもまた、メキシコ中央部においてもギブソンが唱えたような貴族層と平民層の融合による社会の平準化は16世紀中には進まず、明確な社会階層が存続したと論じる [LOCKHART 1992: 110-140]。

伝統的な社会構造の存続を可能にしたメカニズムとしては、カビルドの選挙権、被選挙権の制限が挙げられる。実際には高位の役職に就けるのは旧貴族層に限られていたのである。彼らと人口の大多数を占める旧平民層との差は、スペイン語の姓名を採用しているか否か、これもやはりスペイン語の尊称であるドンという語が姓名の前に付けられているか否かといった形で、ナワトル語文書の中でも明確に表されている。他方で、先スペイン期のカテゴリーは次第に用いられなくなり、スペイン語のカシー

ケヤプリンシパルといった用語が借用されるようになり、彼らが実際に先スペイン期の貴族層出身であるかどうかは問われなくなっていく。にも関わらず、階層は存続した。ロックハートはこの状況を生んだ要因については明言していないが、村落共同体内部で経済的な不平等が維持されたという状況が彼の議論に大きな影響を及ぼしたことは確実であろう。

ギブソンは、スペイン王室に対する貢租支払いが遅延した際に、カビルド、あるいはゴベルナドール個人がその支払い義務を負わされ、支払えない場合には投獄されることもあったことを指摘し、それが役職忌避の傾向を生んだと論じた [GIBSON 1964: 190-192, 217-219]。この議論の背景には、インディオ人口の激減やスペイン人による土地の取得、集積がインディオ社会全般、とりわけ旧貴族層の窮乏化を招いたという認識がある。これに対しパストールは、メキシコ中央部の場合、カビルド、ゴベルナドールの貢租代納義務の導入は16世紀を通じ、トラトアーニをはじめとする旧貴族層の没落を早めたかもしれないが、それはインディオ村落共同体における階層の消滅を意味するものではなかったとする。スペイン人諸都市の成長、鉱山業の発達、スペイン人の経営する農場＝アシェンダの形成といった新しい経済状況に迅速に対応しえた一部の平民が、新たに蓄積した富を背景にカビルドの役職に就くことを可能にした点で、伝統的な社会構造の解体の契機を内包していたが、その結果として生じたのはギブソンの唱えるような平等主義的な共同体ではなく、貧富の差を差異化の基準とする社会階層への移行であった [PASTOR 1987: 125-126]。筆者としては、ロックハートの見解はパストールのそれと基本的に同一であろうと考えているが、ロックハートはこの移行プロセスが一般化する時期を17世紀半ばに設定している点で、両者の間には相違が見られるのである。

いずれにせよ、身分が富へのアクセスの不平等を規定するのではなく、富へのアクセスの不平等が社会における地位を規定する方向に、メキシコ中央部のインディオ社会の構造が徐々に変質していったとすれば、インディオ社会内部における富の不平等を支えるメカニズムが存在していなければならない。

スペイン王室はアメリカ植民地全域に対し、インディオが征服以前に所有していた土地についてはその権利を安堵し、それ以外の土地については無主の地と見なし、主権者である王室の土地、すなわち王領地となるという原則を適用した。メキシコ中央部において、根源的所有者としてのアルテペトルの権利が基本的にインディオ村落共同体に継承されたのは、この原則によるものであった。他方でスペイン王室は、先スペイン期の土地所有構造に変容をもたらす措置もとっていった。スペインによるアス

テカ帝国の征服に際しては、複数の民族集団がコルテスの側について戦闘に参加し、征服後、そのトラトアーニや貴族層に対して報賞を与える必要が生じた。他方で、植民地統治を制度化していくうえで旧支配層の影響力を利用することは不可欠であり、その協力をえるためにも特権を認めざるをえない状況に置かれていた。その経済面での表現の1つが、彼らに対する王領地の下賜であった。

カシーケやプリンシパルという称号を与えられた旧支配層は、スペイン王室からその功績に応じて王領地の下賜を受ける。こうした土地が先スペイン期において本当に無主地であったのか、それとも彼らが私的保有権を有していた土地であったのか、この下賜においてイニシアティブをとったのが彼らであったのか王室であったのかは明らかではないが、様々なケースがあったと考えられる。いずれにせよ、ここで留意すべきは、こうして下賜された土地はインディオ村落共同体の規制から完全に自由な、当時のスペイン法における意味での私的所有地に転化したという事実である。先スペイン期においても貴族層の私的保有地がカルポリの規制を脱しつつあったことにはすでに触れたが、ここにおいてこの過程は1つの完成を見たといえよう。

下賜される土地の広さに差が見られたこと、さらに平民に対しては下賜が行われなかったことが、農業を主たる基盤とするインディオ社会において富の不平等な分配を規定していたことは否定しようがない。しかし、土地を所有しているだけでは富は産まれないのであって、その土地がいかなる形で生産のために利用されているかが問題となる。スペイン王室はこの面において、以下のような身分に基づく分業体制を導入しようとした。カシーケに対しては、牧牛および牧羊用のエスタンシアを下賜するとともに、サトウキビ精製工場や製粉所を建設・営業する権利、スペイン原産の産物を交易する権利を認める。それに対し、プリンシパルは村落共同体の共有地において個人的に牧羊に従事することのみが許される。そして平民は、共有地において集団的に牧羊を行う権利しか認められない。この王室の意図が現実には忠実に反映されることはなかったにしても、諸身分間の経済的格差を維持するには十分寄与したと考えられる [PASTOR 1987: 123-124]。

またスペイン王室は、先スペイン期に平民がトラトアーニや貴族に対して行っていた無償の労働奉仕を禁止したうえで、その代償として村落共同体から一定の賦役を受ける権利を認めた。カシーケやプリンシパルは私有地でこうした労働力を利用することができたのである [GIBSON 1964: 157, 161; PASTOR 1987: 147-148]。さらに、村落共同体全般に関わる公共的な事業に関しては平民の賦役の存続が認められたから、カビルドの役職者としてカシーケやプリンシパルがこうした形で提供される労働力を

流用し、自らの私有地を耕作させるといったことも可能であり、それゆえにこそ伝統的な無償労働奉仕の禁止を受け容れたとも考えられる。いずれにせよ、労働力に対するアクセスが身分に従って異なっていたことも、富の格差を支えるメカニズムの1つとして機能したであろう。

以上の点を考慮に入れたうえで、征服後のインディオ社会における土地所有構造を法制面から一瞥しておこう。

インディオに関わる土地は、上述した私的所有地と村落共同体の所有する土地とにまず分けられる。後者はさらに、以下のように区分される。a. *fundo legal* (ファンド・レガル)：村落の中心に位置し、宅地とそれに隣接する庭に用いられる土地。一定の区画に分割され、各成員に配分される。成員の私的保有権はかなり強い。b. *ejido* (エヒード)：ファンド・レガルの周囲に広がる土地。その用途に従ってさらに以下のように区分される。b-1. 共同利用される山林および牧草地。b-2. 共同体の運営を支えるために共同耕作される耕地。b-3. 共同体が特定の目的（たとえば祭礼や司祭への食料供給、教会の管理など）を遂行するために充てた耕地や牧草地。b-4. 共同体の成員に配分される耕地。一定の区画に分割され、各成員はその用益権を与えられる。しかし、成員はその子や親類にこの権利を遺贈することができ、耕作義務を放棄しないかぎりにおいてこの土地を共同体に接収されることがないという点において、私的保有権がかなり強くなっている。ただし、村落共同体は根源的な土地所有者として、これらのカテゴリーすべてに対して規制を行う権利を留保しており、とくに b. の下位区分に関しては原則として状況に応じてその比率を変更することができるとされた [PASTOR 1987: 144-145]。

以上が、16世紀中に確立されるインディオ土地所有構造の法的図式であるが、共同体的土地所有について見れば、先スペイン期のそれに類似していることは明らかであろう。しかし、その実態に目を向けるならば、次のような変化が生じていたことに気付くのである。それは、旧支配層が伝統的な私的保有権をスペイン法の枠組みに即して私的所有権へと転化していったのと平行して、平民層の間でも私的保有権の強化が進展していく過程であった。上記のカテゴリーの b-4. は、先スペイン期におけるカラリ（ある世帯の保有する最も肥沃な耕地）とそれ以外のマージナルな耕地に相当すると思われる。後者のうち、売買によって世帯に新たに付け加わった土地、トラルコワリ (*tlalcohualli*) をめぐっては、本来はカルポリの土地であったにも関わらず、それに付随する納税義務や割り替えを免除されるべきだとする議論が、征服後のかなり早い時期から、ナワトル語文書の中で展開されるようになっていく。他方で、スベ



ン流の土地私有観に影響されてか、カラリもまた私有地と見なされる傾向が強まった [LOCKHART 1992: 171-175]。

もちろん、インディオ村落共同体の側からはこうした傾向を抑えようとする動きが出てくるが、それは先スペイン期のような有効性を失っていく。まず第一に、16世紀半ば以降、スペイン人のもたらした新しい病気の蔓延などによりインディオ人口が激減していくのに伴い、放棄される耕地が急増し、もはや伝統的な土地台帳を継続して作成する必要そのものが消滅し、インディオ共同体は土地に対するコントロールを行使するための手段を失うこととなった。第二に、こうした状況下、インディオ共同体は植民地当局に対する貢租支払義務を全うするうえで、土地そのものよりも耕作者を確保することを最優先しなければならなくなり、土地を管理することをもはや重要視しなくなった。第三に、さらに人口の減少が進むと、成員の耕作に基づいて貢租を納めることは不可能となり、放棄された耕地や牧草地をスペイン人に売却、あるいは賃貸することによって現金収入を確保し、貢租の支払いにあてざるをえなくなっていく。また、こうした共同体の土地をカビルドの役職者たちが私有地化していくこともあった。このような情勢下、インディオ共同体の土地所有権は空洞化していくこととなった。人口の減少傾向が続くかぎりにおいて、共同体所有地の事実上の私有地化は問題とはされなかった。しかし、17世紀の中葉を過ぎ、人口が増加傾向に転じると、村落共同体の土地所有権と成員の私的保有権、さらには私的所有権の間での対抗関係はエスカレートせざるをえなくなるとともに、共同体の在り方そのものを変質させる契機と化すこととなる [GIBSON 1964: 211-212; LOCKHART 1992: 175-176; PASTOR 1987: 143-146]。

征服後の土地所有構造に見られるこのような連続性と漸進的な変化とが、上述したような社会構造の変容の基底に存在していたということができよう。

### 1-2-3. インディオ社会の細分化

本節で述べてきたところをまとめれば、スペインによる征服後のインディオ社会は一定の変化を被ってきたが、それは従来考えられていたほど急激なものではなく、きわめて緩やかなものであり、先スペイン期のインディオ社会が抱えていた様々なベクトルとスペイン的要素が合致した場合にのみ、後者が速やかに受容され、一般化していったといえる。その意味で、征服後のインディオ社会は、先スペイン期の伝統との連続性のうえに、新たな展開を遂げていったのである。しかし、そうした大勢の中で、先スペイン期のインディオ社会が有していた方向性が征服とともに完全に断たれ

た領域も存在した。それは、アルテペトル間の政治的統合の解体という形をとった。

先スペイン期のメキシコ中央部では北方から絶えず新たな民族集団が流入し、それが軍事的同盟の必要から複合アルテペトルの形成を促したことはすでに触れた。このプロセスの延長線上に複合アルテペトルを越えた政治・軍事的ネットワークが出現していくが、その1つがいわゆるアステカ帝国であった。これは実際には、テノチティトラン、テスココ、タクーパという3つのアルテペトルが政治＝軍事同盟を結び、その他のアルテペトルを征服していった結果生じた、征服-被征服関係の連鎖的政治的表現にすぎず、統合された政治体の域には達していなかった。しかしながら、この同盟の首位を占めるテノチティトランと服属したアルテペトルの関係は、もはや「同等者間の第一人者」的性格のものではなく、より高次の権力の集中への過渡的段階にあったと見なすべきであろう。

しかし、これはあくまで過渡期であって、メキシコ中央部でもアステカ帝国に対する服属を拒むアルテペトルも存在したし、服属したアルテペトルの中にもアステカによる支配を覆そうとする動きが見られた。このようなアルテペトルにとり、コルテスに率いられたコンキスタドールの一団は、アステカ＝テノチティトランに対抗するための強力なパートナーの出現を意味したのであり、数多くのアルテペトルがテノチティトラン攻略に際してコルテス側について戦った背景には、こうした状況が存在していた。

テノチティトランの陥落後、植民地支配を制度化していく流れの中で、スペイン王室はアステカ帝国の支配体制を利用しなかった。帝国組織の温存がインディオのスペイン支配に対する統一的反抗の核となる危険を考えれば、それも当然の措置であったといえよう。そこで目を付けたのが、上述したようにアルテペトルであった。しかし、アルテペトルもまたさらなる分裂の芽を内包していた。とくに複合アルテペトルの場合、部分アルテペトル間を統合する制度的基盤は弱く、スペイン支配の下、軍事的同盟の必要が消滅するとともに、トラトアーニー族間の緊密な通婚関係を可能にしていた一夫多妻制がカトリック教会によって排除されていくと、解体は不可避となった。最初の時点で複合アルテペトル全体が1つの村落共同体として再編され、中心的な部分アルテペトルが主邑として、残りの部分アルテペトルが属邑としての地位を与えられたとしても、後者が前者から独立して別の村落共同体を形成するのに時間はかからなかった。16世紀後半には、主邑から地理的に離れた地点に存在する属邑の多くがこうして独立の地位を勝ちとっていったのである。また、個別アルテペトルの場合でも、主邑と認定されたカルポリから遠く離れたカルポリが独立していく動きが、やはり同

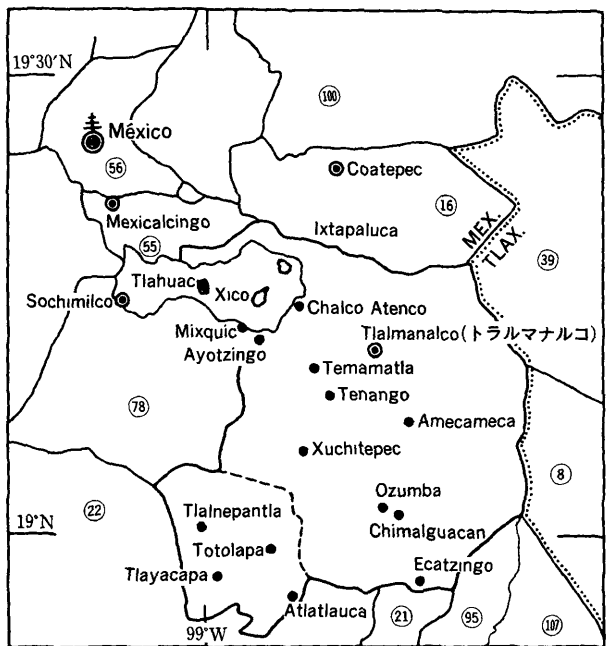
じ時期に見られたのである。そして17世紀を通じ、この動きはさらに広まっていった [GARCÍA MARTÍNEZ 1987: 181-224; GIBSON 1964: 188-190; LOCKHART 1992: 52-54]。

さらに18世紀に入ると、バリオ (barrio) と呼ばれる主邑の構成部分までもが独立を目指し、その多くが村落共同体としての地位を獲得することに成功する。この過程については、メキシコ中央部以外の地方に関しても研究があり、その要因が議論されてきた [DEHOUE 1984; PASTOR 1987: 175-214]。これに対しロックハートは、先スペイン期のアルテペトルの組織化原理からすれば、自足的なバリオが征服後の状況下、主邑から独立していくのは自然な成り行きであり、この動きが一般化するのが18世紀に入ってからになるという、その遅れの要因こそ検討すべきだとしている [LOCKHART 1992: 54-56]。しかしここでは、インディオ社会の細分化を促した、あるいは遅らせた要因よりも、むしろその結果として村落共同体が、着実に増加しつつあった農村部の非インディオ人口に対してその交渉力を低下させた点に留意すべきであろう。

先スペイン期の政治構造には分散と統合という相反する傾向が内在し、個別アルテペトルから複合アルテペトルへ、後者から前者へという双方向の移行が見られた。他方、管見のかぎりでは、植民地期を通じ、メキシコ中央部でインディオ村落共同体が自発的に合同し、新たな共同体を形成することはなかったし、複数の共同体が協力して蜂起したケースも数えるほどしかない。その意味で、スペインによる征服はインディオ社会に内在していた統合の契機を完全に排除したといえる。社会構造や土地所有構造に関し、先スペイン期のインディオ社会が内包していた矛盾が征服後も基本的には継承されながら変化が生じたのに対し、政治構造に関してはインディオ社会の矛盾は征服によって清算されてしまった。インディオ村落共同体が政治的に同盟する動きが表面化するには、メキシコがスペインからの独立を達成して数十年を経た、19世紀中葉を待たねばならない。

### 1-3. チャルコ地方の歴史

以上、先スペイン期からスペインによる征服を経て18世紀にいたる時間の流れの中で、ナワ・インディオ社会の持続と変容の一般的特徴を明らかにしてきた。本節では、次章以下で叙述、分析されるインディオ騒動が発生した状況をより具体的な文脈の中に位置付けるために、チャルコ地方の辿った歴史的過程を概観しておくこととする。



地図3 チャルコ地方（太線内）とその周辺 [GERHARD 1986: 104] (筆者により一部修正)

### 1-3-1. 征服から植民地統治の制度化へ

チャルコ地方はメキシコ盆地の南東部に位置する。植民地期の行政単位に即して言えば、その北西の境はチャルコ湖東岸であり、東の境には標高5,000メートルを越すポポカテペトル山が聳え立つ。南の境は現在のモレーロス州北部のトラヤカパンにまで達する。この地方に到達して定住した様々な民族集団は、隣接するその他の民族集団との絶えざる対立、抗争の中で、次第にチャルカ族としてのアイデンティティを形成するにいたったようである。彼らは14世紀末から15世紀初頭にかけて、テノチティトランのメシーカ族と激しい戦いを繰り広げるが、15世紀の半ばにはテノチティトランに服属することとなった。しかし、以後も従属的立場に甘んじることなく、数回にわたって反乱を起こしている。こうした抵抗の歴史を考慮に入れてはじめて、チャルカ族が積極的にコルテスと同盟を結び、テノチティトラン攻略に協力した状況が理解されるであろう [GERHARD 1986: 104-105; GIBSON 1964: 15, 24-25]。

テノチティトラン陥落後、チャルコ地方の大半がコルテスのエンコミエンダに組み込まれたが、1530年代の初頭には王室直轄領とされ、コレヒミエントという行政区に再編された。1550年代に入り、周辺のエンコミエンダに対してもチャルコ地方のコレ

ヒドール（コレヒミエントの最高責任者を務める王室官吏を指す）の行政権がおよぶこととされ、数年後にはコレヒドール職はアルカルデ・マヨールと呼ばれることになった。以後、アルカルデ・マヨールの管轄範囲は2世紀以上もの間はほぼ変わらず、1787年の地方長官制の導入に伴い、チャルコ地方はそのままスブデレガシオンと呼ばれる行政区となった。コレヒドール、アルカルデ・マヨール、スブデレガード（スブデレガシオンの長を指す。以下、これら3つのカテゴリーを区別しない場合には郡長官と呼ぶこととする）の居住地は必ずしも固定されてはいなかったが、植民地期を通じてトラルマナルコがスペイン人による行政上の中心地であるとされた。郡長官はほとんどの場合、トラルマナルコに住み、管内の主要な村落には代官を任命した [GERHARD 1986: 105-106]<sup>11)</sup>。

インディオ村落共同体の形成に関して見ると、スペイン人当局は当初、この地方に存在していた先スペイン期の政治・軍事上の連合体を1つの単位と見なし、全体を村落共同体として再編したが、後にはこの連合体が4つの複合アルテペトルの寄せ集めにすぎないことに気づき、4つの村落共同体に分割し、これらの共同体のさらなる分裂を認める方向へと次第に政策を転換していった [LOCKHART 1992: 30]。

カトリックの布教に目を向けると、1524年にフランシスコ修道会の宣教師がこの地に足を踏み入れたのをきっかけに、ドミニコ修道会やアウグスティヌス修道会も参加して布教活動が進められた。彼らは主要な村落に修道院を建設し、そこを拠点として周辺の集落を組織するという方針をとったが、16世紀中に、フランシスコ会はトラルマナルコ、チャルコ・アテンコに、ドミニコ会はチマルワカン、アメカメカに、アウグスティヌス会はミスキック、アヨチンゴにそれぞれ修道院を建設している。これらの主要村落はドクトリーナと呼ばれ、ビシータと呼ばれた周辺の集落と合わせ、1つの教区を成すものとされた。以後、教区の新設も行われたが、18世紀の中葉にいたるまで、これらの教区は各修道会の管理下に置かれ、メキシコ大司教を頂点とする在俗教会組織の統制を免れていく [GERHARD 1986: 106; GIBSON 1964: 98-110]。

先スペイン期の政治構造が中心性を欠き、ヨーロッパ的な意味での都市的中核の分化を見なかったことにはすでに触れた。それに対し、16世紀のスペイン人にとっては文明とは都市を意味し、インディオを文明化するには都市的秩序に従って生活することを教えるのが急務であると考えられた。人口密度の高いメキシコ中央部では人口の一定の集中が見られたから、この発想が即座に実地に移されることはなかったが、16

11) スペイン植民地統治下の地方行政制度の沿革とその実態については Borah [1985b] が詳しい。

世紀中葉以降、インディオ人口が激減していくのに伴い、残されたインディオを集住させる、コングレガシオンと呼ばれる政策が実施されていった。この政策をめぐっては、インディオ社会の変容を促進した要因としてその重要性を高く評価する立場 [GERHARD 1977; SOLANO 1984: 77-84, 1990] と、実際にはインディオ社会に対してきわめて限定されたインパクトしか与えなかったとする立場 [LOCKHART 1992: 44-47] の間で対立が見られるが、地域差を考慮に入れずに一般論を展開することはあまり生産的ではないだろう。チャルコ地方での事例に即して見れば、スペイン人当局による意図が実施に移され、いくつかの属邑が放棄され、その住民が主邑に集住させられた場合もあれば、人口減少が続いている最中に村落共同体が分裂を認められたケースもあり、上記の見解のいずれが適当であるかはにわかには決しがたい。また、コングレガシオンの重要性を唱えるゲルハート自身、1603年から翌年にかけてトラルマナルコで実施されたコングレガシオンに関する記述中、「(コングレガシオンが実施されたが、それはあくまで) 表面上のことであった」という表現を用いており、問題はさらに複雑である [GERHARD 1986: 106-108]。いずれにせよ、この政策が実施されたのは17世紀初頭までのことであり、それ以降に関しては上述したように、チャルコ地方のインディオ村落共同体もまた分裂傾向を深めていったといえる。

### 1-3-2. スペイン人による土地の集積とアシエンダの形成

メキシコ中央部ではインディオ人口が激減していくのに反比例して、スペイン人人口が着実に増加していった(表1)。この拡大しつつあるスペイン人人口を支えるうえで、減少の一途を辿るインディオによる食糧生産に全面的に依存していくのが不可能なことは、16世紀半ばにはすでに明らかであった。そこで、スペイン人は様々な方法で土地を取得し、スペイン人市場を対象とした商業的農業、牧畜業を営まざるをえなくなった。チャルコ地方は、最大のスペイン人市場を抱えるメキシコ市に近接し、湖水を利用しての交通の便に恵まれているといった好条件のゆえに、スペイン人農業家、牧畜業者が最も早い時期に進出を開始した地域の1つであり、王室によるスペイン人への土地の下賜は1580年から1618年に集中している。スペイン人によって取得された土地はやがて統合され、17世紀初頭までには農業と牧畜の複合的経営体であるアシエンダへと発展していった [GIBSON 1964: 272-279]。

ほかの地方のアシエンダのほとんどがスペイン人の消費する小麦を生産の中心に据えていたのに対し、チャルコ地方のアシエンダはインディオの消費するトウモロコシ生産に重点を置くという特徴を有していた。共同体インディオによるトウモロコシ生

表1 メキシコ盆地内の納税者人口の推移 [GIBSON 1964: 142] (筆者により一部修正)

行政区	1570	1644	1692	1742	1763- 1765	1782	1787- 1794
チャルコ	13,050	2,910	2,689	5,071	5,180	6,372	7,182
シトラルテベック	6,600	661	720	1,206	1,021	902	745
コアテベック	2,400			827	845	842	1,118
コヨアカン	5,200	1,781	2,168	2,988	2,887		3,011
ワアウトィトラン	10,600	1,182	1,861	2,513	2,725	3,094	3,479
エカテベック	2,600	362	260	1,024	1,631	1,834	1,762
メシカルツィンゴ	2,420	462	318	882	825	1,585	1,761
メキシコ市	30,000	7,631	7,631	8,400			8,893
オトッンバ	6,500	480	509	709	853	1,246	1,088
タクーバ	9,900	2,430	2,916	3,965	3,571	5,210	5,951
テオティワカン				860	1,273	1,674	1,577
テスココ	19,400	2,074	2,711	5,969	4,793	7,540	6,847
ソチミルコ	8,600	2,686	2,783	3,440	4,314	4,730	3,666
メキシコ盆地 合計	117,270	22,659+	24,566+	37,854			47,080

注 以上の数字はあくまで納税者を示すもので、総人口は不明である。かつては総人口を推定するのに、納税者を世帯主と見なし、1世帯の平均構成員数を3ないし4人前後と仮定して計算していた。現在では、教会に残された教区簿冊の洗礼者数、結婚数、埋葬者数などに依拠し、教区といったミクロ・レベルでは総人口数がより確実に把握できるようになっている。しかし、より大きな領域を対象とする場合には、依然として納税者数に頼らざるをえないのが現状である。

産が急速に低下し、他方でスペイン人のための家内労働、鉱山労働、アシエンダでの賃金労働に従事し、トウモロコシを自家生産しないインディオが増加していく中で、トウモロコシに対する需要は着実に増加した。最大のトウモロコシ市場を擁するメキシコ市に近接するチャルコ地方のアシエンダはこうした状況下、トウモロコシ生産に特化していき、1580年から1630年の間にメキシコ市のトウモロコシ市場に対する独占的供給者としての地位を確立したのであった [GIBSON 1964: 328-329]。

チャルコ地方のアシエンダ所有者（以下、アセンダードと呼ぶ）は多くの場合、メキシコ市に居住する不在地主であり、植民地貿易や鉱山業にまで手を伸ばしているような、植民地社会のエリートであった。フロレスカーノは、18世紀メキシコ市における穀物の価格変動とその背後に存在した周期的な農業危機に関する研究の中で、チャルコ地方のアセンダードがメキシコ市の市場に対するトウモロコシの独占的供給者としての立場を利用し、豊作時にはトウモロコシを出荷せず、凶作時まで保管し、価格の高騰を待って売りさばき、巨利をえたメカニズムを浮き彫りにした。この叙述において興味深いのは、凶作が迫り、植民地統治の最高責任者である副王やメキシコ市の

カビルド、さらにはアシエンダを所有しない商人や鉱山業者までもが退蔵トウモロコシの売却を迫るのに対し、チャルコのアセンダードはこれに抵抗し、退けるに足る力を確立していたという点である [FLORESCANO 1986: 96-100]。このように強大な権力を誇ったアシエンダのはざまに、チャルコ地方のインディオ村落共同体はいかなる状況に置かれていたのだろうか。

### 1-3-3. インディオ村落共同体の現実

16世紀から17世紀前半にかけてのチャルコ地方のインディオ村落共同体に最も大きな影響を及ぼしたのは、人口の激減という事実であろう。この人口減少の度合いを明示するために、表1をグラフにしてみると、図1のようになる。

このような状況下、村落共同体にとって最大の関心事は人口減少の共同体へのインパクトを最小限に抑えることにあった。16世紀後半から17世紀半ばにかけての時期は

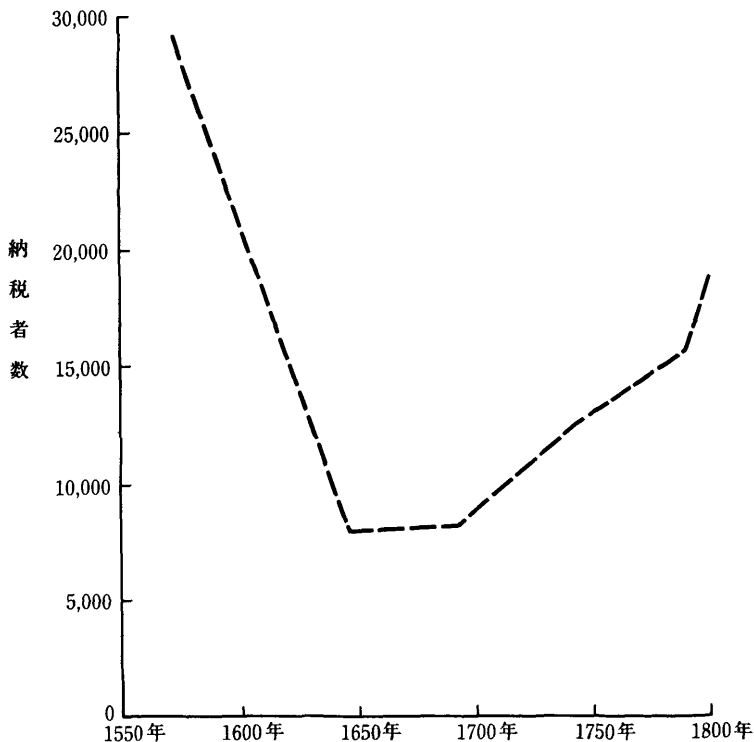


図1 チャルコ地方周辺の納税者数の推移 [GIBSON 1964: 141] (筆者により一部修正)

注 ただし、波線の示す数値はチャルコ地方のみならず、近隣のソチミルコ、メシカルツィンゴ、コヨアカン地方の納税者数も合わせたものである。



植民地社会の建設期であり、植民地当局、教会、スペイン人植民者のいずれもが大量の労働力を必要としていた。そのために、レパルティミエントという強制労働制度が導入され、インディオは年に一定期間、スペイン人雇用者の下で働くことが義務付けられた。チャルコ地方のインディオ共同体の場合、メキシコ市に近かったことが災いして、上述した3つのスペイン人集団いずれからも労働力の供出を求められた。たとえば、1599年のある報告書によれば、チャルコ地方は年にのべ4300名のインディオを、地方内で行われた公共事業やアシエンダでの労働のために動員させられたほかに、主邑であるトラルマナルコからは南に50キロ以上離れている管轄外のオアステベックの施療院建設のためにのべ5470名のインディオを送り込まなければならなかった [GIBSON 1964: 230]。また、1619年から翌年にかけての供出労働者数の推移は図2の通りである [GIBSON 1964: 234]。

インディオ人口が減少を続ける17世紀初頭、植民地当局は頻発する洪水からメキシコ市を守ることを目的として、メキシコ盆地に広がる湖の水を盆地の外に排出する一大公共土木事業に乗り出した。この事業の緊急性と利用できるインディオ労働者の減

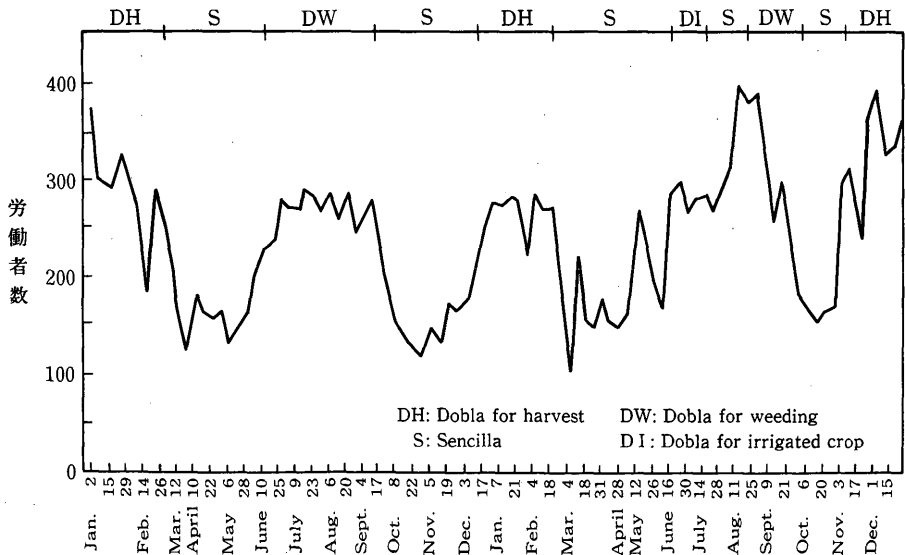


図2 チャルコ地方のレパルティミエントによる供出労働者数 (1619~1620年) [GIBSON 1964: 234] (筆者により一部修正)

注 レパルティミエントによって農作業に従事させられるインディオの数は、農繁期には平常時の2倍に達した。これをドブラ (dobla) と呼び、平常時の労働者数 (センシーリャ sencilla) と区別した。このグラフで DH とあるのは収穫時のドブラ, DW とあるのは除草作業のためのドブラ, DI とあるのは灌漑耕地のためのドブラを指す。S はセンシーリャを意味する。

少を鑑み、当局はレバルティミエントを通じてインディオを雇用できる分野を鉱山業などに限定しようとしたが、それもままならず、インディオ村落共同体の負担は増大する一方であった。1620年代末、チャルコ地方は、2週間交代で215名のインディオを動員することを義務付けられていた [GIBSON 1964: 241]。

このような状況がインディオ村落共同体を苦境に追い込んだことは想像にかたくない。スペイン人に対する労働義務に加え、共同体に対する労働奉仕も課せられた成員にとり、村を捨ててスペイン人の下で私的に雇用される途が生存のための1つの選択肢を提示するにいたったからである。インディオ共同体が成員の確保に必死に取り組まざるをえない状況が緩和されるのは、植民地社会の建設が一段落するとともに、人口が増加傾向に転じる17世紀半ば以降のこととなる。

他方でスペイン人による土地の取得そのものは当初、人口の減少という状況下、インディオ共同体にとってはさほどの脅威と映らなかったようである。植民地当局は、インディオによるスペイン人への土地の売却が間接統治の土台であるインディオ村落共同体の根幹を揺るがすものと見なし、これを規制しようと試みたが、インディオはそれに構うことなく売却を続けていった [GIBSON 1964: 281]。また、インディオ同士土地売買も盛んに行われた [LOCKHART 1992: 171-175]。このようにスペイン人による土地の取得が本格化する16世紀後半から17世紀前半にかけてインディオ村落共同体とスペイン人の間で生じた訴訟で争点となっていたのは、ほとんどの場合、アシエンダの労働者による周辺村落の住民に対する暴行や、アシエンダの家畜によるインディオの耕地に対する被害であった [GIBSON 1964: 279-281]。インディオ共同体の側が土地そのものを問題として訴訟を起こすようになるのは、17世紀後半に入ってからのことである。こうしたスペイン人とインディオの間の争いにおける焦点の移行は、以下の事例ではきわめて明瞭である [GIBSON 1964: 292-298]。

1603年のコングレガシオンにより、チャルコ地方ソチテベック村では、かつての属邑がすべて放棄されることになった。その後、数十年の間にスペイン人やメスティソ（スペイン人とインディオの混血）やムラート（スペイン人と黒人の混血）がかつての属邑の土地を蚕食していったが、ソチテベック村はこれに対しなんらの関心も示さなかった。この村のインディオがこれらの土地に対する所有権を主張して立ち上がったのは1667年のことであり、その際は彼らの主張が認められた。その後、同様の駆け引きが繰り返されるが、1745年、結局これらの土地は無主地、すなわち王領地であると裁判所によって認定され、スペイン人に対して下賜されることとなった。

18世紀の状況に入る前に、16、17世紀のチャルコ地方におけるインディオの生業形

態を概観しておこう。チャルコ湖岸とポポカテペトル山麓、さらに南部のトラヤカパン周辺とでは自然条件が大いに異なっていたが、インディオ村落共同体成員の経済的基盤はトウモロコシを中心とする農耕にあった。表2は、16世紀末のチャルコ地方の村々において共同体の成員に配分される耕地のおおよその面積を示している。こうした共通の経済的基盤の上に、各村落は自らの自然条件を生かして独自の生産活動を展開した。たとえばチャルコ湖岸の村落は、チナンパと呼ばれる伝統的な灌漑農地において集約的な野菜生産を行いメキシコ市に出荷したり、漁業に従事する者も少なくなかった。魚の多くはやはりメキシコ市へと送られた。南東部の山麓地帯に位置するトラルマナルコのインディオは森林伐採を行い、材木をメキシコ市まで運んで販売していた。また、多くの村のインディオが特産物を交換しあう場であった伝統的な定期市も維持され、なかでもチャルコ湖岸のチャルコ・アテンコの金曜市は、17世紀末までにメキシコ中で最も有名な市の1つへと成長していった[GIBSON 1964: 339-358]。

またチャルコ地方は、先スペイン期からメキシコ盆地と南部の亜熱帯地域の間を結ぶ交易ルート上の重要な中継基地であったが、征服後もチャルコ湖の水上輸送路やそれにつながる陸路はその商業的価値を失わず、しかも注目すべきは、インディオがこ

表2 チャルコ地方のインディオ村落共同体における納税者1人あたりの耕地面積 [GIBSON 1964: 269]

村落共同体	納税者数	納税者1人あたりの耕地面積 (単位はブラサ)
アカパン	17	100-300×40-50
アマナルコ	11	200-300×100
アトラウトゥラ	5	80-100×80-100
センカルコ	6	300-400×20-30
シワチンゴ	15	80-100×80-100
オコカルコ	8	400-600×20-30
パフカン	20	100×40
クワウツォツォンゴ	80	100-200×30-40
テカルコ	14	100×100
テナンゴ	5	160-200×100
テポブラ	20	200×20-30
テポブラ・テナンゴ	160	200-300×100-120
テポストラン	10	200-400×160
トラコテテルコ	12	200-300×20-30
トラコトゥラン	8	300-400×20-30
トラクイトラビルコ	11	150-200×30-40
ソチテベック	60	600-700×20-30

注 1 ブラサ (braza) は約1.68メートルである。

の交易をコントロールし続けた点である。植民地期を通じ、チャルコ地方のいくつかの村はチャルコ・アテンコを筆頭として商業上の中心地として繁栄を享受していくが、この商業活動はインディオ自身の手任せられていたことにより、メキシコ市の市場向けの生産とともにインディオ社会内部における経済的格差を維持する要因となったであろう [GIBSON 1964: 358-365]。

18世紀に入ると、チャルコ地方のインディオ人口は着実な増加を示す。しかし、村落共同体周辺の土地はすでにアシエンダによって占められており、共同体によって分配される耕地からの収穫で生計を維持できる層は相対的に縮小し、土地を保有しない、あるいはわずかな土地しか保有しない層が拡大していった。こうした貧困層は共同体外において収入をえる必要に迫られ、メキシコ市に移住したり、近隣のアシエンダでの季節労働によって日銭を稼いだりすることにより、主食であるトウモロコシを購入し、なんとか生計を維持しようとした。他方でインディオ富裕層は、カビルドの要職を占めることによって土地の分配を自らに有利な形で進めるなどして土地を集積してはそれを市場向けの農業生産にあて、貧困層から次第に遊離していった。インディオ村落共同体は分裂を深めるとともに、全体として外部経済に対する依存度を高める。アシエンダやスペイン人穀物商人は、インディオ貧困層がトウモロコシ購買者へと転化する状況を利用して、インディオ村落共同体に対する交渉力を増大させていく。18世紀中葉、チャルコ地方のインディオ村落共同体は、おおむねこのような状況に置かれていたのである [TUTINO 1975: 498-503]。

## 2. トラルマナルコ騒動

本稿でトラルマナルコ騒動と呼んでいる事件は、1774年2月8日に起きた。女性数十名と男性数人から成る一団が郡長官の総代官 (teniente general) のもとに押し寄せたところ、総代官の命により投獄されるにおよんだ、というのがその概要である。しかしながら、事態は見かけほど単純ではない。その背後には村落共同体内部における政治的対立とスペイン人の介入という問題が存在しており、関連史料に現れる「事実」はそれを書いている者の利害を反映せざるをえない。そこで、騒動の経過の叙述、分析に入る前に基本史料の性格と構成を明らかにしておく必要がある。

### 2-1. トラルマナルコ文書の性格と構成

トラルマナルコ騒動発生直後から、インディオの権利保護に関わる事例を専門に扱

うインディオ総合裁判所 (Juzgado General de Indios)<sup>12)</sup> において、騒動参加者と総代官の間で訴訟が展開された。その裁判関連文書は現在、メキシコ国立総合文書館に刑事裁判セクション第90巻14号文書として保管されており、それが本章の基本史料となっている。こうした事件の裁判史料であるから、当事者双方の主張には大きな相違が見られ、事実の確定には史料の慎重な批判が必要となる。

この史料の冒頭には、騒動の直接の契機となった村の教区教会の古い塔の解体に関する文書と、騒動発生直後に総代官マヌエル・マルティネス・デ・エルゲーロが作成した報告書および尋問調書が置かれている。1774年2月12日付けでマルティネスからアンドレス・ダビラ・イ・コトという人物に送付されているが、ダビラの役職は不明である。総代官の見解と尋問を受けた者の証言の間、また後者の間でも微妙な食い違いは見られるが、騒動当日の経過を大筋において把握することのできる唯一の史料といえる<sup>13)</sup>。

マルティネスが上記文書を作成していたわずか5日の間に、騒動の首謀者として逮捕、拘留されていたアナスタシオ・ベラスケスらは連名で、騒動の「真相」を記し、彼らの即時釈放などを求めた請願書を副王に提出した。それを受けて、植民地期メキシコにおいて上級裁判所として機能していたアウディエンシア（聴訴院）のフィスカルという役職にあったホセ・アントニオ・デ・アレーチェは、逮捕者の即時釈放と事件に関する報告書の提出をマルティネスに対して命じるとともに、トラルマナルコの司祭に対しても教会の塔の解体の必要性に関する報告書を別途作成するよう依頼した。このアレーチェの命令とベラスケスらの請願書でもって始まる基本史料の第2部は、ベラスケス側の複数の請願書とそれに対抗する形で総代官マルティネスが作成した文書、およびそれら双方を受けてアレーチェが行った数回の答申などから成る。塔の解体をめぐるトラルマナルコ村内部の対立と、マルティネス、司祭といったスペイン人の問題への介入の様子が浮き彫りにされる部分である<sup>14)</sup>。

1774年8月8日、副王アントニオ・マリア・ブカレリは、前月末にアレーチェが行った答申に従い、塔の解体作業の再開、騒動首謀者の8日間程度の再拘留などを命じる決定を下した。以後、解体作業の細目、ベラスケスをはじめとする解体反対派インディオに対するいやがらせなどをめぐり、インディオ総合裁判所、郡長官ホセ・イグナシオ・メルガレッホ、ベラスケスらの間で文書が交わされていく。基本史料の第3

12) この裁判所については Borah [1985a] が詳しい。

13) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 221-242v.

14) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 243-268v.

部はこの駆け引きをめぐる文書から成る。残念ながら、この部分は途中で途切れており、この裁判の行方を最後まで追うことはできない<sup>15)</sup>。

## 2-2. トラルマナルコ騒動の経緯

### 2-2-1. 塔の解体決定にいたるプロセス

騒動の直接の契機は、1774年2月8日の朝、総代官マルティネスの命で教区教会の2つある塔のうち古い塔の解体作業が開始されたことであった。そこでまず、いかなる経緯を経て塔の解体が決定されるにいたったかを見ることにしよう。

1773年11月28日、マルティネスの許に1通の書状が提出された。それは、トラルマナルコ村のゴベルナドールを務めるタデオ・デ・トーレス以下、村の役職者らが連名で作成した請願書であった<sup>16)</sup>。内容は次の通りである。村の教会の右手にある古い塔は倒壊寸前の状態にあり、倒壊すれば教会の建物に大きな被害が生じることが予想される。この塔については建築士フランシスコ・ホセ・デ・トーレスもすでに倒壊の危険性を指摘している。そこで彼らはマルティネスに対し、この塔の扱いについて司祭からも意見を聴くことを要請したのであった。

マルティネスはこの請願を受け、塔の処置に関する意見を聴くために書状を司祭ホセ・ロドリゲス・マウリーニョに回覧する手続きをとった。同月30日、マウリーニョ司祭は、やはり建築士トーレスの見解を引きながら、倒壊に伴う被害を防ぐために解体はやむをえない、作業中の安全を確保するうえで熟練した人物を選ぶべきであるが、実施にあたってはマルティネスの判断を尊重する、と回答した。この司祭の回答をえたマルティネスは、同日、塔の解体を決定し、それをゴベルナドール以下村の役職者に通知した。ゴベルナドールらは決定に同意し、速やかに解体を実行に移すこと、そのために専門家を雇うこと、さらに諸費用は村落共同体の住民が分担することを約したのであった<sup>17)</sup>。

### 2-2-2. 総代官マルティネスの報告

上述した合意を受け、1774年2月8日の朝、塔の解体作業が開始された。これが引

15) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 269-286.

16) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 222-222v. この請願書の署名者は以下の通りである。ちなみにゴベルナドールであるトーレスは字が書けないということで署名していない。エバリスト・パウティスタ、ニコラス・メンデス、ミゲル・フランコ、ビセンテ・バスケス、マリオ・ペレス、ホセ・ラサロ、ペドロ・デ・グスマン、ファン・ペラスケス（通訳）。

17) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 221-223v. 村落共同体がマルティネスの決定に同意を与えた文書におけるインディオ側の署名者は、前出請願書と変わっていない。

き金となって騒動が発生したのであるが、ここではまず、マルティネスの報告に基づいて事件の概略を記すことにする。

2月8日の朝10時頃、解体作業のための足場作りを行っていたところ、マリア・アドリアナというメスティソ女性に率いられた女性の団が、彼女の夫であり、この村のカシーケを名乗るアナスタシオ・ベラスケスら数人の男性とともに騒然とした状態で郡長官の役所に押し寄せてきた。マリア・アドリアナはマルティネスに、「一体誰が塔の解体を命じたのです。われわれはそんなことには同意できない」と叫んだ。群衆は叫び声と身振りでもって彼を脅しにかかった。その当時、役所にはわずかな人数しかおらず、これが暴動に発展することを恐れたマルティネスは、入口の扉を締めさせたうえで、中に残った者全員の逮捕を命じた。するとマリア・アドリアナは彼に従うどころか、「私を捕まえることはできない」とうそぶいた。

そのときマルティネスは、1人の男が中庭の柱によりかかっているのに気付いた。その男が顔を隠していたので再三名前を尋ねたが、「私ですよ、私ですよ」というだけで素性を明かそうとはしなかった。そこでマルティネスが、男のかぶっていたソングブレロ（つば広帽）を杖で払い落とそうとしたところ、マリア・アドリアナが激怒しながら駆け寄ってきて、「どうか気を鎮めて下さい。あの人はドン・ホセ・エスピノサです」といって彼を制止しようとした。マルティネスは構わず、エスピノサも含めて逮捕者全員を投獄するよう命じた。また、彼が通訳を通じてそこにいた女性たちに夫の許可をえてこの騒ぎに参加したのかと尋ねると、口々にそうだと答えた。マルティネスは全員を投獄すべく最大限の努力を尽くしたが、通訳と別の役人は逮捕者を馬小屋やわら置き場に収容せざるをえず、マリア・アドリアナの娘2人もそこに置かれた。

アナスタシオ・ベラスケスは投獄後も傲慢な態度を捨てず、かつてゴベルナドールを務めたこともあるカルロス・バスケスに向かって牢の壁のすきまから、「いま私は聖歌を唱っている（大人しくしている、という意味）が、この件についてはじきに手を打つからな」と叫び続けた。このような状況下、マルティネスは逮捕者の尋問を行うよう命じたのである<sup>18)</sup>。

### 2-2-3. 尋問調書の内容

尋問は2月8日から12日まで続けられ、15人が個人で、そして14人の既婚女性と5人の寡婦がそれぞれ集団で証言した。そのうち2人は総代官マルティネスの部下であ

18) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 224-225v.

り、1人は上記のカルロス・バスケスであり、彼ら3人はマルティネスの報告にそった証言をしている。ただし、次の2点については多少異なった事実に触れている。マルコス・ロルダンという役人は総代官から、逮捕者たちがこの騒ぎのために事前に集会を開いたと聞いたことがあるか尋ねられ、そんなことは一切知らないと答えている。他方でカルロス・バスケスは、次のように証言している。彼は騒動が起きたことも知らずにいたが、8日の午前11時頃役所に呼び出された。ふと牢の方に目をやると、ホセ・エスピノサの姿があり、なぜ投獄されたのかと聞くと、「好奇心のせいさ」という答えが返ってきた。アナスタシオ・ベラスケスの姿も見えたので、「善良なはずの人物が牢に入れられているとは何と恥ずかしいことだ」というと、ベラスケスは、「まあ強がりはやしなさい。じきにトラルマナルコ村の連中に、男というものがどういふものか見せてやりますから」といい放った。そのうち、村の役職者がそろったところで、総代官から逮捕者たちの不遜な行動について知らされた<sup>19)</sup>。

これら3人を除けば、残りの証人は全員逮捕、投獄の憂き目にあった者である。首謀者と目されたマリア・アドリアナの証言を除くと、ほとんどの証人が自分は好奇心から一団に加わったにすぎないといって弁明している。とくに男性にこの傾向が強い。女性の証言で興味深いのは、夫の許しをえて騒ぎに参加しているのかというマルティネスの問いに対し、その場でそうだと叫んだとする者と、それを否定する者とに分かれている点である。この点については後で考察を加える必要がある。

さて、逮捕者側の証言から一致している点で、総代官側の報告や証言では明らかにされていない点をまとめると、次のようになる。朝、ミサが終わって教会から女性たちが出てくると塔の解体作業が開始されており、彼女たちは不安気にその様子を見守っていたが、マリア・アドリアナが解体の理由をゴベルナドールに尋ねに行こうと提案した。その途中でマリア・アドリアナは、家に残っていた女性にも声をかけ、参加を促した。ゴベルナドールの家に着くと彼は不在で、役所に行って理由を聞こうということになった。一団は、好奇心から彼女たちについていった男性数名を加え、かなりの数にふくらんだ。役所の入口に着くと、総代官マルティネスが彼らに役所の中に入るよういった。そこで、マリア・アドリアナとマルティネスの間で問答が交わされた<sup>20)</sup>。

この問答の内容については、マリア・アドリアナ自身の証言に従うことにしよう。「一体誰の命令で塔を解体しているのでしょうか。後生ですからあの塔を解体しないで

19) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 228-229v.

20) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 225v.-227, 230-242.



下さい。落ちそうになっている石については、修理ができるかどうか相談しますから」というマリア・アドリアナの言葉に対し、マルティネスは「私が解体を命じたのだ。このままでは自然に倒壊してしまう恐れがあるからな。そのために（塔の脇にある）小道を私費で閉鎖したのだ」と答えた。しかしマリア・アドリアナはひるむことなく、「あなたの出費についてはいずれ神がお支払いになるでしょう。しかし、あの塔は村のものなのです。ほかのどの村が、塔を2つ持っているでしょうか。主邑であるこの村だけです。しかも、あの塔を建設したのはわれわれの祖先であり、われわれの誇りなのです」と続けた。すると総代官が通訳を通じ、彼女たちは夫の許しをえているのかと尋ねるので、マリア・アドリアナはそうだと答えた。さらにマルティネスが「この請願のために書状を携えているのか」と尋ねると、彼女は「われわれはただ質問するためにここに来たのです」といった。するとマルティネスは突然、彼女たちの逮捕を命じたのであった<sup>21)</sup>。

同様の問答については、マリア・アドリアナの口調や態度に関してこそニュアンスの差はあるものの、ほかの証言にも言及が見られるので、その内容は大筋において信ずるに足るものであろう。

ホセ・エスピノサがマルティネスに杖で帽子を叩き落とされた場面についても、マルティネス側と逮捕者側の間で大差はない。ただし、前者は帽子を落とすためであったとして総代官の行為を正当化するとともに、殴りつけたという側面をぼかそうとしているのに対し、後者は殴りつけたという事実をストレートに語っている。

こうしたニュアンスの差は、この点に限られない。たとえば、総代官マルティネス側によれば、マリア・アドリアナを筆頭として騒動参加者の態度は挑戦的かつ高圧的であったとされる。それに対し、マリア・アドリアナや別の証人の言葉を信じるならば、彼女たちは塔の解体の理由を聞きに来ただけであり、騒ぎを起こすような意思はなかったということになる。この相違は、マルティネスが騒動参加者の逮捕を命じて以後の事態の展開にも明らかである。マルティネスの通訳を務めていたファン・ベラスケスによれば、逮捕・投獄の命令が下されると、彼女たちは激しく抵抗した<sup>22)</sup>。それに対し、残りの証人は、逃亡を企てたが門が閉まっており捕まったとか、皆と一緒に牢に押し込まれたとか、観念して自分から牢に入ったと証言しており、彼らによれば抵抗したのはマリア・アドリアナとアナスタシオ・ベラスケスだけであったということになる。たとえば、マティルデ・ヘルトルーディスというインディオ女性は、こ

21) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 235v.-237.

22) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 227-228.

の2人が「もし家に害を加えるようなことがあれば、その分は弁償してもらわない」とか「母は高齢で病弱だし、娘も病気がちだから、牢に入れるべきではない」などと叫んで抵抗し、その隙に彼らの娘や数人が逃げおおせた、と証言している<sup>23)</sup>。

また、総代官側との見解の相違が最も際立っているのは、ベラスケスの証言である。前者が騒動における彼の役割を大きく評価しているのに対し、ベラスケス自身は騒動への参加を次のように説明している。2月8日の朝、彼が畑から家に戻ると、妻と娘2人が不在であった。家に残っていた娘に行き先を尋ねると、一緒に出かけたとしか答えない。そこで3人を探しに出かけ、女性の一団の中にその姿を見出し、彼女たちについて役所に入ったところ、逮捕された<sup>24)</sup>。この2つの見解のいずれが真相に近いのかはいま措くとして、逮捕後のベラスケスの言動に関する、イポリト・バスケスというインディオの証言は興味深い。彼によればベラスケスは獄中で、メキシコ市の当局者に対して法的手続きを起こしたと語ったというのである<sup>25)</sup>。これは、上述したマルティネスの報告やカルロス・バスケスの証言においてベラスケスが語ったとされる言葉と符号しているだけでなく、実際、ベラスケスはこうした手続きをとり、この騒動は新たな事態へと展開していくのである。

2月12日、総代官マルティネスはこうした相違を無視して、マリア・アドリアナ、マヌエラ・グスマナ、セバスティアナ・フランシスカ・ウイチラ、ドミンガ・ヘロニマの女性4名とアナスタシオ・ベラスケス、ホセ・エスピノサの2名のみを有罪と見なし、残りの者を釈放するとともに、関係書類を前記のダビラに送付することを命じた。事態の新たな展開を迫る前に、この騒動における争点、対立の図式、見解の相違の持つ意味などについて問題を整理しておこう。

#### 2-2-4. 批判的考察

まず、騒動をめぐる状況を簡単に整理しておこう。

騒動参加者の構成であるが、逮捕・尋問を受けた者の数は全部で31名であり、逮捕を免れた者も少なくなかったようであるから、参加者の総数は50名前後といったところであろう。1770年に行われた人口調査によればトラルマナルコ村の人口は、インディオ既婚者が647名、未婚者が142名、ムラート既婚者が9名、未婚者が7名、スペイン人既婚者が152名、未婚者が113名であったから、テイラーが騒動の特徴として挙げ

23) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 231v.-232v.

24) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 241-242.

25) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 239-239v.

る、全村あげての蜂起といったパターンとはほど遠い観がある<sup>26)</sup>。また、逮捕者の性別を見ると、男性は6名で残りは全員既婚女性であり、そのうち6名は寡婦である。さらに人種別の構成を見ると、女性25名のうちメスティソが3名、スペイン人が2名おり、男性のうちメスティソとスペイン人が各1名いた。メスティソの中にはマリア・アドリアナとホセ・エスピノサという、総代官マルティネスが騒動の首謀者とした2人が含まれている。

騒動の契機は、教会の塔の解体工事が開始されたことであり、騒動参加者の目的は解体を阻止することにあった。その際に指導力を発揮したのはマリア・アドリアナであり、彼女の主張は塔の全面的解体には同意できない、部分的改修であればこれを進んで実施する、というものであった。彼女の言葉を見るかぎりでは、この騒動は、塔の解体という現状の変更、村落共同体の自律性の侵害に対する自然発生的かつ防衛的な反応という点で、テイラーの描き出したパターンに合致している。しかし、このトラルマナルコ騒動には、自然発生的な防衛的反応としては片付けられない要素が介在しており、その点については次節以下で詳しく論じることにする。ここでは、先祖伝来の建造物を解体することが直接には騒動を惹起しないことを示す例を挙げておこう。1728年のことである。ベツレヘム修道会の3人の修道士が施療院を建設すべくトラルマナルコに到着した。インディオ共同体の側は彼らを歓迎し、先祖が建設した中央広場の半分とその石材を建設のために提供した [MURIEL 1991: 178]。この例から窺えるように、インディオは必ずしも現状維持的で伝統にしがみついているばかりではなく、新しい事柄が彼らの利益になることが合意されていれば、伝統の変更に異議を申し立てることはなかったのである。

塔の全面的解体か部分的改修かをめぐり、トラルマナルコ村のインディオは分裂していた。ゴベルナドールを務めていたタデオ・デ・トーレスをはじめとして、村の役職者はそろって解体を主張していた。また、総代官マルティネスもこれを支持している。この点を考慮に入れるならば、この騒動は村落共同体内の解体反対派による解体推進派に対する集団的抗議という政治性を帯びていたらしいことが推察される。本来は共同体の外部の人間として中立であるべきマルティネスの対応もこの政治的図式の枠内で理解されねばならない。

マルティネスは騒動参加者の逮捕・投獄という自らの処置を正当化するために、騒動を誇張しているきらいがある。上で指摘した、騒動参加者の言動に関する彼の見解

26) AGN, Tierras, vol. 1518, exp. 1, f. 29. ただし、ここで挙げた数字が男女を合わせたものなのか、男性のみを扱っているのかは不明である。

と、参加者側のそれとの間の相違はこうした意図に由来すると考えられる。もちろん参加者の側にも、罪を免れるために自分たちの行動が整然としたものであり、要求を突きつけるといった性格はなかったことを強調しているきらいはあるので、彼らの証言を鵜呑みにするわけにはいかない。しかし、50名規模の集団的抗議行動が暴動に発展するのを恐れたというマルティネスの説明は、彼女たちが武器になるようなものを一切持っていないことからしても、納得しがたい。彼女たちが夫の許しをえて参加したかどうかにかかわるのも、夫の許しをえているのであれば、この騒動がより大規模なものへと発展しえた可能性を強調できるからではないか。逆に参加した女性からすれば、夫の許しをえていないことは、事前の相談などはまったくなく、「自然発生的に」事態が展開したのだということになり、その分罪は軽減されることになる。夫の許しをえたと答えているのはマリア・アドリアナだけであり、これは夫のアナスタシオ・ベラスケスの証言に反しているが、彼も逮捕・投獄されている以上、嘘をついても仕方がないということではなかったか。

このように事態が暴動へと発展しえた恐れを強調して自らの処置を正当化しようとする一方で、マルティネスはこの騒動の責任をマリア・アドリアナ、ベラスケス、ホセ・エスピノサといった首謀者にかぶせ、それで問題を解決済みとしたい意図を持っていたようである。それは彼が、部下であるロルダンに対し、騒動の前に参加者が集会を開いたことを聞いたことがあるかどうかを尋ねている点からも推測される。この問いに対するロルダンの否定的回答をあえて調書に記しているのは、この騒動の政治的背景を隠べいしようとしたからではないか。そしてもしもこの推測が正しいならば、彼はトラルマナルコ村における政治的対立にかなり積極的に関与していた疑いが生じる。もちろん、総代官マルティネスの真意を知ることとは今となっては不可能である。しかし、この騒動の背景に村の内部での政治的対立が存在し、それに総代官も関与していたという推測は、それほどのはずれではない。ベラスケスが副王にあてた1通の請願書をきっかけとして事態は新たな局面へと向かうが、その過程でトラルマナルコにおける政治的対立の図式が浮き彫りにされるからである。

## 2-3. 騒動後の駆け引き (I)

### 2-3-1. ベラスケスの請願書

上述したように、騒動の発生した1774年2月8日から2月11日までの間に、獄中にあったアナスタシオ・ベラスケスらは副王に対して請願書を提出した<sup>27)</sup>。その内容は以下の通りである。問題の塔は落雷のために2箇所ほど破損しているが、構造自体は

堅固であり、倒壊の危険はない。このことは、かつて大司教が視察に来た際、破損箇所の修理だけを命じたことから明らかである。以後、現在にいたるまで塔の状態は悪化していない。にも関わらず、総代官マルティネスは司祭の要請を口実に、塔の解体作業の開始を命じた。そこで、ベラスケスらは村の女たちとともに、解体の理由を質しに総代官の許に赴いた。この村の女たちは、不正を糾すように求めるときには自ら判事を訪れることを習慣としているからである。すると総代官は彼らを逮捕・投獄するよう命じたのである。その際、スペイン語を解さぬ者のために通訳を務めていた、この村出身のメスティソ、ホセ・エスピノサのことをマルティネスは杖で殴りつけ傷を負わせたうえに、やはり投獄した。これは正義に反する所行であり、その結果、牢において彼らは辛酸をなめさせられている。こうした状況を是正するために、彼らはマルティネスによる迫害の事実を明らかにするとともに、問題がこれ以上大きくならないよう、彼ら自身の手で塔を修復することを提案する。そのうえでベラスケスらは副王に対し、総代官が彼らを即時釈放し、塔の解体を中止し、3日以内にこれを実行して報告するよう命じることを願い出たのであった。

この請願書の内容に関しては、前述の尋問調書では騒動への関与を否定していたベラスケスが、自ら一定の役割を果たしたことを認め、さらにここでイニシアティブをとっていること、また、ベラスケスと名を連ねている2人のインディオが、彼らも投獄されたとしているが、その名がマルティネスの作成した尋問調書には挙がっていない点などが注意を引く。形式については、この文書が中尉という肩書きを持ったスペイン人により、ベラスケスらが獄中にありながら作成・提出されている点に留意する必要がある。

この請願書を受けてアレーチェは、2月12日、ベラスケスらの即時釈放、この問題に関する報告書の作成を総代官マルティネスに命じるとともに、司祭にも塔の状態に関して別に報告書を提出するよう命じた。以後、塔の解体反対派の指導者としてベラスケスが前面に登場し、塔解体の必要性の有無、ベラスケスらが申し出た塔の修復の実現可能性などを争点として、解体推進派との間で論戦を繰り広げていくこととなる。

27) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 243-244. この請願書の作成に関わった者で名が分かっているのは、ベラスケスを除くと、クリストバル・デ・サンティアゴとフランシスコ・カストロの2人である。この後に、「その他歴代のアルカルデ、レヒドール、プリンシパル、それに平民一同」というフレーズが続いている。なお、この請願書が提出されたのはベラスケスらが獄中につながれていたときのことであり、ロドリゴ・アルバラードというスペイン人が代筆している。

### 2-3-2. マルティネスの反論

上記の命令を受け、マルティネスは2月14日、弁明書を作成した。それによると、ベラスケスらの逮捕の理由は、役所に押しかけてきた際に示した傲慢さにある。塔の解体に関しては、ゴベルナドール以下村の役職者の要請と建築士の助言、それに司祭の了承に基づいて決定は下された。にも関わらず、役職者でもないベラスケスが徒党を組んで押し寄せてきたのは、マルティネスの職務遂行を妨害することのみを目的とした行為である。彼が逮捕命令を下したのは、この騒ぎが暴動へと発展し、死傷者が出るのを防ぐためであった。エスピノサを負傷させたというのは嘘である。また、村全体が塔の解体を求めているのに、ベラスケスらとその修復を申し出たというのはおかしい話である。というのも、修復費用は再建費用よりも大きくなるはずであり、その点は建築士も証明するであろう。マルティネスは最後に、この村の住人がこのように傲慢不遜な行いを繰り返さないよう副王が適切な処置を下すことを要請するとともに、前日の夜は首謀者が釈放されるのを待って村のインディオが広場に集結するという状況が見られたことを指摘している<sup>28)</sup>。

マルティネスはここで、騒動が村全体の不満を反映したものではなく、ベラスケスらを中心とする一部の者たちに見られる、植民地当局の命令に従おうとしない気質をもって説明しようとしている。マルティネスの求めで報告書を作成したマウリーニョ司祭も、ベラスケスらのこうした反抗的な態度を指摘している。塔を修復するという申し出については、12年前に大司教が修復を命じたにも関わらず、以後、破損箇所は放置されてきたことや、3年ほど前に教会の新しい塔に雷が落ち破損した際にも、司祭の再三の求めにも関わらず修復するものではなく、司祭が私費で修復しなければならなかったことを例に挙げ、ベラスケスらの真意は解体命令を無視することにある、とした<sup>29)</sup>。

### 2-3-3. 解体反対派の攻勢

ベラスケスらはおそらく2月17日付けで、新たな請願書を提出した。それによると、総代官マルティネスは2月12日の命令に従って騒動首謀者の釈放には応じたが、塔の解体作業は中止しなかった。そして、2月16日には作業中の人夫の死亡事故が発生した。こうした状況を鑑み、副王が作業の中止を命じることを願い出る、というのがその内容であった。2月18日、副王は総代官マルティネスに対し、解体作業の中止を命

28) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 245-247.

29) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 248-249v.

じた<sup>30)</sup>。

さらに、2月20日前後のことと思われるが、解体反対派の請願書がふたたび提出された。この文書ではベラスケスの名は見られず、「アルカルデ経験者、レヒドール、フィスカル（村落共同体の役職で、教会関連の仕事をつとめる）、プリンシパルおよび平民」という形で書き出されている。そこではまず、釈放された者たちが正当な権利を行使して法的手続きをとることがないように、マルティネスが彼らを脅していることが明らかにされる。次に、マルティネスがこのように不当な手段を利用してまで塔の解体を強行しようとしている背後には、塔の解体後に出る石材その他を流用して私腹を肥やそうという彼の企みが隠されている、と論じる。そして、この主張を裏付けるために、以前、同様の解体作業が行われた際のマルティネスの不正行為を指摘する。それによれば、教会のアーケードが解体された際には、石材や杉の平板などが近くのアシエンダに持ち去られた。また、教会の回廊や修道院の一部が解体された際にも、その材料が近くの製粉所に持っていかれた。こうした行為に対し、当時ゴベルナドールを務めていたニコラス・メンデスは、共同体の長として村人に意見を求めもせず、なんら適切な処置をとることもなく、逆にこれに協力したのであった。また、古い塔から鐘が取り外され、新しい塔の余っていた鐘とともに鋳直され、売却されたこともあった。このような状況を踏まえ、請願者たちは総代官の不正を糾すには関係書類の閲覧が不可欠であるとし、その許可を求めたのであった<sup>31)</sup>。

ここにいたり騒動参加者とマルティネスの対立は、後者の過去の不正疑惑をめぐり、村落共同体の役職者をも巻き込むにおよんだのである。

#### 2-3-4. 解体推進派の結末

2月20日、総代官マルティネスは2月18日付けの副王命を受領すると、騒動参加者側の請願書の内容が虚偽であることを証明すべく活動を開始した。翌21日、まず解体作業を指揮していた人夫頭、ファン・ゴンサーレスから証言をとった。ゴンサーレスによれば、死亡事故が起きたのは2月9日であり、12日には総代官の命により作業は中止された。16日に人夫が塔にのぼったことは事実であるが、それは作業を続行するためではなく、塔の倒壊を防ぐために支柱を置くためであった。作業開始時にはすでに人夫が足場を組むにも危険な状態であり、木材と綱で塔を補強する必要があったほ

30) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 250-250v. 請願者でその名が分かっているのはベラスケスのみである。彼の名の後に、「その他歴代のアルカルデ、レヒドール、云々」というフレーズが来る。

31) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 251-252.

どである<sup>32)</sup>。

2月21日、マルティネスは村落共同体の代表者を召喚し、証言をえている。ゴベルナドールのタデオ・デ・トーレス以下、19名が連署しているが、その中で以前ゴベルナドールを務めたことのあるニコラス・メンデスとカルロス・バスケスの2人が全員の総意を代弁している<sup>33)</sup>。以下、この証言の内容を要約しておく。

- 1) アナスタシオ・ベラスケスらが提出した2通の請願書のいずれに関しても、代弁者を含む役職者一同は同意を与えていない。
- 2) ベラスケスらが副王に直訴していたことも関知していなかった。
- 3) 彼らとしては、塔の破損した箇所をとり除くことを総代官に申請しており、ベラスケスらの主張に同意できるわけもない。
- 4) 上出請願書の中でベラスケスらは塔の修復を申し出ているが、司祭の発案で、役職者と村人全員の前でそれを実行できるのかどうかを質したところ、ベラスケスとその妻はそのための権限を欠いているので実行できないと答えた。
- 5) 2名の代弁者の考えでは、塔の修復が技術的に可能であったとしても、財政的にベラスケスらがこれを行える見込みはない。彼らはそのために4500ペソを集めようとしているが、それはテナユカという名の農場 (rancho) の賃貸料をあてにしていることである。しかし、現在ハラ伯爵が賃借しているこの農場は、(ベラスケスらの私有地ではなく) 村落共同体の財産である。ベラスケスとその妻が修復に固執するのであれば、それは彼らの私財によって実行されるべきである。
- 6) 人夫の死亡事故が起きたのは2月9日のことである。
- 7) 総代官が私腹を肥やすために行動しているとベラスケスらは主張しているが、何を根拠にそのようなことをいうのか、代弁者には見当もつかない。
- 8) 総代官がベラスケスらを脅し、彼らが法的手段に訴えるのを妨げているというのも、まったくの嘘である。代弁者の知るかぎり、総代官は釈放後、ベラスケスらに話しかけたこともない。

32) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 256v.-259.

33) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 259-261. 19名の名は以下の通りである。タデオ・トーレス (ゴベルナドール)、アントニオ・デ・ロス・サントス (正アルカルデ)、マヌエル・ベレス (第二アルカルデ)、サンティアゴ・デ・ガルシア (第三アルカルデ)、マヌエル・デ・ロス・サントス (アルカルデ代行)、ミゲル・ヘロニモ (レヒドール・マヨール)、ベルナルディーノ・ガリシア (アルグアシル・マヨール)、マティアス・フアレス (アルグアシル・マヨール)、エバリスト・パウティスタ (共同体書記)、ベルナルド・ベラスケス (ゴベルナドール経験者)、ニコラス・メンデス、ミゲル・フランシスコ、ルイス・ロレンソ、カルロス・バスケス、マルセロ・プエノ (アルカルデ経験者)、ペドロ・グスマン、トマス・ミゲル、アントニオ・デ・ラ・トリニダー、インドロ・ラミレス。彼らの名の後に、「その他のプリンシパルおよび平民」というフレーズが続いている。



- 9) ビセンテ・パスケスとファン・デ・アルバラードによると、騒動当日、マリア・アドリアナとペラスケスは、事前に参加者を募っていた。アルバラードの妻を誘いにいったが、アルバラードはそれを許さなかった。
- 10) 人夫頭は、すでに築いた足場のおかげで塔の倒壊はかろうじて防がれており、それを撤去するつもりはないといている。それはまた、人夫たちの安全を確保するためでもある。

トラルマナルコ村の役職者たちの証言は基本的に総代官マルティネスの主張にそったものである。ただし、注目すべき点も見られる。1) では、ペラスケスらの請願書が村落共同体の総意を反映していないことを強調しているが、これはカビルドをめぐる政治的対立を考えるうえで、重要である。3) において、村の役職者たちが塔全体の解体ではなく、破損箇所の除去を申請したとしているのは、1773年11月時点での彼らの請願の内容と異なっており、また総代官マルティネスやマウリーニョ司祭、建築士トーレスの主張とは完全に矛盾している。ちなみに、人夫頭ゴンサーレスも、ゴベルナドールからの依頼の内容は塔の2箇所の修復であったとしており、この見解の相違はなんらかの説明を必要とする。また4)、5) では、ペラスケスらが修復を行うに際しての費用の出所の問題を指摘しており、解体推進派と反対派の争点の1つが費用の分担方法にあったことを窺わせる。

さて、同じ2月21日のことであるが、マルティネスはマウリーニョ司祭から、人夫の死亡事故は9日に起きた旨の証明書も入手し、これらの文書をインディオ総合裁判所に送付したのである<sup>34)</sup>。以後、マルティネスを中心とする解体推進派は、上述した矛盾をはらみながらも、結束して事態の推移に対処していく。

およそ4ヶ月後の6月11日、双方の主張を検討したアレーチェは、問題の塔の解体の必要性の有無に関する建築士トーレスの見解を求めるよう、副王に答申した。16日には副王がアレーチェの答申に従った命令を下し、7月5日、トーレスは以下のように回答した<sup>35)</sup>。トラルマナルコで製粉所を建設中に村の教会の塔の危険な状態に気付いたトーレスは、解体の必要性を村人と司祭に伝えた。また、解体に際しては専門家の指導の下、細心の注意をもって一定の手順に従って作業するように助言した。いまでも解体の必要性に関する彼の見解は変わらない。着工した以上、雨などの影響による倒壊の危険は増大しているぐらいである。古い塔の解体に関する見解は、新しい塔が機能している以上、この塔はもはや無用であることも考慮したものである。

34) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 261v.-262.

35) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 263-264v.

このトーレスの見解は、総代官マルティネスの主張に完全に沿ったものであり、両者の間のなんらかの利害の一致を想起させる。検証は当面不可能であるが、トーレスが建設に携わっていた製粉所と、塔の解体に反対するベラスケスらが、教会の一部の解体に伴って生じた材料をマルティネスがそのために転用したと主張する製粉所とが同一であるとすれば、この利害の一致の背景が理解されるであろう。しかしアレーチェは、トーレスとマルティネスの間の利害の一致、そこから生じる協力関係という可能性は考慮に入れることなく、建築の専門家としてのトーレスの見解を重視したようである。7月30日の副王宛の答申では、塔解体の必要性を認め、費用は村落共同体もちで、解体作業を速やかに再開することを主張した。そして2月8日の騒動に関しては、謀議や扇動の疑いはないものの、徒党を組んでの抗議行動は当局に対する挑戦であり、こうしたことが再発しないための教訓としてマリア・アドリアナ、アナスタシオ・ベラスケス、ホセ・エスピノサを再逮捕し、8日間の禁固という刑に処したうえで、ふたたび同様の罪を犯したならば男は3年間の流刑、女は3年間の禁固に処すと通告すべきであるとした。8月8日、副王は、解体作業にあたっては建築士トーレスが監督することが望ましいという意見を付したものの、大筋としてはアレーチェの答申通りの決定を下したのであった<sup>36)</sup>。

副王のこの決定にも関わらず問題は解決されなかった。しかし、事態の新しい局面の叙述に入るまえに、ここまでの経過を整理しておくことにしよう。

### 2-3-5. 批判的考察

前節では、騒動におけるマリア・アドリアナの中心的役割が浮き彫りにされたが、本節の冒頭に挙げた請願書ではアナスタシオ・ベラスケスがこの集団的抗議行動にかなり積極的に関与していたことを認め、これ以後、塔の解体反対派の指導的存在となっていく。また、ホセ・エスピノサの関与についても、彼自身は好奇心から一団についていったと証言したが、ベラスケスの請願書によれば、エスピノサはメスティソではあるがこの村の出身者として解体反対派の通訳としてこれに参加したのであった。これは、マリア・アドリアナがメスティソであったことと合わせ、非インディオがインディオ社会にある程度統合されていたことを示している。また、この最初の請願書の代筆者が中尉という肩書きを持つスペイン人であった事実も、それに符号している。この騒動が自然発生的であったかいなかという点については、獄中にあったベラスケスらが騒動発生後5日を経ずしてこうした書状を副王宛に提出しえたこと、さらに2

36) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 264v.-268v.

通目、3通目の請願書も2週間以内に提出されていることなどを考えると、少なくともベラスケスとその協力者の間ではこの行動に関する事前の合意が存在していたのではないかと思われる。

ベラスケスらの一連の請願書、特に3通目の請願書は、この騒動の背後に存在していたトラルマナルコ村内部の政治状況を浮き彫りにしてくれる。請願書の形式で興味深いのは、その書き出しである。植民地期メキシコにおいてはインディオ村落共同体はしばしば訴訟を起こした。その際には、カビルド、あるいはゴベルナドールがイニシアティブをとり、請願書や訴状は「某村落共同体のゴベルナドール、アルカルデ、レヒドール、その他のプリンシパルおよび平民一同」という書き出しで始まっているのが普通である。そして原則として、この書式を用いることができるのは、村民の総意をスペイン人法廷において代弁する権利を有するカビルド、もしくはゴベルナドールだけであった。ベラスケスはゴベルナドールでもなかったし、カビルドの同意もえていなかったにも関わらず、いずれの請願書においてもこの書式を用いているのである。自らの行動を村人の総意に基づくものであるかのように装うことで、植民地当局に対してその正当性を示すことを目的としていたのではないか。これは当然のことながら、カビルドに集う役職者たちの反発を招くこととなり、後者は、ベラスケスらの請願書は村の総意を反映するものではない、と反論したのである。

ベラスケスの主張を整理すれば、a) 逮捕者の即時釈放、および釈放後も続く総代官マルティネスによる彼らに対する妨害の停止の要求、b) 塔を解体する必要はないが、部分的修復ということであれば進んでこれにあたる、c) マルティネスが解体に執着するのは私欲にかられたことである、d) マルティネスはかつて同様の解体作業に際し、材料を流用するという不正を働いており、それには当時のゴベルナドールも協力した、という4点にまとめられる。

マルティネスがこの騒動の政治的背景、さらには共同体内の政治的対立への彼自身の関与を隠べいしようとしたきらいがあることは前節で指摘しておいたが、隠べいしようとした事実の具体的な内容はおそらく c) および d) であったと考えられる。そして、ベラスケスらによってこの事実が暴露されたいま、マルティネスは方針を転換し、村の役職者らの証言によってこれを否定するにいたったのである。他方で村の役職者たちは、ベラスケスらの批判の矛先が彼らに対しても向けられるという事態に直面し、総代官側に積極的に加担する途を選んだ。2月21日に証言席についた者の数が、前年1773年11月の請願書の署名者9名から19名に増えている事実は、ベラスケスらの攻勢に対する彼らの危機意識の高まりと総代官に対する協力関係の強化の証左といえ

よう。そして、b)の問題をめぐる、ベラスケス側が塔の修復費用の出所としてあてにしていたテナユカ農場に対する村落共同体の所有権を主張するという反撃に転じたのである。さらに、司祭および建築士も、解体の必要性を証明することで総代官側についた。

騒動を契機として明るみに出された、トラルマナルコ村の政治的状況は以上のようなものであった。この政治的対立の図式、あるいは政治的諸勢力の配置が騒動発生の数年前から存在していたこと、少なくともこうした状況をもたらした要因が数年前に遡ることは確実である。こうした文脈の中でトラルマナルコ騒動は発生したのである。ベラスケス派の劣勢は、解体推進派の結集という状況と8月8日の副王令を前にして挽回不可能に思われた。しかし、彼らはこのまま引き下がるような負け犬ではなかったのである。

## 2-4. 騒動後の駆け引き (II)

8月8日に副王の決定が下されて以後、ベラスケスらと解体推進派の間の争点は、解体に際して生じる廃材の保管および再利用の方法と、解体推進派が騒動参加者に対して行ったとされるいやがらせ、不当な逮捕などの真偽の確定へと移っていく。なお、2月から8月の間に、郡長官メルガレッホはマルティネスを解任したらしく、この段階ではメルガレッホ自身と新しい総代官ナルソ・グラハーレス・アンドラーデが解体推進派の中心的役割を果たすことになる。

### 2-4-1. インディオ総合裁判所の対応

8月13日、チャルコ地方の郡長官メルガレッホは副王令を建築士トーレスに通告し、解体作業の監督を引き受けるか否かを打診した。翌14日、トーレスは多忙を理由に依頼を受諾しない旨を回答したうえで、メルガレッホに対し、監督にあたる建築士の人選を一任した。トーレスからの拒否回答を受け、メルガレッホは9月8日、こんどはトマス・フェルナンデス・デ・ラ・ラストラに対して依頼を行った。フェルナンデスは翌9日、受諾回答を寄せた。ここにメルガレッホは、塔の解体作業を開始する態勢を整えたのである。しかし、事は彼の思惑通りには進まなかった<sup>37)</sup>。

インディオ総合裁判所の長官であったディエゴ・フェルナンデス・デ・マドリーは8月18日、部下のファン・ホセ・アスペイティアを通じ、以下の勧告をメルガレッホに対して発した。解体作業にあたってはメルガレッホ自身が先頭に立って指揮するこ

37) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 269-270v.

と、解体によって生じる廃材のうち再利用できる材料についてはこれを売却し、解体費用に充てること、売却益が費用を上回った場合にはその差額をインディオ共同体金庫に納めること、これらの手続きをとるに際しては村落共同体の役職者および司祭も同席すること、というのが勧告の内容の大筋であった。また最後に、鐘が紛失したとされる苦情に関して実態を調査し、報告することを義務付けている。

この勧告が、ベラスケスらの新たな請願書の提出を受けて出されたことを示す直接の証拠は残されていない。この種の請願書が8月8日から18日の間に提出されたとすれば、トラルマナルコ文書の性格上、それも収録されているべきである。したがってこの勧告は、8月8日以前に解体反対派が提出していた文書に基づき、かつて総代官マルティネスが同様のケースで廃材を流用したという指摘を考慮に入れたうえでインディオ総合裁判所長官がとった、独自の判断と見なすべきであろう。いずれにせよ、郡長官メルガレホはこの勧告を黙殺した。そのため、アスペイティアは9月5日、この勧告をふたたびメルガレホに伝え、その遵守を要請したのである<sup>38)</sup>。

#### 2-4-2. ベラスケスらの再攻勢

9月5日にふたたび勧告が出されるにあたっては、ベラスケス側の活動が一定の役割を果たしたようである。ベラスケスらは代訴人ホセ・フェルナンデス・コルドバを通じ、8月26日、新たな請願書を提出しているからである<sup>39)</sup>。コルドバによると彼の依頼人たちは、次のように述べている。トラルマナルコ村落共同体は副王令に従って教会の塔を解体することを決定した。しかし、以前、教会のアーケードがなんら理由もなく解体された際、再利用可能な材料が持ち去られたことがあった。そのためベラスケスら依頼人一同は、今回も同様の事態が繰り返されるのではないかという懸念を抱いている。(彼らがこうした懸念を表明するのは)教会の建設や維持に関して交代で奉仕する義務を有している(からである)。また彼らは、塔の解体の是非について副王政庁に対して訴えを起した際、代表として名を連ねたのであるが、そのことが理由で総代官に逮捕されることを恐れている。というのも、アルカルデであったロレンソ・グスマンが副王令を携えて村に戻ったところを逮捕されて以来、獄中に置かれているからである。しかし、この事例やその他の村人が逮捕された件については、依

38) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 271-272.

39) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 273-274. この請願書は、アナスタシオ・ベラスケス、クリストバル・デ・サンティアゴ(レヒドール経験者)に加え姓名不詳の5人の男性と、ベラスケスの妻であるマリア・アドリアナ、マグダレーナ・マリア、バスクアラ・マリアの3人の女性の依頼を受け、コルドバが作成している。

頼人たちの言い分はまったく無視されてきた。それゆえベラスケスらは、a) アーケードの解体後に持ち去られた材料を当時のアルカルデヤレヒドールらが教会に返還すること、b) 今回の解体に際して生じるであろう材料を安全に保管し、その利用法については司祭に一任すること、c) 上記の逮捕・拘留についてはその不当性を証明するために、関係書類を彼らに引き渡すこと、そして d) 総代官および村の役職者が彼らを妨害しないこと、この4点を命じるよう、副王に願い出るものである。

このうち a), b) は、8月18日と9月5日のインディオ総合裁判所長官の勧告で問題とされている点であり、9月5日の再勧告にベラスケスらの活動が影響を与えたと考える理由はここにある。c), d) はこの段階で提起された新しい問題であり、この請願の前後に提出された別の請願書と合わせてその内容を検討する必要がある。

おそらく7月13日のことと思われるが、トラルマナルコ出身のインディオでメキシコ市に居住するマヌエル・グスマンという人物が、1通の請願書を副王宛に送付した<sup>40)</sup>。それによれば、彼の父であるロレンソ・グスマンは、フィスカルとアルカルデ職を兼任するアナスタシオ・ベラスケスの妻マリア・アドリアナに対してインディオ総合裁判所が発行した副王令の写しを携えて村に戻ったところを逮捕・投獄された。以後、マヌエルは父の釈放を求めて手を尽くしたが、いまだ目的を果たせずにいる。彼が聞いたところでは、関係書類はインディオ総合裁判所に保管されているということであるので、(父の釈放をかちとるために)それらの閲覧を副王に許可してもらえよう、この請願書を提出したのであった。

一方、ベラスケスらは9月初旬、新たな請願を行っている。その内容は以下の通りである<sup>41)</sup>。チャルコ地方の裁判官(実際には郡長官たるメルガレホがこの職も兼務している)は、彼らが塔の解体に抵抗していたとして刑事訴訟を起こした。この件をめぐってトラルマナルコの村人の間では、副王が鞭打ち200回の刑や、オブラッヘと呼ばれる織物工場での強制労働を命じたという噂が流れ、最近では家族を残して自分だけ山中に隠れたり、あるいは家族を連れて他村へ逃亡する者が跡を絶たない。そのため村では深刻な事態が生じている。副王はすでに、拘留されていた者たち全員の釈放を郡長官に対して命じ、最後まで拘留されていた者(ロレンソ・グスマンのことか)も釈放された。それでも村人の間では家に戻れば逮捕されるのではないかという恐れが消えていない。それゆえにベラスケスらは、副王が、彼らの置かれている悲惨

40) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, f. 266.

41) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 275-275v. この請願書にはベラスケス、マリア・アドリアナ、クリストバル・デ・サンティアゴ、フランシスコ・デル・カルバリオ、エウセビオ・アントニオ、ファン・ベルナベ、ホセ・エスピノサラが名を連ねている。

な状況と、彼らが実際には罪を犯していないことを考慮に入れ、こうした恐れがなくなるように、彼らに対する妨害の停止を郡長官に命じることを求めたのである。

この請願を受け、副王は9月16日、逮捕されて厳罰に処されることを恐れて逃亡したインディオたちが安心して村に帰れるように諸措置を講じ、戻ってきた者には一切危害を加えないことを郡長官メルガレッホに命じたのである<sup>42)</sup>。この副王令に対し、メルガレッホは次のように回答した。8月8日の副王令を受け、彼は塔の解体に関する諸手続きをとった。騒動の首謀者3人の逮捕については、マリア・アドリアナとホセ・エスピノサが姿を隠したため、アナスタンオ・ベラスケスのみを逮捕した。9月16日の副王令は、メルガレッホによれば、ベラスケスらの虚偽の報告に基づくものである。逃亡したインディオが家に帰れるよう、危害を加えないこととしているが、実際には、彼が副王令（8月8日のものであろう）の内容を通告した際、村人は（逃亡するどころか）ふたたび蜂起する気配を示したのであった。メルガレッホはこの点を強調し、騒動の再発を防ぐためにはむしろより厳しい処置を副王がとるべきであると主張するにおよんだ<sup>43)</sup>。

ベラスケス側も黙っていなかった。9月26日、マリア・アドリアナが夫ベラスケスの釈放を求める請願書を副王に提出したのである。この請願を受け、副王は郡長官メルガレッホに対し、ベラスケスの即時釈放を命じた。騒動の首謀者の拘留期間は3、4日をめどとすることを8月8日の時点では想定していたこと、（ベラスケスの長期におよぶ拘留のせいで）多くのインディオが家を捨てて逃亡したことを考慮して下された決定であった。さらに副王は、騒動の首謀者およびその他の村人に対して危害を加えたり、侮辱することを禁じるとともに、塔の解体を命じてからかなりのときが経ったにも関わらず、材料の流用を防ぐ措置や売却手続きなどについてメルガレッホが報告義務を怠ってきたことを指摘し、8日以内に所定の手続きを済ませ、報告を行うことを命じた<sup>44)</sup>。

ここにいたりメルガレッホは、本節の冒頭で指摘した、ベラスケスらと解体推進派の間の2つの新たな争点について、自らの立場を明確にする必要に迫られたのであった。

42) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, f. 275.

43) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 276-276v.

44) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 276-277.

### 2-4-3. 総代官グラハーレスの対応

ベラスケスらの攻勢に応じる役割を実際に果たしたのは、マルティネスに代わって総代官に任じられたグラハーレスであった。10月3日、彼は9月26日の副王令を受領するとともに、8月18日、9月5日のインディオ総合裁判所の勧告に従い、鐘の紛失事件に関する調査やその他もろもろの手続きを実施し、報告書を上記裁判所に送付することを決定した<sup>45)</sup>。

グラハーレスが最初に行ったのは、トラルマナルコのインディオ役職者たちから、a) 鐘の紛失事件、b) 解体されたアーケードの材料の行方、そして c) 村人の逃亡という3点に関して証言を集めることであった。10月3日には、ゴベルナドール経験者のルイス・ロレンソがまず証言に立った<sup>46)</sup>。a) に関してロレンソは以下のように回答した。問題の鐘は、村はずれの人里離れた礼拝堂に置かれていた。当時、コフラディア（カトリックの信徒会）のマヨルドーモ（責任者）を務めていた証人は、この鐘が盗難に遭うのを恐れ、司祭に対して教会の塔に移転することを提案した。次の日曜日、村の役職者とプリンシパルらに意見を求めたところ、全員が同意し、鐘は塔に移された。そして現在もそこに置かれている。

b) に関するロレンソの説明は次の通りである。アーケードの解体にあたっては、村の役職者とアシエンダ・デ・サバレタの所有者である二代ハラ伯爵、アントニオ・ロドリゲス・デ・ペドロソの間でまず取り決めが結ばれた。解体の目的は、自然倒壊による被害を未然に防ぐことであり、ハラ伯爵は解体費用を全額負担し、その見返りとして村は石材その他を伯爵側に譲るとというのが取り決めの内容であった。この取り決めが結ばれるまで司祭は一切干渉しなかったが、その後、伯爵に対し、教会に対してもなんらかの寄進を行うよう求め、伯爵は聖体の灯を絶やさぬよう、1年分の油を寄進することを約し、実際には1年以上にわたってそれを実行した。

また、c) についてロレンソは、村人が不当に逮捕・拘留されたり、それを恐れて逃亡したという事実はまったく聞いていないと答えた。

同日、やはりゴベルナドール経験者のカルロス・バスケスも証言に立った。バスケスの回答は大筋においてロレンソのそれと変わらない。ただ、b) については、アーケードの解体費用をまかなう資金を当時、村落共同体は持ち合わせていなかったこと、解体の取り決めに対しては当時の郡長官ホセ・ヒル・タボアアダも承認を与えていたこと、伯爵が寄進した油の代金は石材その他の価格を上回っていたことなどを付け加

45) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 277-277v.

46) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 277v.-278v.



えている<sup>47)</sup>。

2日後の10月5日、グラハーレスは、やはりゴベルナドール経験者であるニコラス・メンデスを召喚した。a), c) に関してはロレンソ、バスケスと一致した証言を行っているが、b) については、アーケードが倒壊する危険は認識されていたが、村には解体するための費用がなかったところに、ハラ伯爵からの申し出があった、と述べている<sup>48)</sup>。

翌10月6日、これらの証言内容を補強するために、グラハーレスはマウリーニョ司祭に対し、以上3点および解体作業の遅れに関する報告書の作成を依頼した。またこの依頼書の中でグラハーレスはこれらに関する自らの見解を明らかにしている。たとえば解体作業の遅れは（彼自身やマルモレッホの職務怠慢のゆえではなく）塔の堅固さに求められるとしているが、これが塔を解体する必要性を強調してきた解体推進派の従来の見解と矛盾する点は、留意しておくべきであろう。また、塔の材料が無価値であるとも主張している<sup>49)</sup>。

マウリーニョ司祭の報告書は10月10日付けで作成された<sup>50)</sup>。a), b), c) のいずれに関しても、その内容の大筋は上記3人の証言と同じであるが、細部については興味深い指摘が為されている。a) については、次のように説明している。ある日曜日、司祭は村人全員の前で役職者たちから村はずれの木に吊るされた鐘の存在を知らされ、盗まれるといけないという理由から塔に移すことを提案された。マウリーニョはこれに同意し、次の日曜日、フィスカル・マヨール（フィスカル中の第一位）の指揮下、鐘が教会まで運ばれ、月曜日には塔に吊り上げられ現在にいたっている。したがって、鐘が紛失したというのはまったくの嘘である。

以上の説明では、鐘の移転に関してはマウリーニョ自身がイニシアティブをとらなかった点が強調されている。同様の状況は、a) に関する記述にも見受けられる。マウリーニョ司祭がトラルマナルコ教区に着任して間もなく、ハラ伯爵が彼に、教会の墓地の脇にあるアーケードが倒壊寸前であり、倒壊によって生じる危険を防ぐために解体すべきだと提案してきた。司祭はアーケードが危険な状況にあることは認識していたが、解体を決定する権限は彼にはないので、村落共同体と交渉するように伯爵に勧めた。伯爵と共同体の間で話がまとまると、当時の郡長官ヒルの承認もえられた。解体費用は全額伯爵が負担し、共同体はその見返りとして石材その他を譲るという条

47) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 278v.-279v.

48) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 279v.-281.

49) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 281-281v.

50) AGN, Criminal, vol. 90, exp. 14, ff. 282-283v.

件であった。司祭の判断では、解体費用は石材の価格を上回っていた。さらに伯爵は教会に対し、聖体の灯のための油を1年分寄進することを申し出、ヤシ油5アローバ入りの樽5個を実際に寄進した。その値段だけでも石材の価格を上回っていたであろう。

マウリーニョ司祭のb)についての報告は、前出3人の証言を総合したうえで、より細かい点に触れたものといえる。ただし、ハラ伯爵から最初に解体をもちかえられたのが司祭自身であったという指摘は、司祭はこの問題に干渉しなかったとするロレンソらの証言と異なっており、注目に値する。いずれにせよ、マウリーニョによれば、この問題でもイニシアティブをとっていなかったということになる。

c)に関する司祭の見解は、村人が逃亡していないことを示すに際し、根拠を挙げている点で興味深い。彼は毎日曜日、ミサの後で出欠を確認するために出席者の数を数えることにしているが、最近、欠席者がなかったことはそれが記録されている教区簿冊を見れば明らかであり、したがって村人が村から逃げ出しているというのは嘘だ、と主張するのである。実際、司祭が日曜日のミサへの出欠をとるという行為は、植民地期メキシコ中央部ではかなり一般化しており[GIBSON 1964: 116, 124-126]、司祭の主張とベラスケスらの主張のいずれが真実に近いのかはにわかには定め難い。またマウリーニョ司祭は、教区民であるインディオが逮捕・処罰されたということも聞いたことがない、と補足している。さらに留意すべきは、彼が管理している教区簿冊が、スペイン王室に対して貢租を支払う義務を負っている納税者台帳の原簿として機能していたと述べている点である。これは、彼が郡長官を頂点とする世俗の地方行政機構と密接な協力関係にあったことを示しているからである。

解体作業の遅れについてマウリーニョは、問題の塔は堅固な造りであるうえ、人夫の数は不足し、おまけに未熟練者がほとんどであること、さらに雨が降り続けていることを、その原因に挙げている。さらに、塔の材料の確保については、それらの大部分が無価値であり、保管しうる唯一の場所である教会の墓地が使用できなくなる可能性を指摘し、価値のあるテソントレという石材については、この付近ではアドベ(日干レンガ)で家を建てるので、やはり買い手は現れないであろうと述べている<sup>51)</sup>。

このマウリーニョ司祭の報告書が、総代官グラハーレスの見解と一致しているのは

51) テソントレの市場価値に関するマウリーニョの見解は、虚偽であるように思われる。というのは、チャルコ地方ではテソントレの採掘が盛んに行われていたらしく、インディオ村落共同体が採石場を賃貸しているケースが見られるからである[AGN, Tierras, vol. 2448, exp. 4; vol. 2548, exp. 6.]。実際、もしテソントレに市場価値がなければ、ベラスケスのみならずインディオ総合裁判所までもがその安全な保管に固執したとは考えにくい。

一目瞭然であろう。こうしてインディオ役職者および司祭から、自らの主張を裏付け、ベラスケスらの見解を否定する証言をえたグラハーレスは、ベラスケスの逮捕に関する報告書を自ら作成した。それによると、マルモレッホはベラスケスをいったん釈放したのであるが、その後、彼の家で、泥酔した数人の男たちが1人に重傷を負わせるという事件が発生し、この事件の責任は大量の酒をふるまったベラスケスにあるとして、彼はふたたび逮捕されることになったのである。10月10日、グラハーレスはこの報告書をメキシコ市に送付した。

#### 2-4-4. 批判的考察

この段階における騒動後の駆け引きにおける問題点を整理しておこう。

アレーチェは7月30日の答申において、ベラスケス側が指摘していたアーケードの材料の流用や鐘の紛失事件をまったく顧慮しなかった。それに対し、インディオ総合裁判所は、こうしたケースがありえないことではないと判断したのか、告発の真偽を質すことを命じた。そして副王もこの立場をとるにいたったのである。

事態がベラスケス側に有利な方向で展開していった背後には、彼ら自身の積極的な活動があった。この段階におけるベラスケスらの主張は、塔の解体にはもはや反対していない点において、それまでとは異なっている。このように簡単に自らの主張を取り下げているのは、ベラスケスらが騒動に参加した理由が、先祖伝来の塔を守るといった性格のものではなかったことを示唆していないだろうか。いずれにせよ、この時点で彼らにとって重要なのはむしろ、塔の解体に伴って生じる廃材をどう確保するかという点であり、それに関連してマルティネスと村の役職者が結託して不正を働いたことがあることをふたたび強調した。さらに、彼らの一連の活動が塔の解体推進派からの妨害を受けていることを、ベラスケスらは明るみに出したのである。

解体推進派の側で注目すべきは、その主張の変化と当事者の交代である。前者についていえば、まずアーケードの解体をめぐる疑惑と鐘の紛失問題の扱いが注意を引く。2月から7月にかけて推進派はこれらの問題をほとんど黙殺してきたのに対し、10月に入って総代官グラハーレスが集めた証言はこれらを詳細に論じているのである。これは、インディオ総合裁判所からの圧力を無視しては理解できない対応である。また、グラハーレスや司祭が、塔の解体作業の遅れの原因をその堅固さに求めている点は、推進派の目的が塔の倒壊に伴う危険を防止することにはなかったことを窺わせる。

当事者の交代という点では、郡長官メルガレホが総代官マルティネスを解任し、グラハーレスを任命するとともに、メルガレホ自身がベラスケス側と対決する姿勢

を明確にしたことが重要である。これにより、解体推進派の背後にはマルティネスだけでなく、チャルコ地方の最高行政責任者が関与していたことが明らかにされたからである。他方で、告発を受けているアーケード解体の件に関し、トラルマナルコ村に隣接するアシエンダ・デ・サバレタの所有者であるハラ伯爵がイニシアティブをとったことが指摘されている点も見逃せない。トラルマナルコ村をめぐる政治状況において、ハラ伯爵が重要な役割を果たしたと考えられるからである。ここではハラ伯爵の経歴について簡単に触れておこう。

ハラ伯爵の父、マヌエル・ロドリゲス・サエンス・デ・ペドロソはスペインのバスク地方に生まれたが、ヌエバ・エスパーニャに移住し、メキシコ市で遠距離交易に従事して巨富を築くことに成功した。彼は商業から上がった利益を農業にも投資し、ブルケという酒の原料となるリュウゼツランの耕作などでは先駆的な存在であった。1749年、ハラ伯爵号を授けられた。彼の2人目の妻は、メキシコ市のアウディエンシアのオイドール職を務めたビリャエルモサ侯爵の姪であり、2人の息子もやはり貴族の娘と結婚している。1772年、マヌエルが死亡すると、長男アントニオが爵位を継ぐこととなった。いままでハラ伯爵と呼んできたのはこのアントニオである。彼は、二代リーバス・カーチョ侯爵の妹と結婚したが、妻の死後、聖職者として叙任されている [LADD 1984]。

以上の簡単な経歴からも、二代ハラ伯爵が植民地社会の最上層に位置するエリートであったことは明らかであろう。その彼がトラルマナルコ村の政治的対立に介入していたとすれば、これを騒動との関連でどう解釈すべきなのか。この疑問には次章で触れることにし、次節ではトラルマナルコ騒動の構図を概観しておくことにする。

## 2-5. トラルマナルコ騒動の構図

まず、騒動参加者の側を見ていこう。騒動参加者は、多数の女性と若干名の男性から成る集団と、マリア・アドリアナ、アナスタシオ・ベラスケス、ホセ・エスピノサら主導的役割を果たした集団とに大別できる。この区別は、騒動に参加した動機を考えるうえで意味を持っていると考えられる。すなわち、2つの集団はそれぞれ別個の目的から1つの騒動に参加したと思われるのである。

前者の場合、騒動に参加した動機は先祖伝来の塔を守ることにあり、自然発生的な側面が強い。この村の女性は不正を糾す際には積極的な抗議行動をとるのをつねとしていたとする、最初の請願書におけるベラスケスらの指摘を信ずるならば、彼女たちの騒動への参加は目的のうえで自己防衛的、形態のうえで自然発生的であったと考え

て差し支えないであろう。それに対し、騒動の首謀者と目されたベラスケスらの騒動への参加の動機には、多分に政治的意図が見え隠れしている。騒動そのものが彼らの扇動によるものであったとは断定できないが、騒動後の迅速な対応は、彼らが騒動の発生をある程度予見していたのではないかと思わせる。さらに、8月8日に副王令が下されて以後、ベラスケスらがもはや塔の解体阻止には固執せず、その論点が総代官と村の役職者による不正の糾弾や、解体後の廃材の保管方法に移ったことは、彼らにとっては塔の解体そのものが騒動への参加の動機となったのではなかったことを示唆している。

では、ベラスケスらが置かれていた政治的状況はいかなるものであったのだろうか。彼らが村落共同体内部での意思決定機構から疎外されていたことは次の事実からも明らかである。解体推進派の肩書きを見ると、現職のゴベルナドール、3人のアルカルデ、アルカルデ代行、レヒドール、書記らと並んで、少なくとも4人のゴベルナドール経験者とアルカルデ経験者1名が名を連ねている。それに対し、ベラスケスらの請願書はアルカルデ経験者、レヒドールなどが請願しているという形をとっているが、実際にはその名は明らかにされていない。それゆえ、ベラスケス派がカビルド運営から少なくとも数年にわたって排除されていたと考えてほぼ誤りはないであろう。

解体推進派はさらに、ヒル、メルガレッホという歴代の郡長官、および司祭マウリーニョの支持をえていた。カビルドの役職者の選挙においては郡長官や司祭の意向が重要な意味を持った[GIBSON 1964: 178-179]ことを考えれば、彼らのベラスケスらに対する優位がこれによりさらに揺るぎないものとなったことは容易に想像できる。しかもトラルマナルコの場合、郡長官と司祭が密接な協力関係にあったことは、カビルド執行部に対して不満を抱く者にとり、郡長官、司祭のいずれかの支持をとり付けることで執行部に対抗していくという戦術がとりえないことを意味していた。解体推進派の共同体外部との関係は、植民地社会の最上層に位置するハラ伯爵にまでおよんだ。伯爵の影響力を利用して植民地当局中樞に働きかけることも不可能ではなかったのではないか。

このような政治的状況下、騒動は発生した。ベラスケスらがこの騒動に参加したとすれば、解体推進派の恣意的な共同体運営および彼らと郡長官を筆頭とするスペイン人有力者との癒着を告発する機会をそこに見出したからではなかったか。この観点に立てば、トラルマナルコ騒動は、村落共同体内部で相対立する政治的党派間の政治的ヘゲモニー闘争の1つの発現形態であったととらえることができる。

他方、騒動参加者の構成と動機という観点に戻ると、2つの集団がそれぞれ別個の

目的を追求しながら同一歩調をとったのが、この騒動の特徴であるといえる。その点でトラルマナルコ騒動は、本稿の冒頭で触れた、ヴァン・ヤングの描き出す騒動のパターンに類似しているが、これらの集団がカビルドを牛耳る解体推進派に対して抗議行動を起こした点において、村の団結は破られており、彼のモデルをそのまま適用することはできないのである。

しかし、このように論じてみても次のような疑問が残る。トラルマナルコのインディオの間では、なにゆえにこうした党派が形成されたのか。塔解体を推進した党派は、共同体外部の諸権力とこれだけ密接な協力関係を築き上げながら、どうしてベラスケスら不満分子を排除できなかつたのか。逆にいえば、共同体内部のいかなる層からの支持をあてにしてベラスケスらは騒動という賭けに出たのか。こうした問いに答えるには、チャルコ地方のインディオ村落共同体が抱えていた経済的矛盾および共同体の外の世界の動向に目を向けていかねばならない。

### 3. トラルマナルコ騒動の政治経済学

18世紀半ばのチャルコ地方のインディオ村落共同体は様々な経済的矛盾に直面しており、それぞれが共同体内部における党派の形成になんらかの形で寄与したにちがいない。しかしながら、インディオが生活を営むうえで最も安定した経済的基盤を与えていたのは依然として土地であり、その意味で、共同体内部の主要な経済的矛盾は土地をめぐる争いであったといえる。インディオ村落共同体は16世紀半ば、スペイン王室により領域内の土地すべての所有権を認められたが、その後、共同体の土地所有と共同体成員の私的土地保有の間では矛盾が激化し、土地問題が表面化するにおよんだ。このプロセスについては第1章2-2、および3-3で指摘しておいたが、本章では、18世紀後半のチャルコ地方における土地問題の実態を検討したうえで、土地問題が共同体内部の政治、さらには共同体と外部世界の関係にいかなる影響を与えていたのかを考察する。そのうえで、トラルマナルコ騒動では、村落共同体内部の矛盾と外部世界の動向がどのような形で作用していたのかを明らかにしていく。

#### 3-1. チャルコ地方における土地問題

##### 3-1-1. 土地訴訟の数量的分析

メキシコ国立総合文書館土地問題セクションには、トラルマナルコに関する土地訴訟記録が全部で239件分残されている。これを、年代順、および訴訟当事者の法律

上の民族区分に従って分類すると、表3のようになる。以下、この表に基づいて一般的な傾向を見ていこう。

ロックハートはナワトル語文書の分析を通じ、メキシコ中央部のインディオ村落共同体で土地問題が表面化したのは17世紀半ば以降のことであったと述べている【LOCKHART 1992: 164】。これは、チャルコ地方に関してもほぼあてはまる。すなわち、16、17世紀中に生じた訴訟の数は、18世紀まで継続したものも含め、39件にとどまっているのである。さらに、18世紀に入ってから推移を見ても、その前半に生じている訴訟が52件なのに対し、1751年以後の事例は148件に達している。実際に生じていた土地争いのうちどのくらいの事例がスペイン人法廷における訴訟となり、また土地訴訟全体のどのくらいのものが現在まで記録として残されているのかは不明である。さらに、こうした比率そのものが変化したことも考えられる。したがって、数字上の推移がチャルコ地方における土地問題の在り方をストレートに反映しているとは考えにくい。しかしながら、18世紀後半に入って土地問題が深刻になり、しかもそれがスペイン人法廷を介さねば解決されえない状況が生じていたことは確実であろう。

ところで、ロックハートの見解はナワトル語文書にのみ立脚しているため、土地訴訟の当事者がインディオでなかった事例は最初から排除されている。しかし、ここでは、スペイン人法廷における裁判記録を利用しているため、当事者の法的カテゴリーとしての民族を知ることができる。それによると、スペイン人間での訴訟が41件、インディオ同士の訴訟が99件、インディオとスペイン人間の訴訟が75件、当事者の法的カテゴリーが不明なケースが23件となっている。

法的カテゴリーとしての民族による分類は、その通時的変化に着目することによっ

表3 植民地期チャルコ地方における土地訴訟

年代	訴訟の種類	スペイン人同士	インディオ同士	インディオ 対スペイン人	不明
～1700年		8	6	14	6
1700年以前に開始され、 1701年後も継続		1	0	4	0
1701年～1750年		21	11	9	5
1750年以前に開始され、 1751年後も継続		2	1	2	1
1751年～		9	81	46	11

注 年代不詳の訴訟が1件あり、それはこの表に含まれていない。

てはじめて分析上の意味を持ってくる。表3を見れば明らかなように、1751年以降、インディオ同士の訴訟の数がそれ以前の合計(19)の4倍(81)にも達するとともに、インディオとスペイン人との訴訟数(46)もそれ以前の合計(29)を上回っているのである。また、同一年代における項目間の比率を見ても、18世紀後半にはインディオ関連訴訟の重要性が増大していることは明らかであろう。

以上の予備的な分析からだけでも、チャルコ地方における土地問題が18世紀後半に新たな局面に入りつつあったことが窺える。インディオ人口の着実な増加に伴い、村落共同体の所有地を利用して生計を立てることが全般的に困難になり、土地へのアクセスをめぐる成員間の貧富の差が拡大していったとするトゥッティーノの指摘は、この新たな局面との関連において理解されねばならない。インディオ同士の土地訴訟およびインディオ-スペイン人間の訴訟の増加は、こうした相対的土地不足をその背景としていたと考えられる。しかし、土地問題の深刻さが、村落共同体内部における政治的対立の激化に直接結びつくとはかぎらない。たとえば、スペイン人アシエンダとの土地争いは、共同体の内部結束を高めることも考えられる。したがって、土地問題と共同体内政治という2つの現象の間の連関を考えるには、土地問題の性格を検討する必要があるだろう。18世紀後半の事例に焦点を絞って、この問題に迫ることにしよう。

### 3-1-2. インディオ同士の土地訴訟

インディオ村落共同体において土地問題が政治問題化するとすれば、それはインディオ同士の土地訴訟において最も顕著に現れると考えられる。そこでは、土地所有団体としての共同体、土地の実質的な管理者としてのカビルドの機能が問われており、それをめぐる対立が浮き彫りにされているからである。インディオ同士の土地訴訟は、カビルドの関与の度合いにより、私人間の争いと成員個人と共同体の争い、共同体間の争いに大別できる。

まず、私人間の争いを見ていこう。16世紀後半以降、インディオ村落共同体による共同体的土地所有の実態が形骸化していき、本来共同体が管理すべき土地の事実上の私有地化が進んでいったことはすでに指摘した。1751年から1800年にかけて、インディオ同士の土地訴訟は75件記録されているが、そのうち7件はインディオ間の土地売買に絡んでいる。売買の対象となった土地が、スペイン法にのっとった正式の私有地であるのか、それとも私的保有地が事実上私有地化したものであるかは不明である。いずれにせよ、こうした売買に伴って問題が生じた際にカビルドが当事者間の調停役と



しての機能を果たせなくなってきたことを示す事例といえよう<sup>52)</sup>。また、14件にのぼる、主として相続をめぐる家族内の土地訴訟の存在も、インディオ共同体の土地に対するコントロールの低下を示すものと考えられる<sup>53)</sup>。

しかし、インディオ村落共同体による土地に対するコントロールが低下し、成員間の土地争いがスペイン人裁判所に持ち込まれたことは、共同体的土地所有が機能を停止したことを意味しない。共同体、あるいはその運営機関であるカビルドは、すべての土地の根源的所有権者として土地問題に介入していたのである。その事例を見ていこう。

1764年のことであるが、トラビスアウア村のインディオ、ホセ・デ・ラ・クルスが、村のアルカルデヤやその他の役職者を、彼の土地を不当に奪ったとして告発した。デ・ラ・クルスはその土地に関する正当な権利を示すために、同姓同名の彼の父親が残した遺言書を添付しているのである。このケースは、相続の対象となる、私的保有権がかなり強固に確立していたと考えられる土地に対しても、共同体がその根源的土地所有権者としての権利を行使しようとしていたことを示している<sup>54)</sup>。このように、ある成員が保有していた土地を共同体が奪い、別の成員に分配することは少なくなかったようである。それは相続時にかぎられない。共同体が相続とは無関係にこうした措置をとった事例も6つを数える<sup>55)</sup>。

土地を奪われる対象が当該村落共同体の正式の成員ではないケースも2つほど見られる。トラルマナルコの属邑であるテペティトランのインディオは1770年、セバスチアン・バシリオなる人物が占有している土地に対する権利関係を明白にするために調査を実施するよう、当局に要請した。その際、テペティトランでは耕地が不足していること、およびバシリオがクアウティトラン出身であることを考慮に入れることを求めている。これが、必要とあらばバシリオから土地をとりあげてテペティトランの村人に分配することを目的としていることは、まず疑いようがない<sup>56)</sup>。従来、インディオ村落共同体から移住した者は、成員資格とともに土地に対する権利も失われるものとされてきた。トラルマナルコ村の出身ではあるがメキシコ市に居住していたアナ・マリア・デ・ラ・アセンシオンは、その意味ではトラルマナルコ村の正式の成員資格

52) AGN, Tierras, vol. 1915, exp. 4; vol. 2548, exp. 4; vol. 2552, exp. 1; vol. 2553, exps. 5, 9; vol. 2555, exp. 5.

53) AGN, Tierras, vol. 2548, exp. 1; vol. 2550, exps. 5-7; vol. 2551, exps. 1, 8; vol. 2552, exps. 10-12; vol. 2553, exp. 5; vol. 2554, exp. 8; vol. 2555, exp. 7; vol. 2856, exp. 7.

54) AGN, Tierras, vol. 2554, exp. 4.

55) AGN, Tierras, vol. 2552, exp. 9; vol. 2554, exps. 10, 11, 15; vol. 2555, exps. 5, 13.

56) AGN, Tierras, vol. 2871, exp. 10.

を失っていた。したがって、彼女の祖父が死ぬと、共同体はその土地を没収した。それに対し、アナ・マリアは1770年、問題の土地の返還を求めて訴訟を起こしたのであった<sup>57)</sup>。

以上の事例から分かるように、村落共同体はその土地を必要に応じて再分配する権利を行使し続けていたのである。しかし、土地を奪われる側の反発も大きく、それゆえにこうしたケースはスペイン人裁判所に持ち込まれることとなった。これは、18世紀後半のチャルコ地方においてインディオ村落共同体の共同体的土地所有と成員の私的土地保有とが鋭く対立するにいたったことを示している。インディオ共同体はさらに、成員の保有地のみならず、スペイン人によって認められた、カシーケやプリンシパル層の私有地に対しても根源的土地所有者としての権利を行使しようとした<sup>58)</sup>。

ここで留意すべきは、個々のケースにおいて実際に共同体の権利を行使したのはカビルドの有力メンバーであったという事実である。先スペイン期には、根源的土地所有団体としてアルテペトル、あるいはカルボリが土地分配・再分配を実施するに際し、正確な土地台帳の存在や分配の対象となる土地の周辺住民の同意をえる必要などを通じ、役職者の恣意が入り込むことが防がれていた。それに対し、征服後のインディオ村落共同体では、カビルドによる土地分配・再分配の恣意性をチェックする手段が、16世紀半ば以降のインディオ人口激減期に失われてしまった。したがって、18世紀後半のチャルコ地方においてカビルドが土地の分配・再分配を実施するにあたり、そのメンバーの恣意的な決定を排除することは不可能になっていた。そこで、土地問題を有利に解決するためにはカビルドを掌握することが重要な意味を帯びることになる。カビルドは土地問題を解決するための手段となり、土地問題はカビルド役職者の選出に際して政治問題化する。

かくして、土地問題は村落共同体内政治と密接な関係を持つにおよぶ。共同体内政治の具体的な表現としての政治的党派の形成に即して、この関係をもう少し詳しく考察することしよう。

### 3-1-3. 政治的党派と土地問題

インディオ村落共同体の内部に政治的党派が形成され、党派間の争いが展開されていくプロセスにおいて、土地問題がその起点にあるということとはできない。土地問題

57) AGN, Tierras, vol. 2551, exp. 1.

58) AGN, Tierras, vol. 1595, exp. 2; vol. 1596, exp. 4; vol. 2553, exp. 12; vol. 2885, exp. 19. またこの時期、村落共同体間の土地訴訟も何件か記録されている [AGN, Tierras, vol. 1596, exp. 1; vol. 2548, exp. 9; vol. 2552, exp. 14; vol. 2743, exp. 4; vol. 2744, exp. 1.]。

が深刻化する以前から、こうした党派争いはインディオ共同体内に存在したと考える方が自然である。しかし、インディオ人口の増大に伴い相対的土地不足およびそれに伴う貧富の差の拡大が顕著となった18世紀後半には、希少資源となった土地の分配が政治問題化した。

一般論として考えるとき、植民地期メキシコのインディオ村落共同体における政治的党派の形成は、次の2つの経路を辿ったものと考えられる。第一は、先スペイン期の複合アルテペトルが1つのインディオ共同体に再編されたケースにおける、主邑からの独立を求める属邑の指導者たちが政治的党派を形成していく道である。もう1つは、プリンシパル層がカシーケ層から政治的実権を奪うために、そして次の段階では上昇しつつある富裕な平民がプリンシパル層にとってかわるために政治的党派を形成していく道である。いずれの場合も、カビルドを掌握することによって、スペイン植民地当局に支払われる貢租の割当て、徴収、共同体に対する労役の管理、耕地の分配、共同体金庫の運営などにおいて、利益をえることが政治的党派の目的であったと考えられる。その中核は少数の者から成り、その周辺にそれよりは多くの支持者が集まるが、全体として政治的党派に組織されるのは共同体成員の一部にすぎない<sup>59)</sup>。

属邑の主邑からの独立に関しては第1章で触れておいたので、政治的党派の形成の第二の経路に限定して議論を進めていこう。18世紀のメキシコ中央部、より具体的にはチャルコ地方を念頭においた場合、カシーケ層は政治的実権をおおむね失っており、共同体内政治を牛耳っているのは、カビルドの役職者および役職経験者から成る集団である。彼らの大半の出自は平民であったと思われるが、役職の階梯を上昇することによってプリンシパルとなっていく。役職に伴う威信と経済的利益をめぐって彼らの間では競争が見られ、政治的党派が形成される。

いま、不利な立場に置かれている党派の戦略を考えると、彼らがカビルドを掌握するには、自派の勢力を拡大するよりほかはない。共同体成員の大半はいずれの党派にも属さない中間層、あるいは非政治的階層であるが、彼らの間から新たな人材を登用

59) 植民地期メキシコのインディオ村落共同体における政治的党派を体系的に明らかにした研究は、管見のかぎり存在しない。また、1つの共同体に関してこれを通時的に扱った研究もない。村落共同体の細分化プロセスにおいて主邑と属邑がそれぞれ党派を形成して争うケースを扱う中で、党派に触れられているにすぎない。しかし、こうした政治的党派が存在した事実そのものには多くの研究者が気付いており、党派 (faction, facción) という用語も使われている。本稿でこの用語を使っているのは、こうした慣例に従ってのことである。また、こうした政治的集団を党派と呼ぶには、以下のような理由もある。すなわち、同一集団の中に異なる階層の人間が組み込まれていたり、同じ階層の人間が異なる集団に属して対立していることが少なくなく、したがってこれを階級と呼ぶにはいかにないという状況が見られたからである。また、こうした集団間の抗争が多くの場合、村落内の政治的指導層の交替とどまり、社会・政治構造そのものの変化を伴わない点も、筆者の見解に影響している。

することが必要となる。そのためには、カビルドを掌握したあかつきにはなんらかの経済的恩恵をこうむることを約束しなければならない。インディオの大半が農業に依存して生計を立てていた状況では、この経済的恩恵はまず土地であったと考えられる。新興の党派が政治的実権を奪取してまず行うのは、カビルドの権限にのっとって反対派から土地を奪い、自派のメンバーに分配することであつたらう。逆に、すでにカビルドを掌握している党派が、新興の党派に対抗するには、やはり土地の分配を続けなければならなかつたであらう。いいかえれば、土地は党派の勢力拡大、維持のための政治的手段と化す。

前節で触れた、共同体が成員から土地をとりあげ、別の成員にそれを分配しているケースは、こうした政治的党派争いの文脈の中で理解されねばならない。政治的意図による土地の再分配は、当然のことながら、不平等なものであり、成員間の貧富の差を拡大し、土地問題を人為的に深刻化する結果を招いたであらう。

他方で、18世紀チャルコ地方のインディオ村落共同体が直面していた土地問題の根本は、人口が着実に増加しているにも関わらず、四方をスペイン人アセンダに囲まれていたため、利用できる土地の絶対量を開墾等の自助努力によって増大しえない点にあつた。抗争する政治的党派の双方に対して、この事実は次のジレンマを突きつけた。まず、土地の確保そのものが政治の目的化する。しかし、土地の絶対量が増大しない以上、土地の分配を通じての勢力拡大は一定の限界が課される。これを越えて勢力拡大を試みるならば、中間層のほとんどからも土地を奪わなければならなくなり、自派に反対する勢力が逆に伸長する結果を招いてしまうからである。そして、新たな党派によって政治的実権は奪われてしまう。しかし、この新たな党派も同じジレンマから逃れることはできず、インディオ村落共同体内の政治状況はきわめて流動的な様相を呈さざるをえない。また、政治的忠誠に対する経済的報酬がかぎられていた中、ある人物が党派を乗り換えることも少なくなく、これは政治情勢のさらなる流動化に寄与したであらう。

これで、18世紀後半のチャルコ地方のインディオ村落共同体内の政治的党派の形成と土地問題の間には相互に規定し合う関係が存在していたことが、一応、説明されたであらう。トラルマナルコにおける政治的対立の背景にも土地問題が存在していた。しかし、土地問題の深刻さが騒動にストレートに反映されたと考えるのは、短絡的にすぎる。18世紀後半のチャルコ地方における土地訴訟の数は、騒動のそれをはるかに上回っているからである。トラルマナルコにおいて1774年という時点で騒動が発生したメカニズムを解明するには、共同体内の政治的党派と共同体外の世界との結びつき

方も視野に入れなければならないのである。

#### 3-1-4. インディオ村落共同体と外部世界

トラルマナルコのケースの具体的な検討に入る前に、18世紀のチャルコ地方におけるインディオ村落共同体と外部世界の関係の一般的特徴を明らかにしておこう。

18世紀のメキシコ中央部におけるアシエンダとインディオ村落共同体の間の対抗的側面よりも、相互補完的な関係を重視し、それを不平等な共生と呼んだのはトゥティーノであった。彼によれば、人口増加の影響で土地が不足するようになった村落共同体では、配分される地片ではもはや自給自足の生活を営めない成員が増加し、彼らは不足分を補うべく共同体の外で賃金労働に従事することを余儀なくされる。他方で、アシエンダの労働力構成を見ると、農繁期における臨時労働者の比率がきわめて高い。そこでインディオ村落共同体とアシエンダの間に、臨時労働力の需給を媒介とする共生関係が生じた。この関係において仲介者としての役割を果たしたのが、カビルドの役職者であった。また、司祭は、この共生関係の円滑な維持を精神面から保証する役割を負わされる。かくして、メキシコ市に居住するアセンドードとインディオ村落共同体の間では、アシエンダを媒介として垂直的な社会的統合が達成されていた、とトゥティーノは論じるのである [TUTINO 1975: 498-503, 1976: 190-192]。

この見解がチャルコ地方の農村社会の一面を明らかにしていることは否定できないが、筆者としてはトゥティーノの描き出したこのイメージは、この時期のチャルコ地方に見られた様々な矛盾を捨象し、アシエンダとインディオ村落共同体の関係を予定調和的に捉えすぎていると考えざるをえない。これでは、18世紀後半に入ってアシエンダとインディオ村落共同体の間の土地訴訟が増加していることも、またトラルマナルコ騒動においてベラスケスらがアシエンダ・デ・サバレタの所有者であるハラ伯爵を暗黙のうちに非難していることも理解できない。共同体内の政治的党派争いという観点から共同体と外部世界の関係をながめるとき、この関係はそのダイナミズムをわれわれに呈示してくれるのである。

土地問題の存在が特定の政治的党派によるカビルドの掌握を不安定にすることにはすでに触れた。しかし、その党派が土地問題に由来する限界を越えて政治的実権を長期にわたって維持することもありえた。それは、外部世界の要因を共同体内の政治と結びつけることによってであった。

まず、共同体内の不満を力でもって抑え込む方法が考えられる。それは、郡長官をはじめとするスペイン人当局と結託し、その権威を借りて不満分子を排除することを

意味する。カトリックの司祭とも協力関係を結べれば、この方法はさらなる効果をもたらすことが期待される。しかし、不満そのものは解消されずに残され、自派の求心力を維持するのに必要な経済的恩恵も増大しない以上、この方法だけで政治的実権を維持するのは困難であったと考えられる。

第一の方法の補助手段として考えられるのが、納税者数の不正申告である。インディオ納税人口は、原則として5年毎に調査され、その結果に基づいてスペイン植民地当局に当該共同体が支払うべき貢租の額が決定された。この人口調査は主として司祭が管理する教区簿冊に依拠して行われるが、この段階でカビルドと司祭、それに郡長官が結託すれば、納税者数を過小申告することができる。実際にはすべての納税者から貢租を徴収すれば、徴収額と王室への送金額の間には差額が生じ、その一部はカビルドを掌握する党派が利用できることになる。こうして、土地の分配はもはや不可能であっても、経済的恩恵を与え続けるための収入源が確保される<sup>60</sup>。

カビルドを掌握している党派がその実権を維持するための第二の方法は、共同体財政の不正な運用である。とくに、外部世界との関係という観点から重要なのは、共同体内の余剰耕地、牧草地などの賃貸である。第1章で述べたように、この慣行は、インディオ人口が激減する中でスペイン植民地当局への貢租支払の遅滞を防ぐために発達したのであるが、18世紀に入り、人口増大に伴い耕地が不足するようになって、こうした土地の賃貸を停止し、成員に分配する動きは見られなかった。逆にカビルドは、外部の有力なスペイン人にこうした土地を賃貸することにより、高額な賃貸料を安定的にえることを好んだ。あるいは、正規の賃貸料を低く抑え、その代償として賃貸者からカビルド役職者個人に支払いが行われることもあったかもしれない。いずれにせよ、共同体財産の賃貸をめぐることは、一般の成員による役職者に対する不正の告発が少なからず為されている<sup>61</sup>。これが、党派拡大のための資金源の1つであったこと、そして共同体指導者層と賃貸者の間に特別な関係を生ぜしめたことは確かなことと思われる。

上述した2つの方法が、インディオ村落共同体における政治的不安定の根本的要因である土地問題の解決を回避するものであったのに対し、次の方法はこれを積極的に打開しようとした点で、大きく異なっている。カビルドを掌握している党派が、おそ

60) 納税者台帳への登録と耕地の用益権は密接に結びついていたらしく、台帳への未登録は耕地の没収につながることもあった。また逆に、耕地を奪われた成員が、台帳への登録を申請し、その手続きの中で耕地に対する権利を回復しようとすることもあった [AGN, Tierras, vol. 2552, exp. 10]。

61) AGN, Tierras, vol. 1923, exp. 1; vol. 2552, exp. 17; vol. 2555, exp. 3; vol. 2957, exp. 147。

らく共同体の総意を反映しながら、隣接する村やアシエンダと土地訴訟を行っているケースがこれにあたる。これにより、土地不足によって共同体内部にうっ積した不満は外部の敵に転化され、共同体内の緊張は一時的に低下し、カビルドを握っている党派は自らの延命を図ることができる。このパターンは、ヴァン・ヤングの呈示した騒動モデルに類似しているといえる。

以上、ある党派がその政治的実権を長期にわたって維持するための3つの方法を説明してきた。別の党派が実権を奪取しようとする場合にも、これらをめぐって告発が為されることになる。ある村である党派がどの方法をとるか、あるいは組み合わせるかはアブリオリに決まるものではなく、あくまで状況に左右される。したがって、トゥッティエノのいう共生関係が成立するのも、刻々と変化する状況の一面面においてにすぎない。

インディオ村落共同体においてある党派がかなり長期にわたって政治的実権を維持するのか、それとも頻繁かつスムーズに実権の交替が行われるのか、それとも1774年のトラルマナルコのように騒動が発生してしまうのかは、変動しつつある状況下、相対立する政治的党派が、郡長官、司祭、アシエンダ、メキシコ市の植民地当局中枢といった外部世界の諸要因と結ぶ関係によっても規定されていた。次節では、この時期の外部世界の動向に一瞥を加えることにしよう。

## 3-2. 1760年代、1770年代のヌエバ・エスパーニャの政治状況

### 3-2-1. ブルボン朝諸改革と総巡察使ホセ・デ・ガルベス

七年戦争での敗北を契機として、スペイン王室は帝国統治機構の立て直しに本格的に取り組み出す。一般に、この動きの中で打ち出されていく一連の措置はブルボン朝諸改革と総称されているが、改革の波は帝国植民地の中でも最も重要な位置を占めるにいたったヌエバ・エスパーニャにもおよんだのである。

ヌエバ・エスパーニャにおいて植民地政策の転換を大胆に推進したのは、総巡察使としてスペイン本国から派遣された、ホセ・デ・ガルベスという人物であった。ヌエバ・エスパーニャにおける新しい植民地政策の内容およびその実施過程、植民地社会に与えたインパクトなどについては筆者も別稿で触れたことがあり、またこの問題については近年多くの論考が発表されているので、ここでは本論と関連のある点について言及するにとどめることにする [COATSWORTH 1990; VÁZQUEZ 1992; 安村1992]。

ガルベスのヌエバ・エスパーニャ滞在は1765年7月から1772年2月まで、およそ6

年半の長きにおよんだ。彼は、自らの考えがスペイン王室の利害に合致するものであり、その実現を阻止するものはことごとく排除されねばならないと考えるようなタイプの人物であり、植民地社会で長い年月をかけて形成されてきた慣行や、そこでの現実の政治状況などは考慮に入れずに行動した。彼の巡察以前は、植民地統治の最高責任者である副王でさえもこうした慣行や、植民地社会の頂点に立つエリート層の利害を無視することなく統治するのが通例であり、ガルベスの政治スタイルは植民地社会各層との間に軋轢を生むこととなった。

スペイン王室がガルベスに託した任務の中には、徴税体系の見直し、教会の世俗社会における権力の削減、教会が果たしていた秩序維持機能を軍事力で補うための軍制改革が挙げられるが、その実施にあたってはガルベスはその強引な手法を貫いたのである。

インディオおよび混血層に対する徴税の強化、および再編・強化された民兵組織への彼らの徴発は、ヌエバ・エスパーニャの民衆層の間に不満を広めた。そして1766年から翌年にかけて、西部ミチョアカン地方を中心に各地で民衆蜂起が発生したのである。1766年段階では蜂起は散発的であった。しかし、1767年に入り、情勢は変化した。当時のヌエバ・エスパーニャ社会においてはイエズス会が大きな社会・経済的権力を行使していた。この修道会はスペイン王権からの自律性が強く、王権が教会の世俗的権力を削減するうえで、最大の障害と目されていた。そこでスペイン王室は、帝国全土からイエズス会士を一斉追放する計画を立て、ガルベスをヌエバ・エスパーニャにおける計画実施最高責任者としたのである。そして1767年、ガルベスはこの王令を実施に移したのであるが、これに対し、精神的指導者を奪われた植民地社会各層は大きな不満を抱き、民衆はふたたび蜂起したのであった。

1767年の一連の民衆蜂起はヌエバ・エスパーニャ全域で実施されたイエズス会士の追放を契機としているため、前年よりも広い地域で発生した。深刻な状況に直面したガルベスは、これらの民衆蜂起をイエズス会士の策謀によるものと見なし、これを放置すれば改革の努力がすべて水泡に帰すと判断し、自らが再編・強化に尽力した民兵組織を動員し、徹底的な武力弾圧でもってこれに臨んだのであった。征服が一段落し、植民地体制が整備されていく16世紀半ば以降、メキシコ中央部では大規模な反乱はほとんど発生しなかった。また、散発的に生じた騒動に対しては、植民地当局は寛大な措置をとるのがつねであった。その意味で、1767年の民衆蜂起はその規模の大きさと弾圧の苛酷さの点で例外を成すものといえる。これ以後、イギリスなどの外敵からの防衛手段としてだけでなく、植民地社会内部での秩序維持のための組織としても軍



の存在が重要性を帯びることになっていく点でも、この民衆蜂起は大きな歴史的意義を有していたといえる。

この弾圧以後、ガルベスに対する植民地社会各層の不満が噴出することはなくなった。植民地統治機構内部での総巡察使に対する抵抗も影をひそめていった。しかしこれは、諸改革が引き起こした不満が一掃されたことを意味しない。彼のスペイン本国への帰国は、こうした不満が小規模ではあっても表面に出ることを可能にし、1771年に着任した新しい副王、ブカレリの下、様々な利害を調整する伝統的な政治手法がある程度復活していくのである<sup>62)</sup>。

### 3-2-2. チャルコ地方におけるブルボン朝諸改革

ブルボン朝諸改革が社会に対して及ぼした影響は、当該地方の置かれていた諸条件によっても規定された。地方レベルでの研究が進んでいるメキシコ北部、西部ミチョアカン、南部オアハカ、南東部ユカタンといった諸地方を比較すると、改革の方向は同一であるものの、その影響の度合いは異なっていることが分かる [FARRISS 1984; MORIN 1979; PASTOR 1987; RÍO 1984; 安村 1992]。したがって、メキシコ市周辺部においても改革のインパクトは固有の性格を示したと考えられるが、この地域に関しては管見のかぎりではこの問題に関する研究は為されていない。チャルコ地方における状況についても、まったく断片的な情報に頼らざるをえないのが実状である。

ブルボン朝諸改革もたらした変化と考えられるものには、教区司祭の職から修道士を排除して、在俗聖職者に替える措置が挙げられる。これはセクラリサシオン (secularización) と呼ばれるが、この政策を理解するには少し歴史を遡らねばならない。征服直後のメキシコでは、いくつかの修道会がインディオに対する布教活動を行うことが例外的に認められた。これは、司教を頂点とする在俗教会組織の進出が遅れたことによる措置であった。16世紀半ば以降、在俗教会組織が確立されるにつれ、インディオに対する聖務の遂行をめぐる、在俗教会と修道会の間で対立が深まった。前者が、すでに布教の段階は終了しており、修道会による聖務の遂行という例外的措置は停止されるべきであると主張したのに対し、修道会側は、布教の段階で彼らが払った犠牲を考えればインディオに対する聖務を継続するのは当然の権利であるとして譲

62) 以上、ガルベスの行動に関しては Calderón Quijano [1967: 117-381] に、ブカレリの統治については Calderón Quijano [1967: 385-658] に依拠した。ただし、ガルベスの1766年、1767年の民衆蜂起に対する見解はかなり偏っており、これらの蜂起の実相に迫るには Castro [1990] を参照する必要がある。

らなかった。教会に対する王権の優位を確立したいスペイン王室としては、王権からの独立性の高い修道会がインディオに対して聖務を遂行することは好ましくなかったが、修道会側からの抵抗の大きさを考慮し、漸進的にこれを排除する方針をとった。

16世紀後半、17世紀を通じて散発的にしか行われなかったセクラリサシオンが強力に推し進められるには、18世紀後半まで待たねばならなかった。そして、メキシコ盆地では1750年代以後、フランシスコ会、ドミニコ会、アウグスティヌス会の管轄下に置かれていた教区が急速に在俗司祭の手に委ねられていったのである。チャルコ地方の場合も例外ではなかった。1769年末の段階で、22の教区のうち修道会の管轄下にあったのは4つにすぎなかった<sup>63)</sup>。トラルマルコの場合、セクラリサシオンが行われたのは1768年のことであり、本稿にすでに何度も登場しているマウリーニョ司祭はこのときに着任したと考えられる [GIBSON 1964: 106]。チャルコ地方において200年間放置されてきた修道会管轄教区が1760年代、1770年代に急速にセクラリサシオンされた背景には、ガルベスの圧力を想像せざるをえない。

チャルコ地方における改革の影響と考えられる別の動きとしては、インディオ納税者台帳の改訂があげられる。アウディエンシアのフィスカルであったアレーチェは各地の郡長官に対し、所轄地域のインディオ納税者人口に関する調査報告書の提出を命じたらしく、1769年末にこの命を受けたチャルコ地方の郡長官ヒル・タボアードはこの命令を各司祭に回覧し、翌年7月にはすべての司祭が提出した人口調査書を集計して報告書を作成・提出している。7人の司祭は、理由は明らかではないが、人口調査書の提出を拒んでいた。しかし、アレーチェからこの件で打診を受けたガルベスが、断固たる処置をとるように郡長官ヒルに命じたことで、彼らの抵抗は排除されたようである<sup>64)</sup>。

以上の記述から明らかなように、1760年代後半から1770年代初頭にかけてのチャルコ地方では、ブルボン朝諸改革のインパクトが随所に見られるとともに、ガルベスの直接の影響もそこには感じとれる。騒動直前のトラルマナルコの周囲に存在した外部世界の状況はこのようなものであった。

### 3-3. 騒動への道

以上の2節における考察と第2章での記述を総合しながら、トラルマナルコにおける政治的党派間の争いが1774年という時点で騒動へと発展せざるをえなかった道筋を

63) AGN, Tierras, vol. 1518, exp. 1, ff. 1v.-18.

64) AGN, Tierras, vol. 1518, exp. 1, ff. 19v.-33.

考えてみたい。

### 3-3-1. 1760年代の村落共同体内の政治情勢

1728年にトラルマナルコに施療院を創設し、運営にあたっていたベツレヘム修道会は、1740年、財政上の理由から一時撤退を決定した。この施療院に様々な喜捨を行ってきたインディオ村落共同体は、この決定に対して抗議の声を挙げたが、その先頭に立っていたのは、カシーケでありかつゴベルナドール職を務めていたラサロ・デ・ガリシアという人物であった [MURIEL 1991: 178-179]。この記述から判断すると、この当時のトラルマナルコにおいてはカシーケがゴベルナドール職を占め続けていたことになる。

その後、約25年間のトラルマナルコの動向に言及した文書は見当たらないが、1766年に入り、政治情勢はにわかに関迫の度を高めたようである。トラルマナルコの平民数名が、現職のゴベルナドールおよびゴベルナドール経験者たちを告発したのである。クリストバル・デ・サンティアゴ（彼は1774年段階で、アナスタシオ・ベラスケスとともに請願状を提出している）らによる訴状によれば、歴代のゴベルナドールは平民たちに対し、共同耕地において無償かつ食料の配給もなしといった条件で耕作を行うことを強制し、そこからあがる利益は司祭を務めるフランシスコ・ハビエル・コントレーラス修道士が独占している。これ以外にもゴベルナドールらが平民たちに対して加えた危害は少なくない。こうした状況を改善するためには、ゴベルナドールによる共同体財産の運用に関する帳簿の作成といった措置を郡長官がとる必要がある、としている<sup>65)</sup>。

この訴状をきっかけとして、共同体財産であったテナユカ農場の賃貸をめぐる、2つの党派の間の対立が表面化していく。この訴訟の内容にはいま立ち入る余裕はないので、行論との関係上、重要と思われる事実を指摘するとどめる。

相対立する党派の一方は、訴状を提出した、歴代ゴベルナドールによる不当な扱いに悩まされてきた自称平民グループであるが、これを代表しているのは、トラルマナルコ騒動における塔解体推進派の指導者カルロス・バスケスなのである。それに対し、その告発対象であるカビルドを掌握している党派は、現ゴベルナドールのベルナルド・

65) AGN, Tierras, vol. 1923, exp. 1, 1a.parte, ff. 2-3. この告発に名を連ねているのは、トマス・ミゲル、ディエゴ・ホセ、クリストバル・デ・サンティアゴ、イシドロ・ラミレス、フランシスコ・アントニオ、フランシスコ・マルティン、ドミンゴ・デ・ラ・クルス、ドミンゴ・アントニオ、ルーカス・イグナシオ、フェリペ・デ・ラ・クルス、セバスティアン・デ・サンティアゴ、ホセ・グレゴリオである。

ベラスケス、ニコラス・メンデス、ルイス・ロレンソらから成っていたが、彼らの大半は1774年段階では塔解体推進派の主要メンバーとして名を連ねることになる。また、アナスタシオ・ベラスケスは1766年段階において、アルカルデとしてこの支配的党派に加わっていた<sup>66)</sup>。

1766年における政治的対立の構図を1774年のそれと比べると、アナスタシオ・ベラスケスとカルロス・バスケスの立場が逆転している点が興味深い。この点を念頭に置きつつ、この2つの時点の間に生じた変化について考えてみたい。

### 3-3-2. 新しい勢力配置と外部世界

1766年段階の支配的党派はそれまでの間、フランシスコ修道会のコントレーラス司祭と密接な協力関係にあった。しかし、コントレーラス司祭は1765年頃に死亡したようであり、その意味で彼らのヘゲモニーは危機的な状況に陥っていたと考えられる。サンティアゴらが歴代ゴベルナドールを告発する訴状を提出したのは、こうした情勢に乗じてカビルドの奪回を図ったのであろう。

その後、状況は大きく変化した。バスケスが平民層を裏切り、メンデスらに接近したのである。この態度の変更がいつ生じたのかは明らかではない。また、アナスタシオ・ベラスケスの支配的党派からの脱落がこれと連動していたかどうかも定かではない。確かなことは、従来の支配的党派はアナスタシオを切り、バスケスを取り込むことで窮地を脱し、その地盤を守ったということである。そしてこのプロセスにおいて、郡長官ヒル・タバアダは支配的党派の動きを支持したように思われる。

サンティアゴらは郡長官が不正の是正措置をとるように要請しているから、ヒルは当初、党派間の政治的対立において中立、あるいはやや平民グループよりの立場をとっていたと思われる。しかし、支配的党派に対して大きな影響力を行使していたにち

66) AGN, Tierras, vol. 1923, exp. 1, 2a parte を通じ、カルロス・バスケスは平民グループを代弁している。また、2a parte, f. 26 には1766年時の支配的党派による訴状が見られるが、それに名を連ねているのは以下の通りである。フアン・ロレンソ、ニコラス・メンデス、ミゲル・フランコ（以上、ゴベルナドール経験者）、ベルナルド・ベラスケス（現ゴベルナドール）、ペドロ・グスマン、ルイス・ロレンソ、イシドロ・ラミレス（以上正アルカルデ）、フアン・ベラスケス、アントニオ・デ・ロス・サントス、クリストバル・デ・サンティアゴ、ペドロ・デ・ロス・サントス、セバスティアン・ラミレス、マテオ・ロレンソ、ビセンテ・バスケス、フアン・グスマン、パブロ・ディエゴ、ロレンソ・グスマン、バスクアル・ベルナルド、サンティアゴ・ガルシア（以上、アルカルデ経験者）、カルロス・ホセ、ルイス・バルトロメ（以上、共同体書記経験者）、バルタサル・ディエゴ（現共同体書記）、およびその他プリンシパル。ここに出てくるイシドロ・ラミレスとクリストバル・デ・サンティアゴが、平民グループとしてカビルドを告発している人物と同一であるか否かは分からない。そうだとすれば、状況はより複雑、かつ流動的であったと考えざるをえない。

がないコントレーラス司祭の死を契機として、村落共同体内部の政治状況に積極的に関わることにより、自らの権威を確立する可能性を見出したのではないか。ヒルがなぜ、支配的党派を支持するにいたったのかは分からないが、以後、彼の影響力は増大する一方であった。支配的党派の側がこれを受け入れたのは、反対勢力の拡大という事態を前に外部勢力との連携強化は不可欠であったが、コントレーラス亡き後、最も身近な外部勢力は郡長官のヒルであったからであろう。

支配的党派とハラ伯爵の結びつきの背後にも、ヒルの手が介在したようである。というのも、1770年、トラルマナルコのインディオ村落共同体は、共同体財産であるランチョ・エル・チーコという農場を9年間賃貸する契約をハラ伯爵と結んでいるが、その手続きをとったのがヒルであったからである。この契約条件で興味を引くのは、この村落共同体がやはりメキシコ市のエリートの一員であるリーバス・カーチョ侯爵家から4,800ペソを借金しており、ハラ伯爵が共同体に支払うべき賃貸料はこの借金の利子返済に充てられる、と規定されている点である<sup>67)</sup>。2-4.で触れたように、ハラ伯爵の妻はこの侯爵家の出であるから、伯爵は事実上、ただでこの農場を借りていたことになる。

さらにハラ伯爵は、騒動後の駆け引きの中で明らかにされたように、トラルマナルコの教会関連施設が解体されるたびに、その材料の一部を入手していただだけではなく、共同体財産であるテナユカ農場の賃貸にも成功するのである。

ここまで説明すると、郡長官ヒルおよびその後任のメルガレッホとハラ伯爵の関係では、後者が主導権をとり、郡長官の権限を利用してトラルマナルコのインディオ村落共同体に対する事実上の支配権を確立しつつあったと考えるべきであろう。そして、1768年にトラルマナルコ教区に着任したマウリーニョ司祭は、ハラ伯爵を頂点とするトラルマナルコの支配構造に最初から組み込まれることとなったのである。

### 3-3-3. 従属的党派の戦略としての騒動

かくして、1770年代初頭のトラルマナルコにおいては、外部勢力との協力、あるいは追従によって保身を図る支配的党派の優位が完全に確立したかのように見えた。野に下ったアナスタシオ・ベラスケスやクリストバル・デ・サンティアゴらが率いる党派は、まったくの閉塞状況に置かれていたといえる。

しかし、支配的党派の共同体内基盤は依然として不安定なままであった。1766年に噴出しかけた平民層の不満は解消されておらず、その不満の大きさと根の深さのゆえ

67) AGN, Tierras, vol. 1518, exp. 1, f. 27.

に、支配的党派はハラ伯爵を頂点とする外部勢力に迎合せざるをえなかったともいえる。そして、外部勢力への迎合の度合いが深まるほど、従属的党派の反発と非政治的平民層の不満は増大していったであろう。

従属的党派に目を移すならば、アナスタシオの参加は重要な意味を持っていたと思われる。もともと支配的党派の一員であった彼は、1766年当時のゴベルナドールであったベルナルドと同姓であること、その下でアルカルデというカビルド中第二の要職を占めていたことから、村落共同体内部におけるいわば名望家であったと考えられ、彼の平民に対する影響力はけっして小さくなかったにちがいないからである。しかし、失脚後の彼は公の職にはつげず、カビルドにおける発言権も失っていたから、すぐに反対運動を起こすわけにもいかなかった。

騒動後の駆け引きにおいて明らかにされた、カビルドによる塔の鐘の移転あるいは売却事件や、教会のアーケードの解体に伴う材料の流用事件などは、テイラーの強調する共同体の自律性を最優先するイデオロギーからすれば、1774年段階の古い塔の解体工事開始と同じ程度のインパクトを持ちえるものであり、したがって騒動を惹起してもおかしくないはずであった。しかし、前者が行われたのは証言からすると1770年から1771年のことである。このタイミングは、実際には騒動が発生しなかったことを考えるうえで示唆的である。

残念ながら、植民地期メキシコにおいてニュースや噂が民衆の間でどのように流布したかを扱った研究は為されていない。管見のかぎりでは、民衆の間であたかも義賊であるかのように祭り上げられていった犯罪者の足跡に関する、ヴァン・ヤングの論文がこれに近いテーマを扱ってはいるが、正面から問題を解明しているわけではない[VAN YOUNG 1992]。しかし、1766年から翌年にかけての一連の民衆蜂起とそれに対する大弾圧の知らせが、チャルコ地方に伝わらなかったとは考えにくい。とくに、トラルマナルコなどは交通の要衝として運送業者を少なからず抱えており、彼らを通じて弾圧者ガルベスのイメージがインディオの間に広がったのではないか。事実、メキシコ中央部では、1767年以後、1810年に独立運動が勃発するまで、大規模な民衆蜂起は記録されていないのであるが、それにはこの事件の集団的記憶が作用しているとも考えられる。チャルコ地方の場合、メキシコ市との隣接性のゆえに、弾圧の可能性も高く、それが1770年あるいは1771年段階においてトラルマナルコで騒動が発生するのを妨げていたのかもしれない。

では、1774年2月に騒動が発生したのはなぜか。これも想像にとどまるのであるが、以下のように推論できるのではないか。筆者がインディオ関係の様々な文書、あるい

は先行研究を目にしたかぎりでは、インディオはスペイン人の導入した法や制度に通じているだけでなく、さらにはスペイン人間の政治状況などにもきわめて敏感に反応しているのである<sup>68)</sup>。そうであるならば、1772年初頭にガルベスがスペイン本国に帰国したことや、その後、副王ブカレリの下、より柔軟な伝統的政治手法が復活しつつあったことを、トラルマナルコのインディオたちが感じていたというのも、まったくありえない話ではないのである。彼らが1774年の段階ではあえて騒動に訴えたとすれば、ガルベス帰国後の外部世界におけるこうした政治状況を背景としていたのではないか。

このような仮説を前提としたうえで、従属的党派が1774年段階で騒動を扇動、もしくはこれに積極的に関与したプロセスを考えてみよう。

トラルマナルコのインディオ村落共同体においては、カビルドの運営をめぐる政治的党派間の争いが生じており、1766年にはそれが表面化した。支配的党派は従属的党派の代弁者であったカルロス・バスケスを自派に取り込むとともに、郡長官、ハラ伯爵といった外部勢力との連携を強化することにより、この危機を乗り切った。その際、理由は明らかではないが、アナスタシオ・ベラスケスは支配的党派から排除された。しかし、この政治的危機の根底には土地問題が存在しており、支配的党派はこれに対してなんら解決策を提示しえなかった。そのため、いまやベラスケスを中心として結集した従属的党派からの反発のみならず、非政治的中間層の不満も増大せざるをえなかった。ここに、従属的党派と中間層の間に利害の一致が生じることになる。

しかし、支配的党派の外部勢力との連携はきわめて強固であり、従属的党派が通常のゲームのルールに従ってカビルドを掌握しうる可能性は皆無に等しかった。また、強権的な政治手法をとるガルベスの存在は、ベラスケスらが非合法的な手段に訴えることを妨げていた。たとえば、1770年かその翌年にカビルドが実施した、教会関連施設の解体措置などは、非政治的中間層の間にも支配的党派の姿勢に対する反感を深めたにちがいないが、それはガルベスの存在によって封じ込められた。

1772年、ガルベスがスペイン本国に帰国し、伝統的な政治手法が復活していくにつれ、トラルマナルコを取り囲む外部世界の情勢は微妙に変化していった。支配的党派はこの変化に気付くことなく、1773年末、教会の古い塔を解体する措置を決定した。そして、1774年2月8日、その解体作業が開始されると、非政治的中間層を中心とし

68) 顕著な例としては、1766年、1767年のミチョアカン地方における民衆蜂起で指導的役割を果たしたインディオ、ペドロ・デ・ソリア・ピリャロエルの動きが挙げられる [CASTRO 1990]。

てこれに抗議する動きが生じた。情勢の変化を敏感に読みとっていたベラスケスら従属的党派はこの機に乗じて支配的党派の不正、とくに外部勢力との結託を暴き出し、メキシコ市の植民地当局中枢部の介入を招くことにより、政治的実権を奪取することを企てた。騒動そのものはただちに鎮圧されたが、非政治的中間層の支持を背景としたベラスケスらの活動を排除することは、支配的党派にはもはや不可能であり、彼らのそれまでの行動が植民地当局上層の知るところとなった。

これが、1774年のトラルマナルコにおいて土地問題、政治的党派の対立が騒動へと発展した経緯の大筋であったと考えられる。最後に、18世紀後半から19世紀前半にかけてのチャルコ地方の歴史の中でこの騒動が有する意義について考えてみたい。

### 3-4. トラルマナルコ騒動の歴史的意義

トラルマナルコ騒動を歴史的にどう評価すべきであろうか。植民地期メキシコにおける騒動一般の中に埋没させることも可能ではあるが、それでは本稿の目的にはそぐわない。チャルコ地方、より狭くはトラルマナルコの歴史の流れにおいてこの騒動の果たした役割を明らかにしなければならない。

この騒動は、特殊な状況下における政治的党派間の対立の1つの発現形態としての側面を有している。この観点からすると、アナスタシオ・ベラスケスは個人的怨恨から、あるいは政治的野心、経済的利害からこれに関与したにすぎないことになる。1766年には平民層の側に立って支配的党派を批判したカルロス・バスケスが、その後、支配的党派に組み込まれ、従来の政治・経済・社会構造がなんら変化しなかったように、ベラスケスの行動もインディオ村落共同体の在り方を変えるものではなかった、というわけである。実際、ベラスケスは騒動の翌年、バスケスやルイス・ロレンソを相手どり、土地訴訟を起こしており、彼が自らの利益のために騒動を利用した可能性は否定しえない<sup>69)</sup>。しかし、インディオ村落共同体と外部世界との関係という観点からすると、トラルマナルコ騒動は別の側面を有していたと考えられるのである。

支配的党派が、村落共同体内部の様々な矛盾を放置しながら、政治的実権を維持するには、外部世界の諸権力との結びつきが重要であったこと、そして1760年代から1770年代初頭にかけてのトラルマナルコにおいて、支配的党派が外部勢力に対するいわば迎合路線をとっていたことにはすでに触れた。ベラスケスらの騒動後の活動は、彼ら自身の主観的意図とは無関係に、この迎合路線の破綻、新たな選択肢としてのアジェンダとの対決路線の台頭を招くことになった。

69) AGN, Tierras, vol. 992, exp. 1.



ベラスケスらの告発の直接の対象は支配的党派であったが、その非難が彼らと結託していた郡長官、司祭らにまでおよんでいたことは、一連の請願書の内容などからも窺われる。とくに問題となるのは、暗黙のうちにハラ伯爵をも批判している点である。郡長官には任期があるし、司祭もいずれは交替する。したがって彼らを告発しても、新たに赴任してくる者と協力関係に入るのに支障をきたすことはない。しかし、アシエンダの所有者が変わることはあっても、アシエンダそのものが解体することは、植民地期においてはまれであった。さらにハラ伯爵の場合、彼のアシエンダ経営に対する熱意とそこから上がる利益の大きさ [LADD 1984: 63-64] などと考えた場合、アシエンダ・デ・サバレタを手放すとは考えにくかった。これは、ベラスケスらがその非難をハラ伯爵にまで向けたことにより、このアシエンダとの協力関係を修復することが長期にわたり困難になったことを意味した。

他方で、支配的党派の外部勢力に対する迎合路線を非難するにあたり、ベラスケスらが本来、政治的には中立であった中間層の支持をえていたこと、そしてそれゆえに支配的党派によって排除されることを免れたことは、彼がカビルドを掌握したあかつきに迎合路線を復活させることを断念させる方向で作用したにちがいない。ここにおいて、少数の党派間の駆け引きによって規定されていた従来のインディオ村落共同体政治は変更を余儀なくされ、政治的党派から排除されてきた中間層の意向を考慮する政治的必要性が生じることとなる。

騒動後のトラルマナルコにおけるこのような政治状況の変化を直接に示す史料は、いまのところ見つかっていない。したがって、ベラスケスらが最終的に政治的勝利をおさめたのか、それとも支配的党派が実権を握り続けたのかは定かでない。しかし、トラルマナルコ村落共同体が騒動後、アシエンダ・デ・サバレタの所有者であるハラ伯爵との対決路線を選んだことは、1780、1790年代に両者間で土地訴訟がもちあがっていることから明らかである<sup>70)</sup>。

こうした村落共同体の姿勢が騒動前の支配的党派の方針からは導き出しえないことはいうまでもない。トゥティーノは、1821年のメキシコの独立を契機として、チャルコ地方におけるメキシコ市エリートとインディオ共同体間のアシエンダを媒介とした垂直的な社会的統合が次第に崩壊していき、インディオ共同体とアシエンダの間の共生関係が失われたことが、19世紀半ばの新しい政治・経済状況下、両者間の対立が表面化する前提であったと論じている [TUTINO 1988]。しかし、トラルマナルコに関していえば、インディオ村落共同体とアシエンダの関係が共生から対決に転換し

70) AGN, Tierras, vol. 1666, exp. 3; vol. 1932, exp. 1.

た端緒は、1774年の騒動にあったと見なすべきであろう<sup>71)</sup>。トラルマナルコ騒動の歴史的意義は、この点に求められるのである。

## お わ り に

1つのインディオ村落共同体が騒動へいたる過程を、共同体内の状況と外部世界の動向との連関に即して叙述、分析するという本稿の目的は、以上の記述をもって一応達成された。別のいい方をすれば、緩慢な変化しか示さない構造、変動局面、そして短期的な事件やパーソナリティという3つの領域の交錯する地点において、トラルマナルコ騒動を説明しえたことになる。もちろん、この面でも欠落が少なくないことは否めない。最大の問題点は、トラルマナルコ村落共同体内での政治過程に関する情報が断片的であり、多くの仮説に頼らざるをえなかった点であろう。また、政治過程と土地問題の連関についても、インディオによる生産の実態が明らかにされていないため、議論が抽象的にすぎたきらいがある。こうした点は今後、可能な範囲で補っていきたいと考えている。

他方で、この個別事例の叙述、分析作業において、テイラーやヴァン・ヤングの一般的インディオ騒動モデルでは捉えきれない要素が多数存在することが明らかにされた。このケースのように共同体が分裂したままその一部が蜂起するというパターンの存在は、従来のインディオ騒動論の見直しを迫る可能性を秘めている。もちろん、それにはこのパターンがある程度の広がりをもって存在していたことが示されねばならない。この種の実証的モノグラフの積み重ねを待つことにしたい。

しかし、当面は、新たな一般化を急ぐのではなく、騒動をインディオ村落共同体の歴史的現実に向っていくための手がかりと考え、作業を進める方が生産的であるように思われる。この面でも、本稿はあまりに多くの課題を残している。本稿で明らかにされたのは、インディオ村落共同体の実態のほんの一端にすぎない。この歴史的現実をより立体的に再構成していくためには、新たな種類の史料の収集から始めねばなら

71) これが19世紀後半のチャルコ地方におけるアセンダに対するインディオ村落共同体の全面的闘争に直接結びつくとか、あるいは1774年以降、トラルマナルコが一貫してアセンダとの対決路線をとり続けたというわけではない。また、これ以前にインディオ村落共同体とアセンダが対立したこともあった。両者の関係は状況に応じて変化したのである。ここであえて「端緒」という語を用いたのは、アセンダとの関係をめぐり、協調＝迎合路線とは異なる道として対決路線が明確に意識化され、以後も、実際には支配的党派が迎合路線をとることがあっても、非政治的中間層をも大量に動員しうるのは対決路線であったということを示すためにすぎない。

ないだろう。ここでは、本稿の中で若干言及しながら、現在の筆者の力量では扱えないため意図的に議論の対象としなかった問題を3つほど挙げておきたい。

まず、インディオと非インディオの関係をどう把握すべきかという問題がある。トラルマナルコ騒動では、マリア・アドリアナとホセ・エスピノサという2人のメスティソが重要な役割を演じているが、それでもなおかつこれを「インディオ」騒動と呼んでも構わないのか。あるいは、彼らはすでにある程度インディオ化していたのか。そうだとすれば、いかなるメカニズムを通じてなのか。

第二の問題は、政治的党派の形成に際して日常生活における社会的結合関係がどう作用したのか、という問いである。最初の問題に即していえば、エスピノサはなぜベラスケス側を支持し、ベラスケスらと対立する道を選んだのか、この選択の背後にはいかなる要因が存在したのかということになる。インディオに話をかぎるならば、党派の中心的メンバーの間にはいかなる関係が存在しており、新たなメンバーをリクルートしたり、あるいは古参メンバーを排除したりする際、なにが基準となっているのかを明らかにする必要がある。

第三は、前の問いとも多少重なってくるが、政治的対立の背後にある非経済的要因の重要性をどう評価するかに関わる。本稿では土地問題という経済的要因が政治的対立の図式を規定していた側面を強調してきたが、政治が経済に還元しえないのはいうまでもない。インディオ村落共同体における政治を理解するには、カビルドをめぐる争いにおいて威信や権威といった要因が果たした役割も解明していかなければならないであろう。

最後に、本稿では植民地時代に対象を限定したため、最初から排除されてきたが、インディオ村落共同体の在り方という点で、きわめて重要な問題が残されていることを述べておく。チャルコ地方においてインディオ村落共同体が解体するのは、どんなに早く見積もっても1860年代か1870年代のことである。18世紀後半にはこの地方の多くのインディオ共同体がトラルマナルコ同様、様々な矛盾と内部対立を抱えていたことは、すでに指摘した通りである。では、独立に伴う外部世界の情勢変動を前にして、村落共同体が内部から崩壊していかなかったのはなぜか。崩壊を遅らせた、いいかえれば共同体の凝集力を維持するメカニズムは、18世紀後半の村落共同体にすでに内在していたのか。ここにいたりわれわれは、テイラーが重要視した側面、すなわち共同体の自律性（あるいはこれを重視するイデオロギー）、団結性をア・プリオリに指定するのではなく、矛盾を抱えながらもこれらが再生産されるプロセスを具体的に究明することを迫られるのである。

## 謝 辞

筆者が植民地期メキシコにおけるインディオ騒動に興味を抱いたのは、いまから8年前、東京大学大学院修士課程1年次に在籍中のことである。柴田三千雄先生（フェリス女学院大学教授、東京大学名誉教授）の演習で近代世界における民衆文化という共通テーマを与えられ、テイラーの研究を紹介したのがそのきっかけであった。その後、忙しさに追われ掘り下げることはできずいたが、この問題が念頭から離れることはなかった。そして、国立民族学博物館に移り、研究に専念できる体制が整って最初に浮かんだテーマが、インディオ騒動であった。史料収集段階では、メキシコ国立総合文書館の館員各位から様々な便宜を受けた。本稿執筆中には、黒田悦子先生（国立民族学博物館教授）が草稿段階から目を通して下さり、そのつど有益なコメントをいただき、少なからず欠点を修正することをえた。また、論文が予想外に長くなることが明らかになり、大幅に短縮すべきか、あるいは複数の論文に分割すべきかなどと悩んでいたおりに、まず自分のいいたいことを全部書いてしまいなさいとおっしゃられたのには、大いに励まされた。本稿が基本的に執筆開始時の構想通りに発表される運びとなったのは、黒田先生のおかげである。もちろん、冗長な点などが見受けられるとすれば、それはひとえに筆者の責任である。最終段階では、友枝啓泰先生（国立民族学博物館教授）、田邊繁治先生（国立民族学博物館教授）にも原稿を読んでいただき、貴重なご教示を賜った。ここに記した諸先生ならびに筆者を支えて下さったすべての方々に謝意を表したい。

## 文 献

- BORAH, Woodrow W.  
1985a *El Juzgado General de Indios en la Nueva España*. Traducción de Juan José Utrilla (1st edition in English, 1983). México, D. F.: Fondo de Cultura Económica.
- BORAH, Woodrow W. (coordinador)  
1985b *El gobierno provincial en la Nueva España: 1570-1787*. México, D. F.: Instituto de Investigaciones Históricas, Universidad Nacional Autónoma de México.
- CALDERÓN QUIJANO, José Antonio (dirección y estudio preliminar)  
1967 *Los virreyes de Nueva España en el reinado de Carlos III*, Tomo I (1759-1779). Sevilla: Escuela de Estudios Hispano-Americanos.
- CASTRO GUTIÉRREZ, Felipe  
1990 *Movimientos populares en Nueva España: Michoacán, 1766-1767*. México, D. F.: Instituto de Investigaciones Históricas, Universidad Nacional Autónoma de México.
- CASTRO, F., Virginia GUEDEA y José Luis MIRAFUENTES GALVÁN (eds.)  
1992 *Organización y liderazgo en los movimientos populares novohispanos*. México, D. F.: Instituto de Investigaciones Históricas, Universidad Nacional Autónoma de México.
- CHÁVEZ OROZCO, Luis  
1943 *Las instituciones democráticas de los indígenas mexicanos en la época colonial*. México, D. F.: Instituto Indigenista Interamericano.
- COATSWORTH, John H.  
1990 *Los orígenes del atraso: Nueve ensayos de historia económica de México en los siglos XVIII y XIX*. Traducción de Juan José Utrilla. México, D. F.: Alianza Editorial Mexicana.
- DEHOUE, Danièle

- 1984 Las separaciones de pueblos en la región de Tlapa (siglo XVIII). *Historia Mexicana* 33 (4): 379-404.
- FARRISS, Nancy  
 1984 *Maya Society under Colonial Rule: The Collective Enterprise of Survival*. Princeton: Princeton University Press.
- FLORESCANO, Enrique  
 1986(1971) *Origen y desarrollo de los problemas agrarios de México, 1500-1821*. México, D. F.: Era.
- GARCÍA MARTÍNEZ, Bernardo  
 1987 *Los pueblos de la Sierra: El poder y el espacio entre los indios del norte de Puebla hasta 1700*. México, D. F.: Colegio de México.
- GERHARD, Peter  
 1977 Congregaciones de indios en Nueva España antes de 1570. *Historia Mexicana* 26 (3): 347-395.  
 1986 *Geografía histórica de la Nueva España, 1519-1821*. Traducción de Stella Mastrangelo (1st edition in English, 1971). México, D. F.: Instituto de Investigaciones Históricas, Universidad Nacional Autónoma de México.
- GIBSON, Charles  
 1964 *The Aztecs under Spanish Rule: A History of the Indians of the Valley of Mexico, 1519-1810*. Stanford: Stanford University Press.
- KATZ, Friedrich (ed.)  
 1988 *Riot, Rebellion, and Revolution: Rural Social Conflict in Mexico*. Princeton: Princeton University Press.
- LADD, Doris M.  
 1984 *La nobleza mexicana en la época de la Independencia, 1780-1826*. Traducción de Marita Martínez del Rio de Redo (1st edition in English, 1976). México, D. F.: Fondo de Cultura Económica.
- LOCKHART, James  
 1992 *The Nahuas after the Conquest: A Social and Cultural History of the Indians of Central Mexico, Sixteenth through Eighteenth Centuries*. Stanford: Stanford University Press.
- MORIN, Claude  
 1979 *Michoacán en la Nueva España del siglo XVIII: Crecimiento y desigualdad en una economía colonial*. Traducción de Roberto Gómez Ciriza (El original inédito en francés). México, D. F.: Fondo de Cultura Económica.
- MURIEL, Josefina  
 1991(1960) *Hospitales de la Nueva España: Fundaciones de los siglos XVII y XVIII*, Tomo II. México, D. F.: Instituto de Investigaciones Históricas, Universidad Nacional Autónoma de México.
- PASTOR, Rodolfo  
 1987 *Campesinos y reformas: La mixteca, 1700-1856*. México, D. F.: Colegio de México.
- Río, Ignacio del  
 1984 *Conquista y aculturación en la California Jesuítica, 1697-1768*. México, D. F.: Instituto de Investigaciones Históricas, Universidad Nacional Autónoma de México.
- 清水昭俊  
 1989 「ミクロネシアの首長制」『国立民族学博物館研究報告別冊』6: 119-139.
- SOLANO, Francisco de  
 1984 *Cedulario de tierras: Compilación de legislación agraria colonial*. México, D. F.: Instituto de Investigaciones Jurídicas, Universidad Nacional Autónoma de México.  
 1990 *Ciudades hispanoamericanas y pueblos de indios*. Biblioteca de Historia de América 2. Madrid: Consejo Superior de Investigaciones Científicas.
- TAYLOR, William B.  
 1972 *Landlord and Peasant in Colonial Oaxaca*. Stanford: Stanford University Press.  
 1979 *Drinking, Homicide, and Rebellion in Colonial Mexican Villages*. Stanford: Stanford

- University.
- 1988 **Banditry and Insurrection: Rural Unrest in Central Jalisco, 1790-1816.** In F. Katz (ed.), pp. 205-245.
- TUTINO, John
- 1975 **Hacienda Social Relations of Mexico: The Chalco Region in the Era of Independence.** *Hispanic American Historical Review* 55 (3): 496-528.
- 1976 **Provincial Spaniards, Indian Towns and Haciendas: Interrelated Agrarian Sectors in the Valleys of Mexico and Toluca, 1750-1810.** In Ida Altman and J. Lockhart (eds.), *Provinces of Early Mexico: Variants of Spanish American Regional Evolution*, Los Angeles: UCLA Latin American Center Publications, University of California, Los Angeles, pp. 177-194.
- 1988 **Agrarian Social Change and Peasant Rebellion in Nineteenth-Century Mexico: The Example of Chalco.** In F. Katz (ed.), pp. 95-140.
- VAN YOUNG, Eric
- 1984 **Conflict and Solidarity in Indian Village Life: The Guadalajara Region in the Late Colonial Period.** *Hispanic American Historical Review* 64 (1): 55-79.
- 1986 **Millennium on the Northern Marches: The Mad Messiah of Durango and Popular Rebellion in Mexico, 1800-1815.** *Comparative Studies in Society and History* 28: 385-413.
- 1992 **El sociópata: Agustín de Marroquín.** En F. Castro *et al.* (eds.), pp. 219-253.
- VÁZQUEZ, Josefina Z. (coordinadora)
- 1992 *Interpretaciones del siglo XVIII mexicano: El impacto de las reformas borbónicas.* México, D. F.: Nueva Imagen.
- WOLF, Eric R.
- 1957 **Closed Corporate Peasant Communities in Mesoamerica and Central Java.** *Southwestern Journal of Anthropology* 13 (spring): 1-18.
- YASUMURA, Naoki
- 1991 **Los movimientos campesinos en el México colonial: Estudio comparativo de su interpretación por historiadores norteamericanos.** En Bibiano Torres Ramirez (ed.), *Andalucía y América: Propiedad de la tierra, latifundios y movimientos campesinos*, Sevilla: Junta de Andalucía, pp. 235-258.
- 安村直己
- 1992 「スペイン王室とインディオ共同体——十八世紀ミチョアカンの事例に即して」『東京大学教養学部教養学科紀要』24: 225-253。
- ZAVALA, Silvio y José MIRANDA
- 1991 (1957) **Instituciones indígenas en la colonia.** En Alfonso Caso *et al.* (eds.), *La política indigenista en México*, Tomo I, México, D. F.: Consejo Nacional para la Cultura y las Artes, pp. 45-206.